
学術会議会員任命拒否——憲法の視座から見る

深草徹

はじめに

第1章 学術会議設立の精神

第2章 学術会議の職務の独立性、会員人事の自律性と学問の自由

1 序論

2 職務の独立性

3 会員人事の自律性

(1) 選挙制

(2) 選挙制から推薦制へ

4 小活

第3章 今回の会員任命拒否は完全に真っ黒な学問の自由の侵害である

1 序論

2 適法性の主張について

(1) 2018年11月13日内閣府学術会議事務局見解

(2) 憲法第65条、憲法第72条、第15条1項は会員任命拒否の論拠になるか

3 適切・妥当性の主張について

(1) 2003年総合科学技術会議提言と2004年法改正)

(2) 2015年「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」による検証と提言)

4 小活

第4章 今回の会員任命拒否は思想・良心の自由、表現の自由を侵害する

1 「人事の秘密」は不都合を隠蔽する時の常套句

2 思想・良心の自由、表現の自由の侵害

第5章 今回の会員任命拒否は三権分立を侵すものである

1 序論

2 任命は形式的なもの、推薦通り任命される

3 任命は推薦制に随伴する付随的行為であり、認証的行為である

4 小活——法解釈の変更と三権分立

第6章 今回の会員任命拒否の先にあるもの・・・憲法9条改憲との関係

1 序論

2 軍事研究に厳しい姿勢は学術会議のDNA

3 「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明(声明)」(1950年4月18日)

4 軍事目的のための科学研究を行わない声明」(1967年10月20日)

5 「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日）

6 小活

終章 まとめにかえて

はじめに

某日、S首相からK内閣官房長官に対し、以下のような問いかけがあった。

S首相・・・元学術会議会長、元学術会議会員もしくは現学術会議会員の肩書で、特定秘密保護法や安保法制に反対したり、憲法9条に自衛隊を明記することに反対したりするものがある。また学術会議は、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に批判的な考え方の声明を出し、非協力的姿勢をとっている。会員構成も、旧帝大に所属するものが多く私学や民間企業に所属する者が少ない。会員選考は、閉鎖的で、既得権化している。学術会議が、総合的・俯瞰的観点から政府に協力的になり、国家に役立つものとなる必要がある。このまま放置するわけにはいかない。政府が介入して学術会議を改革していかなければならないのではないと思う。丁度、今年は、学術会議会員の半数交代の年にあたるが、学術会議会員の任命権は内閣総理大臣にあるのだから、学術会議から推薦のあった105名全員をそのまま任命するのではなく、一部を拒否することで、まず学術会議改革への先鞭をつけたいのだが、どうだろうか。

この問いかけの後、憲法と法律にのっとり、立憲主義、民主主義のルールに従って政治を進める立場から想定し得る正しいストーリーは以下のとおりでなければならない。

K官房長官・・・総理、前例にないことをするには日本学術会議法制定やその後の法改正の経過をふりかえり、学術会議会員の選出がどのような考え方で、どのようになされてきたのか慎重に調査し、学問の自由の侵害だとか、思想・良心の自由、表現の自由の侵害だなどという批判が出る余地がないかどうかしっかり検討する必要があります。事務方とも協議しますのでしばらく時間を下さい。

1週間後、K官房長官はS首相に以下のように意見具申した。

K官房長官・・・1948年日本学術会議法制定経緯、1983年法改正の経緯を、事務方に調べさせてみましたところ、次のようなことがわかりました。

日本学術会議法は、学術会議に政府に対し科学政策に関する勧告を行うなどの重要な職

責を与えています。同法は、それらの職責を遂行する目的、さらには学問の自由を尊重するという憲法上の要請から、学術会議の政府からの独立・自主・自律を保障しています。要するに学術会議の完全自治という建てつけがなされています。

学術会議は国の特別の機関で、構成員である会員は特別職の国家公務員ということになりますが、その選出は学術会議に委ねるという枠組みを決め、発足時には、具体的選出方法として選挙制が採用されました。

これは、ほぼ同じ時期に制定された教育公務員特例法で、国立大学の学長を、大学側の選考・申し出に基づき文部大臣が任命するという仕組みがとられているのとも違います。国立大学学長の任命権は、大学の自治の建前から形式的なものだとされていますが、それでも国会における政府答弁で、憲法15条1項による国民の公務員選定罷免権にもとづき、その国民の負託を受けた文部大臣は例外的に任命を拒否できる場合があるという解釈が示されています。しかし、学術会議会員の選出は、もともと選挙制で、政府がこれに関与する余地は全くありませんでした。選挙の結果を受けて、会員選挙管理委員会が当選者に当選証書を交付することにより会員が確定していました。

1983年の法改正で、選挙制の弊害（先端分野や国際的分野で活躍する有力研究者や学界で実績を認められた研究者、若くて有能かつ意欲的な研究者、等が会員に選出されない、研究者の一部に競争と対立を煽る、科学者の中に選挙に無関心な層が増え、立候補者の減少・投票率の低下など選挙は低調になっている、組織力のある者が選挙では有利で会員構成に偏りを生じるなど）を取り除くために、選挙制に替えて推薦制が採用されました。しかし、このときも会員選出を学術会議に委ねるという考え方自体はそのまま維持されました。具体的には、学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命するというように定められましたが、選考は学術会議に完全に委ね、推薦名簿が提出されればこれをそのまま認めるということになりました。内閣総理大臣の任命は、推薦制に随伴する付随的行為だというのが当時における政府の説明ですし、当時の中曽根康弘首相や所管の丹羽兵助総理府総務長官も任命は形式行為であると国会答弁をしています。ですから学術会議の推薦名簿から一部をはずして任命することはできないと考えられます。

もし総理が、どうしてもそうすべきだとおっしゃるなら、法改正が必要になるのではないのでしょうか。

S首相・・・そうか。実は、私も当時のことを調べたが、学術会議を政府から独立した民間団体にしてしまおうということも考えられたようだが、世論の反発もあり、あなたのいうような形にとどめたようだ。なかなか難しい問題で、無理すると政府の足をすくうということにもなりかねないので、残念だが、今回は諦めて推薦名簿のとおり任命することにしよう。

しかし、世の中は、民主主義とは名ばかりに墮し、その形骸化は目を覆うばかりである。国民の政治的無関心が進み、最近では、国会議員の選挙では、投票率は50%に達するのがや

っという状況が続いている。国民の政治意識も低調で、なんとなく現在の内閣を支持する人が多数を占め、特に若年層ではそれが目立つ。世論調査での内閣支持率の傾向を見ると、何か不祥事が起きて大きな話題になったり、明らかな失政が新聞などで大きく報じられたりすると、一時的に下落するが、1～2カ月も経過すると元の木阿弥になってしまう。テレビのお茶の間番組では、大阪弁でさかんにまくしたてる弁護士やお笑い芸人が出ずっぱりで、現状肯定の発言に終始し、まじめに政治の現状を批判する人たちを茶化したり、まぜかえしたりするような発言を繰り返して、心ある人々をうんざりさせている。ネットのSNS上では、右派的な言論人やそれに追随するネトウヨと通称される人たちが、フェイクニュースを拡散して、人々を混乱させている。人々はますます政治への無関心を深め、現状変革を唱える政治勢力は衰退するばかりである。こんな状況を見て、政府・与党やその亜流の政治家たちは、ほくそ笑みつつ、国民を軽視し、適当になれ合い、その場しのぎに終始し、国政上の重要課題にまじめに向かきあうことはなくなり、独善に陥りやすくなっている。

S首相の問いかけ後、実際には、次のように進んだ。

K官房長官・・・承知しました。事務方に調査させます。

K官房長官は事務方トップのS田内閣官房副長官を読んで、S首相が述べたところを伝えたところ、S田副長官は次のように述べた。

S田副長官・・・実は、前総理からもそうした希望はうかがっていました。私も、ご希望に沿うべく早速調査にとりかかり、既に調査は完了しています。実は、今回、学術会議が推薦してきた105名のうちには、政府のやろうとすることに反対ばかりする不屈きな輩が6名います。この連中をはずして、こちらで任命決済用の推薦リストを作らせましょう。学術会議から提出された推薦リストは参考資料として後ろにつけておけばよいでしょう。是非、実行して頂きたいと思います。なに、問題がおこれば学術会議はこんなにけしからん組織だとネガティブ・キャンペーンをはれば、政治的に無関心で、愚かな国民は、すぐ抑えこむことができるでしょう。国民なんてなんとでもなるのです。既に、そのための資料も用意しています。

かくしてS田副長官の言うとおりに事務を進めさせたS首相は、6名の任命を拒否した。この6名の会員任命拒否の事実、某政党機関誌のスクープ報道を皮切りに、各紙一斉に報道され、時の大問題となって、当の学術会議、任命拒否された人たち、さらに多数の学術研究団体や国民の中から、学問の自由、思想・良心の自由を侵害し、法の趣旨を勝手に変えた立法権篡奪行為あり、許しがたいというS首相批判の声が沸き上がった。政府が用意していた学術会議へのネガティブ・キャンペーンも効果もなく、政権の屋台骨が揺らぎかねない状況となっている。国民は決して愚かではなく、健全な批判精神に火がついたのだ。

思わぬ事態に S 首相は、うろたえるばかりで、記者会見も行わず逃げまわっていたが、ようやく、質問を予め出させ、追加質問を認めず、たたみかけて追及を受けることのない記者代表インタビューなる記者会見まがいのものを開いて逃げ切りをはかろうとした。しかし、S 首相は、まともに整理もしないまま、「総合的・俯瞰的活動を進めさせるという観点から判断」、「前例踏襲でよいのかずっと考えていた」、「国民には公務員選定・罷免の固有の権利がある」、「学術会議会員は既得権化している」、「会員選考は閉鎖的だ」、などと脈絡のない言葉を繰り返し、任命過程についてもあやふやな説明に終始し、挙句の果てに、「自分は最終の任命者名簿しか見ていない」などと口走ったりする始末で、かえって火に油を注ぐ始末。S 政権は迷走状態の様相を呈してきた。果たして S 政権の命運や如何。

これは 2020 年 10 月 1 日以後報道された事実をもとに、ある程度、推測をまじえつつ書いた物語である。しかし、当たらずといえども遠からず、案外、実話に近いものになっていると言えるかもしれないと、一人悦に入っている次第である。

登場人物の S 田官房副長官のモデルは杉田和博氏、バリバリの警備公安警察、昔で言えば特高官僚にあたる筋の出身だと言え、この物語、より実話に近づくかもしれない。この人には、学問の自由も、思想・良心の自由も、表現の自由も、とるに足らないもの、眼中にはないであろう。

杉田氏の略歴を掲げておこう。

1989年	警察庁警備局公安第一課長
1991年	警察庁警務局人事課長
1992年	警察庁長官官房総務審議官
1993年	神奈川県警察本部長
1994年	警察庁警備局長
1997年	内閣官房内閣情報調査室長
2001年	内閣情報官・内閣危機管理官
2012年	内閣官房副長官（第二次安倍政権）
2017年	新設された内閣人事局局长

さて実話のさわりの部分も書いておこう。以下のとおりである。

日本学術会議（以下単に「学術会議」という。）の会員 210 名の任期は 6 年（再任は認められない）、活動期を 1 期 3 年として、3 年ごとに半数の 105 名ずつ改選される。20

20年9月末日限りで、2017年10月1日から3年の活動期（第24期）は終了し、6年の任期が満了することとなる105名の会員に代わって新会員105名選出され、10月1日から非改選の会員105名とともに次の活動期（第25期）の活動を開始する。新会員の選考は、2020年の初頭から始まり、内規にしたがって、約6カ月間の選考審査期間を経て、105名の会員候補者推薦名簿が作成され、2020年7月の総会において審議され承認された。その後8月末に、学術会議から内閣府人事課に推薦名簿が提出された。しかし、9月30日、内閣総理大臣によって任命された会員名簿には、推薦名簿にあった宇野重規、岡田正則、小沢隆一、加藤陽子、松宮孝明、芦名定道の6氏はずされていた。

注：学術会議が明らかにした2020年9月末に選出される会員（第25期）の選考スケジュールは以下のとおりであった（学術会議ホームページより）。

1月16日（木）～2月3日（月） 推薦書の提出期間（メール通信サービスの利用）

2月 7日（金） 推薦書提出〆切（最終）

2月～5月 選考委員会・分科会による選考

5月～6月 選考委員会による最終調整等の後、会員候補者名簿及び連携会員候補者名簿を幹事会へ提出

6月～7月 幹事会による審議の後、会員候補者名簿の総会への付議決定及び連携会員候補者の決定

7月 臨時総会による会員候補者の承認

以降 人事上の諸手続⇒10月1日（木） 発令（予定）

学術会議関係者は、皆、当然のことながら、全員任命されるものと考えており、任命拒否があり得るなどということは考えも及ばなかった。候補者として推薦されたことを承知していた松宮孝明立命館大学教授も、当然任命されるものと思い、9月29日には、既に東京出張の旅費の手続きを終えていたとのことであるから、同日夜、任命されていないことを知って、さぞ驚かれたことであろう。

10月1日開催の第25期最初の総会では、次期会長を選出することになるが、会員は全員、選挙人・被選挙人となる資格があるので、選挙人・被選挙人資格者リストが、事前に会員及び会員予定者宛てに送られる。それがそれぞれのもとに届いたのは9月29日の19時過ぎだったとのことである（高山佳奈子『任命拒否の違法性・違憲性と日本学術会議の立場』—『学問の自由が危ない 日本学術会議問題の深層』晶文社所収）。

こうして9月29日夜、任命拒否という学術会議発足以来の大事件の発生が明らかとなり、10月1日、「しんぶん赤旗」が6名の任命拒否を大きく報じたのをはじめ、少し遅れて各メディア競って報じることとなった。

さて学術会議会員任命拒否という前代未聞のこの事件は、またたく間に時の大問題に浮上ることとなった。本稿は、この事件を、憲法を切り口として論じようとするものである。

今回の会員任命拒否への前段となる事実——報道から

本件会員任命拒否が一斉に報じられ、政治・社会問題化した後に、以下のようにこの数年前に、今回の前段となる隠れた事実があったことが報じられている。

※共同通信デジタル版（2020/10/09 20:45）は以下のニュースを配信した。

——日本学術会議が2018年に定年退職を迎えた会員の補充をしようとした人事で、学術会議の候補者案に難色を示した首相官邸に対し、学術会議が理由の説明を求めたが「言う必要はない」と拒否され、再三にわたり面会も断られていたことが9日、分かった。当時会長だった山極寿一前京都大学長が証言した。——

※東京新聞デジタル版も、同日次のように報じている。

——（学術）会議元幹部などによると、18年9月付で定年の男性教授の欠員を補うため、選考委員会が候補者を選び、事務局が推薦者名簿を内閣府人事課に持参したところ、官邸側が難色を示したという。（学術）会議側は会員を選任し推薦する権利は会議にあるとして、候補者を差し替えずに名簿を持ち帰った。その後、今回の半数改選まで欠員状態が続いたという。元幹部は「16年の大西隆元会長の時、補充人事で官邸に複数候補者を示す形が取られた。選考委の中では『ありえないやり方だ』という批判や、『調整するのが当たり前だ』との声もあった。あの時の補充の対応以降、官邸が会議の人事により強く介入するようになった」と話す。会議事務局は「1人が欠員になっていたのは事実。選考過程については答えられない」としている。

※朝日新聞デジタル版（2020/10/13 5:07）は、第23期会長をつとめた大西隆東大名誉教授のインタビュー記事を報じた。この中で大西元会長は以下のように語っており、官邸側が学術会議会員人事への介入の始まりとその態様を示す重要な証言である。

——「（2016年の会員補充人事について）定年で欠員が出る3ポストについて、各2人ずつの推薦候補を選び、優先順位をつけて名簿を作った。正式に推薦を決める前の段階だ。事務局を通じて官邸に示したところ、2ポストについて、上位に推した候補に難色を示された。下位の候補を推薦するよう求められたが、理由の説明はなかった。難色を示された2人は業績十分だったので驚いたが、議論の末、結局、全ポストについて推薦そのものを見送った」

——「（正式な推薦前に必要なポスト数を超える名簿を示したのは）この時が初めてだと思う。それより以前に『次からは、選考の途中で多めの人数の名簿で説明して欲しい』と官邸側から求められていた。求められた時期は覚えていないが、14年の半数交代の人事では求められなかったと記憶しているので、それ以降のはずだ」

——「（任期最後の17年秋の105人の交代人事では）16年末ごろに私が官邸を訪れ、選考の方法やスケジュールを説明した。女性の割合を増やす方針であることなども話した。

それ以前の補充人事でも『多めの人数の名簿を』と求められていたので、私は推薦候補を最終的に絞り込む前の数人多い段階で選考状況を説明すると言い、官邸幹部も了解した。翌17年6月に、実際に110人超の名簿を示し、このうち学術会議が推薦を希望する105人を伝えた。その後、内部手続きを進め、その105人を推薦し、首相が任命した。学術会議の希望を曲げないために、事前に丁寧に説明した」

※しんぶん赤旗（2021・2・2）

共産党の田村智子参議院議員が政府に開示させた文書の内容が紹介されている。

・2018年9月20日付内閣府学術会議事務局作成の文書（検討過程の未定稿）

「今般、・・・3名の欠員が出ることとなり・・・」「会員の補欠推薦順位に関して、各部（学術会議）と任命権者（首相）の間に意見の隔たりが生じた・・・」

・2018年9月12日に行われた学術会議の会員選考委員会議事要旨

委員長（山際寿一氏）「(官邸側から)推薦順位を逆転した方がよいとの話がきた」「理由については明示されていない」・・・このあと委員長は、理由なく推薦順位を変えることは「日本学術会議の独立性の観点から困難」と判断し、事務局長に再度官邸側に説明するように指示したが、「先方も強硬」で理由の説明も拒まれたと報告を受けたと説明している。

これらによると第二次安倍政権下で政府は既に会員人事への介入を開始していたこと、その態様は極めて陰湿かつ執拗であることがわかる。こうした第二次安倍政権の姿勢が継続される限り今回の会員任命拒否は起こるべくして起こった事件であることがわかる。菅首相は、当時の官房長官としてこれに深く関わっていた。このときの会員人事への介入は、当該事象が生じた当時、一切、報道されず、政治問題とはならなかった。そのことは、菅首相が今回の任命拒否を行った際の心的背景を考える上で参考になる。

第1章 学術会議設立の精神

学術会議は、1948年7月に成立した日本学術会議法（以下「日学法」という。）に基づいて、1949年1月に設立された。

日学法前文には、以下のように規定されている。

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」

わが国は、先の戦争により、アジアで、2000万人をこえる人々の尊い命を奪い、自らも310万人に及ぶ国民に死をもたらし、それらを倍するに余りある人々を、死の恐怖、肉親喪失による悲哀、生活基盤の崩壊と飢餓におとし入れた。わが国は、先の戦争において、占領地や植民地で組織的・系統的な非人道的不法行為を行った。

わが国に敗戦と国家破綻がもたらされたのは、その当然の報いであった。

戦後、わが国では、こうしたことへの悔恨と痛切な反省の上に立って、再び戦争の惨禍を引き起こさないとの誓いととも、文化国家、平和国家の建設を希求する声が次第に高まり、それは大きな流れとなって行った。

たとえば戦後2度目の国会である第89帝国議会・1945年12月8日の衆議院予算委員会の質疑の中で無所属倶楽部の中谷武世議員が、次のような所見を述べて、首相の見解をただしている。

「今後の国家目標として、古い富国強兵の観念などに代えて、武装なき大国の建設、身に寸鉄をおびない高度文化国家の建設を理想とすべきである。武装を解除された日本が、純然たる文化国家として平和的繁栄をとげ、ふたたび一流国家の水準に復興するときに、日本の武装解除は単に日本一国の武装解除に止まらず、やがて世界の武装解除を誘導することになる。」

昭和天皇さえも、次のように宣言している。

①平和確立の勅語（第88回帝国議会1945年9月4日開院式）

「朕は終戦に伴ふ幾多の艱苦を克服し國體の精華を發揮して信義を世界に布き平和國家を確立して人類の文化に寄與せむことを冀ひ日夜軫念措かす此の大業を成就せむと欲せば冷靜沈着隱忍自重外は盟約を守り和親を敦くし内は力を各般の建設に傾け舉國一心自彊息ます以て國本を培養せざるへからず軍人遺族の扶助傷病者の保護及新に軍籍を離れたる者の厚生戦災を蒙れる者の救済に至りては固より萬全を期すへし」

（「私は、終戦に伴う多くの苦しみを克服し、わが国の真価を發揮し、信頼を守り道義を果たす努めを世界に知らしめ、平和国家を確立して、人類の文化に貢献することを希求し、ひとときも忘れることなくこの大業を成し遂げようと思っている。そのため、冷静に考え、軽はずみな行動はせず、国外に対しては固い誓約を守り、国同士の親睦を深めて欲しい。国内においては、力をあらゆる方面における創設に注ぎ、国を挙げて心をつにし、自ら進ん

で努める姿勢を忘れてはならない。それにより、国家の基本を育てなければならない。軍人の遺族の生活の扶助、戦災傷病者の保護、及び新たに軍籍を離れた人の厚生、そして戦災を被った人の救済にいたっては、もちろん万全を期する。』)

② 1946年1月1日・人間宣言詔書

「朕はここに誓いを新たにして、国運を開かんと欲す。すべからくこの御趣旨（筆者注：五箇条の誓文の趣旨のこと）に則り、旧来の陋習を去り、民意を暢達し、官民挙げて平和主義に徹し、教養豊かに文化を築き、以て民生の向上をはかり、新日本を建設すべし。」

（「私は、誓いを新たにして今後の日本の発展を念願する。万事は五カ条の御誓文に従い、過去の悪しき慣習を取り払い、国民の自由闊達な意見を尊重し、政府も国民も平和主義に徹し、国民の教養を高め豊かな文化を築き、民正の向上をはかり、新日本を建設しよう。」）

時の首相幣原喜重郎は、この人間宣言詔書の作成に深く関わり、自らも文化国家・平和国家の確立への思いを強めた。彼は、自著の中で、敗戦の玉音放送を聞いた直後に、直接、先の戦争を引き起こした者たちの責任を問い、平和を希求する民衆の声を聞き取っていたこと、その声に背中を押され、憲法で、未来永劫戦争をしないように戦争を放棄し、軍備を全廃して、民主主義に徹する旨定めることを決意したことを、明かしている（幣原喜重郎『外交五十年』中公文庫218、219頁）。幣原の戦後の保守的政治家としての軌跡から、これを信じない人もいるかもしれないが、私は、額面どおり受けとめてよいと考える。

幣原は、第一次大戦後の平和・軍縮を求める世界の世論に応えたワシントン軍縮条約の締結に全権委員として参画し、パリ不戦条約締結時に外相としてこれに関与するなど一世を風靡した幣原外交と呼ばれる平和主義・国際協調外交を進めたことで高く評価されるべき人物で、戦時中は、平和主義・国際協調主義を忌み嫌う右翼・軍国主義者から排撃され、逼塞した生活を余儀なくされた（笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明』（大月書店）第1章「幣原外交の再評価」参照）。幣原の平和主義・国際協調主義は本物であったと言ってよい。

注：幣原の体験・・・（1945年8月15日の午後、彼が日本クラブで玉音放送を聞いたあと、帰宅の途次の電車の中）
「乗客の中に、三十代ぐらいの元気の良い男がいて、大きな声で、向こう側の乗客を呼び、こう叫んだのである。『一体君は、こうまで、日本が追い詰められたのを知っていたのか。俺は政府の発表したものを熱心に読んだが、なぜこんな大きな戦争をしなければならなかったのかちっとも判らない。戦争は勝った勝ったで、敵をひどく叩きつけているかとはばかり思っていると、何だ、無条件降伏じゃないか。足も腰も立たぬほど負けたんじゃないか。俺たちは知らぬ間に戦争に引き入れられて、知らん間に降参する。怪しからんのはわれわれを馴し討ちにした当局の連中だ』と、盛んに怒鳴っていたが、しまいにはおいおい泣き出した。車内の群衆もこれに呼応して、そうだそうだと言ってワイワイ騒ぐ。」（前出『外交五十年』217頁）

幣原は、自ら首班を務める政府において中枢部の人達や議会の主流を占める保守的・現状維持的勢力の中で、彼らの抵抗を防ぎつつ「憲法で、未来永劫戦争をしないように戦争を放棄し、軍備を全廃して、民主主義に徹するように定める」べく、マッカーサーの権威を借りようとして奇策に打って出た。それが、1946年1月24日のマッカーサーとの会談での戦争放棄・平和国家の宣言を憲法に書き込むというマッカーサーへの提案であった。

「この考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮にも日本側からこんなことを口にするには出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出してもらうように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。」

幣原は、衆議院議長当時の秘書官で自由党代議士の平野三郎の問いに答えて、こう語っている（平野三郎供述録取書）が、このような切羽詰まった奇策により、GHQ草案を呼び水として、戦争放棄・戦力不保持を謳う第9条や前文などを持つ徹底した平和憲法を導き出すことができたのである。

注：幣原のこの供述は、「よく分りました。そうしますと憲法は先生の独自の御判断で出来たものですか。一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっています。尤も草案は勅告という形で日本に提示された訳ですが、あの勅告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思えますが。」との問いに対する答えとして述べられている。

こうして制定された日本国憲法は、ひとことでいえば文化国家・平和国家の綱領である。

さて冒頭の日学法の前文に戻ることにする。文科省のホームページに『学術行政体制の改革と発展』と題する文書がアップロードされている。それには以下のように書かれている。

「敗戦を契機として、学術体制についても民主的改革を求める運動がまき起こった。この運動は、昭和21年3月、学術研究会議部長会が、当時のわが国の学界の中心的な機関である帝国学士院（のち22年12月、日本学士院と改称）、学術研究会議及び日本学術振興会の三団体の改組案を文部大臣に建議したことを発端とし、24年1月『日本学術会議』の設立となって結実したものである。」

戦後、全国の科学者の中から、戦時中、なすすべなく戦争に動員されるにまかせてしまっ

たことに対する痛切な反省とともに科学者を戦争に総動員する役割を担った帝国学士院、学術研究会議及び日本学術振興会の三団体の在り方に対する批判が噴出し、新たな民主的な科学者の代表機関設立の要求が沸きあがった。それは、全国の各分野の研究者から民主的に選出された108人の委員で構成する『学術体制刷新委員会』に結集され、そこでの討議を通して、科学者の内外に対する代表機関として、新たに全国各分野の科学者から民主的に選出された210人の会員で構成する学術会議が法律に基づいて設立される運びになった。その際、運動を担った科学者たちのよりどころは、文化国家・平和国家の綱領である日本国憲法であり、日学法は実質的には彼らによる自主立法であったと見てもよい。

そこで、こういうことができるのではなかろうか。すなわち日学法前文に定められたことは、科学者コミュニティとして、憲法を学問・研究の分野で具体的に実践することを宣言したものであると。学術会議設立の精神は、まさにここに集約されている。

第2章 学術会議の職務の独立性、会員人事の自律性と「学問の自由」

1 序論

日学法前文にあるように科学が、文化国家・平和国家の基礎となり、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献するには、科学研究に従事する人たち・・・科学者が、時の政権の意のままになってはならない。

戦前、1933年の瀧川事件や1935年の天皇機関説事件など、学問研究の内容そのものを理由に、政府及びそのよって立つ軍部・右翼、それらによって攻撃にさらされ、軍国主義とファシズムが推進されていった。科学者は、そうした中、恫喝と威迫、同調圧力によって追い立てられて、科学者は軍事研究と戦争に動員されて行った。

科学者にとって、これは大きな苦痛と犠牲を伴う経験であり、二度とあのような事態を繰り返さないことが科学者の悲願となった。

2 職務の独立性

日学法第2条、第3条は次のように定めている。

第2条・・・「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」

第3条・・・「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」

科学者の上記の悲願は、この第3条の「独立して左の職務を行う」との文言に具現されている。しかし、職務の独立は、単に科学者の悲願の具現であるだけだけではなく、憲法23条所定の「学問の自由」の要請するところでもある。

そのことを少し立ち入って見ておくことにする。日学法第1条で以下のように定める如く、学術会議は、国の機関（内閣府設置法第40条3項所定の「特別の機関」）である。

2項・・・「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。」

3項・・・「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。」

しかし、同時に、科学者の代表機関であり、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする組織であるから、学術会議の在り方としては、科学者コミュニティの「学問の自由」を保障することこそが第一義的に重視されなければならない。そこで、日学法は、職務の独立性を明記することにより、政府の指揮命令が及ばないこと、政府がその運営に介入してはならないことを明確にしたのである。これは科学者コミュニティに属する科学者個々人の学問・研究の自由の制度的保障である。

「学問の自由」を俗流に解釈して、それは研究者個々人の権利であって、学術会議の組織・運営に関していかに定めるかということは「学問の自由」とは関係がないと言う人がいる。そしてそのように言う人は、その延長線上で、政府機関を構成する組織にあつては、政府の指揮・命令が及ぶような仕組みとなっても、それはやむを得ないことだとも言う。

なるほど個々人が学問・研究する自由は、憲法19条の思想良心の自由、21条の表現の自由等があればそれで十分であるとも言えそうである。仮に「学問の自由」を憲法に定めるとしても、個々人の権利であることを明らかにすることはできる。現行憲法制定過程を見ると、GHQ草案第22条では「学究上ノ自由及職業ノ選択ハ之ヲ保障ス」となっており、日本政府が1946年3月6日公表した「憲法改正草案要綱」でもこれに相当する第21項では「国民ハ凡テ研学ノ自由ヲ保障セラルルコト」となっていた。これらで想定されている「学問の自由」は、科学者個々人の学問・研究の自由というレベルにとどまっていたと理解できる。

しかし、4月17日に発表された「憲法改正草案」（国会に提出された政府原案）の第21条（審議過程で条文の追加があり成文では第23条となった）では、「学問の自由は、これを保障する。」と書き改められた。それは何故だろうか。実は、「憲法改正草案要綱」が公表された時点から「憲法改正草案」発表までの1カ月余りの間に、法制局とGHQ民政局との間で何度も折衝が行われているのであるが、4月2日、法制局の入江俊郎長官、佐藤達夫次長らとGHQ民政局次長チャールズ・L・ケーディス、同局員アルフレッド・R・ハッシーらとのやりとりの中で、日本側の、アカデミック・フリーダムには、個人の学問の自由のほ

かた例えば大学の自由・自治などを含むのかとの問いに対し、ハッシーは明確にそうだと答えている（佐藤達夫『日本国憲法成立史』第3巻・有斐閣293頁）。おそらくはこのやりとりを踏まえて、そのように書き改められたものであろう。この文言の変更は、文言自体に深みと広がりが生じていること及び上記のGHQ民政局との折衝時のやりとりから、「学問の自由」は単に個々人の学問・研究の自由にとどまらずその制度的保障にまで広げ、深められていると見られる。よって、この草案どおり成文化された憲法第23条にいう「学問の自由」は、個々人の学問・研究の自由のみならず、大学の自治など個々人の学問・研究の自由の制度的保障も含まれると解するのが相当である。

学問の自由条項それ自体は、どこの国の憲法にも定められているわけではない。たとえばアメリカ合衆国憲法には「学問の自由」の条項はない。それは科学者コミュニティとその中心である大学が、もともと国家との関わりなく形成されたものであるという特殊性があり、国家からの干渉、介入を防ぐために「学問の自由」を憲法上規定しなければならない必要性はなく、思想・良心の自由、表現の自由だけで十分だったからである。

一方、日本国憲法で、「学問の自由」が定められているのは何故かといえば、それが蹂躪された歴史を直近に持ち、これを特に定める必要があったからである。この点に関し、芦部信喜『憲法新版補訂版』（岩波書店）にも「学問の自由を保障する規定は、明治憲法にはなく、また、諸外国の憲法においても、学問の自由を独自の条項で保障する例は多くはない。しかし明治憲法時代に、1933年の瀧川事件や35年の天皇機関説事件などのように、学問の自由ないしは学説の内容が、直接に国家権力によって侵害された歴史を踏まえて、とくに規定されたものである」と書かれている（154頁）。そうであるから、「学問の自由」は、単に個人の自由を超えて、制度的保障の確立がなされなければならないのである。

関連してもう一つ重要なことをあげると、「学問の自由」条項を持つ国々というのは、学問研究機関、とりわけ大学の主要な形態がドイツ型（ドイツをはじめ、オーストリア、スイス、オランダ、北欧、ロシアなど）であるという点である。これらの国々では、施設は公の営造物であり、人件費・物件費などが公費（税金）による、という共通性がある。この面からすると公権力の介入・統制が必然となる。しかし、大学の歴史をひもとくと、そこでは、中世、近世において、大学は学問共同体として成立し、大学人はその学問共同体の構成員であった。現在では普通に大学を意味するユニバーシティの語源はラテン語のウニヴェルシタスは人々の集合体とか組合という意味であったという（山口裕之『「大学改革」という病学問の自由・財政基盤・競争主義から検証する』（明石書店）。近代に入って、これらの国では、国家によって大学が設置・運営されるようになったのであるが、そうなるから、学問共同体は解体することなく存続し、大学及び大学人の実践を通じて学問共同体への公権力の介入・統制は排除されるべきだとの法意識・法規範が形成されて、憲法に「学問の自由」を書き込まれたのである。

このことを学術会議になぞらえれば、学術会議設立時に、国の機関であるが故に、科学者コミュニティの実践を通じて、日学法を制定させ、学問の自由の制度的保障として職務の独立が勝ち取られたものと言ってよいだろう。そのために、内閣総理大臣の所轄の下におかれるけれどもその指揮監督は及ばず、同じく内閣総理大臣の所轄の下におかれた「科学技術行政協議会」を通じて連絡・協議をすることとなり、政府からの独立性が確保する仕組みが作られたのである。

注：科学者と科学者コミュニティ

科学者とは何か、科学者コミュニティとは何かを論じ始めるとなかなか難しい。ここでは、人文・社会科学（法律学、政治学、文学、哲学、社会学、歴史学など）、生命科学（医学、農学など）、理学・工学等の研究に専念する人たちを科学者と呼び、そうした科学者を包括する観念的社会を科学者コミュニティということとする。この意味の科学者は、通常学会・協会など学術研究団体に所属し、所属学術研究団体が学術会議協力研究団体であるときには学術会議と紐付けられるほか、学術会議会員、連携会員となることにより、あるいはこれと提携することを通じて学術会議と結びつく。1983年改正前の日学法第17条では、会員選挙の選挙権・被選挙権を有する者を科学者の一部に限定していた（「①学校教育法又は旧大学令による大学卒業後2年以上の者、②旧専門学校令による専門学校、旧師範教育令による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後4年以上の者、③その他研究歴5年以上の者」）。また2004年改正前の日学法第17条も会員資格を定めていた（「その専門とする科学又は技術の分野において5年以上の研究歴を有し、当該分野における優れた研究又は業績がある科学者」）。

上記のような意味の科学者は、日本に約87万人いるといわれている。

歴史断章——瀧川事件と天皇機関説事件

瀧川事件は、京都大学の自由で、反中央、反権力的気風・学風の象徴として語られることも多いが、忌まわしいで事件あった。ことの起こりは、本当はもう少し遡るのであるが、世に言う瀧川事件なるものは、斎藤実元朝鮮総督・海軍大将を首班とする斎藤内閣の時代に発生した。事件発生前数年の歴史を振り返ってみると以下のとおりである。

- 1930年 4月 ロンドン軍縮条約調印。調印後、海軍内で条約調印批判勢力（艦隊派）が条約調印を推進した勢力（条約派）を非難・攻撃する事態となった。海相が、軍令部の意向を無視して条約批准のために天皇への上奏を強行した、これは軍令部固有の上奏権を侵害し、結果的に天皇の統帥権を干犯したという理屈である。政友会・右翼がこれに呼応して浜口雄幸内閣を攻撃し、政局化させることを目論んだ。
- 1930年 11月 浜口首相狙撃事件
- 1931年 9月 柳条湖事件・満州事変勃発

1932年2・3月 血盟団事件
1932年 5月 5. 15事件／犬養毅首相殺害⇒斎藤実内閣発足
1933年 3月 国際連盟脱退

この2年ほどの間に、軍部・右翼が躍進し、政治を左右することがとみに目立ち始めた。大正デモクラシーは一転して昭和反動の時代となり、1918年、政友会・原敬内閣発足以来維持されてきた本格的政党内閣も終焉を迎えることになってしまった。政友会は、まるでその墓掘人の役を買って出たかのようであった。

1933年4月、内務省は、瀧川幸辰の著書『刑法講義』及び『刑法読本』の内容が自由主義的ないし皇室への批判を含むものとして出版法に基づき発禁処分とした。翌5月、鳩山一郎文相が、京大総長に瀧川の罷免を要求したが、京大総長及び京大法学部教授会はこれを拒絶した。これに対し、鳩山文相は文官高等分限委員会の決定を受けて文官分限令により瀧川の休職処分を強行した。瀧川の休職処分と同時に、京大法学部は教授ら全教官が辞表を提出して抗議したが、他学部の教官たちは殆ど動かず、結局、瀧川、末川博ら6教授の免官、その他恒藤恭教授らの辞職という形で幕が引かれた。

政府・文部省が瀧川の処分を強行したのは、「大学の自治」、学問の自由を唱え、反権力的とみなされていた京大を国家に従順な大学にするという意図があったと指摘されているが果たしてどうだろうか。

天皇機関説事件は、憲法学の支配的な学説であった天皇機関説（憲法学者・宮沢俊儀は「国家学説のうち、国家法人説というものがある。これは、国家を法律上ひとつの法人だと見る。国家が法人だとすると、君主や、議会や、裁判所は、国家という法人の機関だということになる。この説明を日本にあてはめると、日本国家は法律上はひとつの法人であり、その結果として、天皇は、法人たる日本国家の機関だということになる。これがいわゆる天皇機関説または単に機関説である。」と要約している。）と、これを信奉する官僚たちが攻撃されるという不可解かつ異常な事件であった。その不可解、異常ぶりは、瀧川事件後のわが国の右傾化、ファッション化の進展度合いを示すものと言ってよいだろう。

1935年2月18日、貴族院本会議で、菊池武夫議員が、当時、退官して貴族院議員となっていた美濃部達吉（東京帝国大学名誉教授）の天皇機関説を国体に背く学説だとして、美濃部を「学匪」、「緩慢なる謀叛人」と罵る演説をし、貴・衆両院有志懇談会を主導して天皇機関説排撃決議をさせた。これに対し、岡田啓介内閣は、当初、天皇機関説の可否は学者にまかせるべきだと微温的態度を示した。菊池演説をきっかけに軍部皇道派による機関説への攻撃が激化し始めると、美濃部が貴族院本会議で「一身上の弁明」をしたにもかかわらず、3月に入り、議会内では菊池が天皇機関説問題を蒸し返し、議会外では皇道派による抗議行動が行われるようになった。

これに乗じて、政友会は、美濃部の師で、天皇機関説を自らも唱えていた枢密院議長・一木喜徳郎や、美濃部学徒である法制局長官金森徳次郎らを攻撃し、失脚させ、岡田内閣倒閣に持ちこもうと策動した。事態の進展に驚いた政府は、内務省において、出版法に基づき、美濃部の著書『憲法撮要』『逐条憲法精義』『日本国憲法ノ基本主義』の3冊を発禁処分とし、政府として「国体明徴に関する政府声明」（国体明徴声明。第一次は8月、第二次は10月）を出し、天皇機関説は国体の本義に反すると断じた。

美濃部は、不敬罪で告発されたが、その取り調べにあたった検事も天皇機関説を学び、育ち、天皇機関説の正当性を認める人物であったのだからなんとも締まりのない、気の抜けたサイダーのような話である。起訴猶予となった美濃部は、9月18日、貴族院議員を辞職。翌年、右翼壮士に銃撃され重傷を負った。

天皇機関説事件から2年、2.26事件を経て、1937年3月、文部省は先の国体明徴声明を踏まえて『國體の本義』を策定、全国の教育機関に配布した。やがて日中戦争が始まった。天皇機関説事件は、科学者の世界を震撼させただけでなく、日本を軍国主義、ファシズムの嵐に呑み込み、国民を日中戦争、アジア・太平洋戦争へと駆り立てる梃子となった。

瀧川事件の主人公、瀧川という人物個人を見れば、決して左翼ではなく、ごくごくまじめな一刑法学者に過ぎなかった。戦後、瀧川は、京都大学総長時代に左翼学生と対決し、保守・反動の痛罵を浴びせられている。

また天皇機関説の主人公、美濃部という人物自身は、戦後の新憲法制定に対する対応をめぐって、保守的な姿勢を堅持したように体制批判をするような人物ではなかった。

いずれも時代の波に翻弄されたと言えるが、これらが今、歴史の表舞台に登場する時代と
なってしまったことを私たちは重く受け止めなければならない。

3 会員人事の自律性

(1) 選挙制

職務の独立性の確保は、会員人事において最もシビアーにその成否が問われることになる。すなわち会員人事の自律性を確保することができるかどうかが必要であり、会員人事の自律性がしっかり確保されていることは、職務の独立性を確保するための大黒柱である。逆に、会員人事に政府の意向が反映されることになれば、職務の独立性は失われ、学問の自由は危殆に瀕することとなる。

そこで日学法は、会員人事に政府の意向が反映しないようにすることに、とりわけ意を用

いてきた。それは設立当初の日学法は、第7条を読めばよくわかる。同条は、以下のように定めていた。

- 1項・・・「日本学術会議は、選挙された210人の日本学術会議会員（以下会員という。）をもつて、これを組織する」。
- 2項・・・「会員の任期は、3年とする。但し、再選を妨げない。」
- 3項・・・（略）

つまり設立当初の学術会議会員は、選挙によって選出されることになっていたのである。会員選挙は、勿論、学術会議が実施するのであるが、選挙権、被選挙権を有する者は、日学法第17条で、科学者であって、①学校教育法又は旧大学令による大学卒業後2年以上の者、②旧専門学校令による専門学校、旧師範教育令による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後4年以上の者、③その他研究歴5年以上の者、と定められていた。選挙は自由立候補制で、部、専門、地方別に登録した有資格者が有権者となり、直接投票を行った。任期は3年、全員が同時に改選され、再任回数に制限はなかった。記録によると、有権者数は設立当初の第1期においては、4万3999名、1983年12月時点では24万0012名であった。

選挙制の下では、当選者は、学術会議内に設置した「会員選挙管理委員会」から当選証書が交付され、会員の地位が確定された。いうまでもなく政府機関の任命行為はなく、会員選出に政府の意向が反映される余地は全くなかった。そういうことであるから選挙制は、会員人事の自律性、学術会議の職務の独立、ひいては学問の自由と最も親和的な制度であった。

注：部・・・ 2004年法改正までは第一部（文学、哲学、教育学・心理学・社会学、史学）、第二部（法律学、政治学）、第三部（経済学、商学・経営学）、第四部（理学）、第五部（工学）、第六部（農学）、第七部（医学、歯学、薬学）の7部制であった。

同改正後は、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）の三部制となっている。

(2) 選挙制から推薦制へ

学術会議は、1949年1月の第1回総会において、「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」を採択し、「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省」し、「日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由、及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して、学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注」する旨宣言した。

1950年4月の第6回総会では「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）」を採択した。

さらに1967年10月の総会において「軍事目的のための科学研究を行わない声明」により「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」ことを改めて確認した。

政府の学術会議に対するけん制は、早くも1968年3月に始まっている。文部省が、科学研究費補助金の配分について、学術会議の意見を反映させるシステムから、学術会議を切り離し、文部省に新たに設置した学術審議会に委ねるシステムへ移行させたのである。

1968年3月9日付朝日新聞社説は「問題は、学術会議を浮き上がらせるかのように、これと対立する学術審議会をつくり、これに短時日に答申を出させ、その実施を強行しようとする文部省の根本的態度である。学術会議は、内閣総理大臣の所轄であり、総理府に属するが、主として基礎的な学術の問題を扱うために、むしろ文部大臣の諮問機関的存在で、事実、文部省は学術会議を大いに利用し、これまでむしろ、協調的ムードであった。それがいま、急に対立的ムードになったのは、いろいろな要素が考えられるが、第一には、科学技術庁の科学技術会議（法律上は首相の諮問機関）に対抗して文部省が強力な諮問機関をつくる必要を感じたことによるのであろう。文部当局は、学術会議の勧告や申入れを具体的に行政にうつすための諮問機関として、学術審議会をつくったと説明しているが、これが20年前に解散した学術研究会議の復活となれなければ幸いである。」と書いて、危惧しているのである。

その後の学術会議と自民党、あるいは政府との軋轢を、朝日新聞の記事（社説を含む）により追っていくと別記のとおりである。

別記：1983年日学法改改正までの政府・自民党の学術会議への介入

——朝日新聞記事（社説を含む）から

・1971年4月23日付朝刊

1971年4月、自民党内閣部会が、30件に及ぶ反政府的な政府への勧告や申入れの条々をあげて、「学術会議は偏向している」と学術会議改革に乗り出す意向を表明、これに対して学術会議は、総会において、とりあげられた勧告や申し入れは全て科学者の良心に従い、学問・思想の自由を守るという学術会議本来の使命に即してなされたものだと反論した。

・1974年6月27日付朝刊

政府・自民党の内部に「(学術会議は) 政府の機関なのに左に偏向している」との批判が早くから出され、犬猿の仲同然の関係が続いてきた。なかでも米原潜寄港や大学臨時措置法、さらには筑波大学法制定に反対する声明を出すなど政府の政策と真っ向から対立

する態度をとってきたことが、政府・自民党を強く刺激してきた。

学術会議を所管する小坂徳三郎総理府総務長官は、政府・自民党の対立は好ましいものではないとして、学術会議首脳陣と会談を持ち、政府・自民党と学術会議の和解のための改革案の提案を繰り返している。小坂長官がこうした提案を繰り返す背景には「学術会議のあり方に対して疑問を持ち、危機感を訴える会員も少なくない」という判断があり、学術会議への揺さぶりとする見方もある。

改革の第一弾として、政府・自民党の内部で出ているのは、学術会議会員の選出方法を改めることだ。いまの直接選挙制については、①学会のボス的存在の人物が有能な若手をおさえて当選しやすい、②選挙違反が起きやすい、③望まれている人は立候補したがらず、「政党色の濃い組織をバックにした人がどうしても当選しやすい」、といった批判が政府・自民党内には根強い。こうしたことから小坂長官は、学術会議首脳陣に「ひとつの方法として、推薦制にしてはどうか」と打診している。

・ 1974年8月15日朝刊

学術会議の改革をめざしている小坂総理府総務長官は、14日、学術会議の越智勇一会長らと懇談し、「学術の連続性を保つ意味から会長、部会長などの中心的メンバーは現在の選挙による選出方法を改め、推薦制にしたらどうか」と提案した。

これに対し、越智会長は、「会員の選考方法を変えることは考えていないが、組織面での改革は検討している。」と応じた。

学術会議のあり方をめぐる両者の考え方の違いは大きく、論議はさらに広がりそうだ。

このあとしばらくは大きな動きはなかった。政府・自民党としても攻めあぐねていたのだろう。攻めあぐねの背景には、1970年代まで続いた、社会党、共産党を中心とする全野党共闘と自民党とがそれなりに力の均衡がとれていたという政治的要因があったことが考えられる。しかし、1970年代終わりころから、社会党内でいわゆる右派が台頭し、左派・社会主義協会に対するしめつけが強められ、1979年東京都知事選挙で、社会党、共産党推薦の太田薫元総評議長が落選した後の1980年1月、社会党は、公明党との協力関係を確認する社公合意に踏み切り、これを介して民社党とも連携する社公民路線に転じた。

こうした状況変化は相対的に自民党の力を強め、その動きを活性化させることにつながった。周知のごとく、1982年11月には中曽根康弘内閣が発足、中曽根政権は、戦後総決算を呼号し、鈴木内閣の下で始まった臨調行革路線を中曽根行革へとギアチェンジして加速し、新自由主義と日米同盟強化の道を突き進んだ。

少し戻るが1980年7月、鈴木善幸内閣が発足、中山太郎が総理府総務長官に就任して1年近く経過した1981年5月ころから、中山総務長官が主唱する形で学術会議改革問題がクローズアップされるようになった。これは、上記の如き政治的環境の変化が、しからしめたものと言ってよいだろう。再び朝日新聞によってその後の推移を追ってみよう。

・ 1981年6月27日朝刊

6月26日の記者会見で中山総務長官が語ったことが大きく報じられている。中山発言は以下の二点に及んでいる。

①（スウェーデン、イギリスの学術団体を視察した印象をもとに）「学術会議は欧州の学術団体の間で極めて低い評価だ。・・・存在さえ知られていないところもあり、運営の見直しが早急に必要だ。

②場合によっては学術会議の運営改善のための会員の選出方法を含め、日学法の改正も検討したい。

この記事では5月29日に行われた衆議院科学技術委員会における自民党の田名部匡省議員と中山総務長官の質疑応答の内容が紹介されている。それによると、田名部議員が、①学術会議会員選挙の競争率をとりあげ、1948年の第1期選挙では4.5倍だったのに直近1980年実施の第12期選挙では1.15倍に落ちている、②その理由は学閥意識が強く若手が立候補しないからだ、③政府への勧告も近年減っているうえ、学術会議にふさわしくないような提言も目立ち、独自性が失われている、などと追及したのに対し、中山総務長官は、これに呼応するかのように「学術会議の組織が旧帝大の学部割りのままになっており、それがふさわしいかどうか検討の余地がある」と学術会議批判の答弁をしている。

・ 1981年7月16日付朝刊

7月15日、中山総務長官は学術会議の伏見康治会長と会談した。中山総務長官は、6月にスウェーデン、イギリスの学術団体を視察した結果をもとに、学術会議のあり方の再検討を求め、なかでも、学術会議から国際的な会議に派遣される科学者（年間約80人）のうち半数近くが非会員で占められることについて「税金のむだ遣い」として是正を迫っていた。

この日の会談では、国際会議派遣問題では、①8月の国際会議分についてはそのまま認める、②9月以後は非会員の派遣を全面的に禁止し、学術会議各種委員の派遣は、理由書を総務長官に提出、決裁を求める、の二点を合意・確認した。学術会議側は、会員の中に当該国際会議にふさわしい人が得られない場合には非会員の派遣もやむを得ないと反論したが、譲歩を迫られた形となった。

機構改革問題では、会員選挙の問題も含めて学術会議内の改革委員会で10年以上も論議されてきたことからひとまずその内容を中間報告にまとめ、9月末までに総務長官宛て提出することになった。

この記事では、学術会議側の機構改革の検討に関して、会員選挙は全国区と都道府県別の地方区の二本立てで行われるが、1980年12月の選挙では、47地方区のうち43地方区で無投票になるなど一般有権者の無関心や組織票の弊害が指摘されているとして、現在の7部門制を大ぐりにすること、会員数を増やすこと、地方区の廃止などを検討していく方向であるとの観測がなされている。

・ 1981年7月25日朝刊

7月24日の学術会議運営審議会で、先に中山総務長官と伏見会長が国際会議への派遣は会員に限るとの合意・確認をしたのに対し、批判続出した。おおかたの意見は、「学術会議が自主的に決定したことを総務長官が拒否するのは日本学術会議法第3条の『学術会議の独立性』に反する疑いが強いので、派遣者を会員へ変更することはしない」（第2部＝法学・政治学部門）など「合意」に対する強い反発が示された。そして「学術会議は政府から独立しており、総務長官には指揮、監督権はない」との運営審議会としての見解をまとめ、総務長官に送ることが決まった。

会議のあと、伏見会長は、「7月15日の会談では、中山総務長官に一方的に押しまくられたと釈明、早急に同長官と再び会い、学術会議の独立性などについてよく話し合いたい」と語った。

・ 1981年7月28日社説

中山総務長官の、国際会議への派遣は学術会議会員に限るべきだとする指示に対し、学術会議側が反発し、対立を深めている問題に関し、以下のように論じる（要旨）。

政府と学術会議の対立は珍しいことではない。学術会議は、これまでも単独講和反対をはじめ、破防法、米原子力潜水艦、大学管理法などで政府の方針に批判的な態度を示してきた。しかし今回は、政府が学術会議の運営のしかたにまで介入した点で従来の対立とは様相が異なる。

総務長官の一連の学術会議批判には動機やねらいなど不透明な部分も多い。たとえば海外派遣にしても学問分野の細分化、専門化により210人の会員だけに限定するのは無理だろう。

歴代政府は、学術会議を苦々しく思っただけで権限をそぎ、形骸化をはかってきた。科学技術会議や学術審議会の設置もその一つであり、政府から学術会議に対する諮問も最近では年に一、二件程度しかない。

もちろん、学術会議にも沈滞の責任はある。選挙の競争率もかつては4倍もあったが、昨年の選挙は1.5倍、47地方区の9割までが無投票当選だった。投票率も最近では62.3%しかない。有権者は22万6000人しか登録されていないが、有権者資格を持つ者はこの3倍近くいるだろう。学術会議は、自らの手で改革に取り組んで、かつて原子力利用の「民主、自主、公開」の三原則を掲げたころの活気と指導性を取り戻して欲しい。

・ 1981年10月11日社説

政府が10月9日の閣議で、学術会議の改革について、臨時行政調査会の検討に付する方針を決めたことを、「実に唐突で、理解に苦しむ」として以下のように論じる（要旨）。

「行政改革に聖域はない」と政府はいう。しかし学術会議は年間予算約7億円の政府機関としては極めて小さな組織だ。臨調がメスを入れるべき緊急の対象はほかにいくらかもある。こんなことを決めた背景には、政府・自民党の学術会議に対する感情的ともいえる反発がある。閣議でも「偏ったイデオロギーを持った人しか会員に立候補しない」、「学

術会議の実態は、その名にふさわしいか疑問だ」といった意見が次々に出たという。

(今回の紛争の経緯と問題点・・・7月28日の社説とほぼ同旨につき省略。)

もし臨調で学術会議改革問題を取り上げるなら、政府がかつて学術会議に対抗して設置してきた科学技術会議や学術審議会なども含めて総合的な見地から科学技術政策にメスをいれてもらいたい。

・1982年2月17日朝刊

自民党日本学術会議関係プロジェクトとチーム座長橋口隆代議員は2月16日の同党総務会で、「学術会議は一部偏向したイデオロギーを持つ学者に牛耳られており、改革が必要だ」と決めつけ、「政府の調べた数字」として「会員210人のうち共産党系が62人」にも達する」と報告した。非会員の海外派遣問題に端を発した学術会議改革問題は、これまで選挙制度や機構を中心に政府・自民党内の論議が行われてきたが、政府・自民党の真の狙いが「偏向したイデオロギーの排除」―「共産党追い出し」にあることをはっきり示した。総務会のあと、橋口座長は、「政府の調べた数字」がどの政府機関の調べたものかとの記者の質問に「約束があるのでいえない」と名前をあげるのを拒んだ。

・1982年6月21日朝刊

昨年10月、中曽根康弘行政管理庁長官が、参議院内閣委で行政監察することを表明、行政管理庁は、今年2月から5月にかけて特別調査を実施。概要以下のとおりの調査結果を総理府に通知する。

「わが国の科学者は37万人、学術会議の有権者は23万人。7部門制で、各部から30人ずつ会員を選出するが、第2部(法律学等)の有権者は約2500人だが、第7部(医学)は約9万人と不均衡が大きい。民間企業の科学者は17万人だが、会員は2.4%に過ぎない。類似機関として1959年に科学技術会議(首相の諮問機関)、1967年に学術審議会(文相の諮問機関)、1973年に産業技術審議会(通産相の諮問機関)が設けられ、政府の学術会議への諮問数も著しく減り、国際学術交流に占める比重も小さくなった。」

・1982年8月20日朝刊

自民党日本学術会議改革特別委員会(中山太郎前総理府総務長官)は、8月19日、学術会議改革方針として、①国の機関としては廃止する、②仮に存続させるとしても選挙制を廃止、国際会議への代表派遣、研究費補助金の配分など実務的機能は日本学術振興会や学術審議会に移す、という二本立ての提言をまとめ、近く宮沢官房長官、田辺総務長官に報告するとしている。

提言は、今月中旬、田辺総務長官が、学術会議改革問題の私的諮問機関「日本学術会議に関する懇談会」(座長・吉識雅夫宇宙開発委員会委員長代理)を発足させ、①学術会議の他の科学技術関係機関との間での位置づけ、役割はどうあるべきか、②会員の資格や構成はどうあるべきか、③それらにふさわしい会員選出システムはどういうものか、の3項目について諮問したが、自民党特別委員会の提言により、論点の調整が問題となってくる。

「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を採択した1967年10月総会以後、朝日新聞の記事(社説を含む)で、学術会議に対する政府・自民党の攻撃、揺さぶりの軌跡を、別記で見えておいたが、これによってわかったことを要約しておこう。

1980年代に入ると、自民党から、政府機関(特定することを避けているがおそらく公安調査庁や警察庁の警備局あたりであろう)からの情報をもとにした学術会議=偏向団体、共産党に牛耳られた存在というレッテルはり、政府機関としての学術会議を廃止するべきだなどという激しい攻撃がなされた。一方、政府は、国際会議への代表派遣という学術会議の専権事項にこねくり回し、自民との攻撃をバックにして、行政管理庁の特別調査の実施、臨時行政調査会における検討対象とするなど、さまざまな揺さぶりがかけた。これらによって学術会議は翻弄され、追いつめられていった。

所管の総理府における学術会議改革案の検討は、これらことを横目に眺めながら進められた。総理府は、さすがにストレートでラフな自民党の批判とは異なり、実質的にはこれを基礎にしつつもよりスマートかつニュートラルな形で改革案をまとめて行った。

総理府の改革案は、学問、科学研究の多様化・細分化、とりわけ複合的、学際的領域の出現というような学問研究の世界の変化に対応しなければ学術会議はその職務を果たし得なくなってきた、などと現状分析をし、複合的、学際的領域から研究に従事する者を会員に選ぶことは選挙では困難である、国際学術団体で活躍している研究者に学術会議の会員になってもらうのには選挙では必ずしも制度的にうまくいかない、立候補者数の減少による競争率の低下や無競争当選等好ましからざる状況となっている、などという選挙制の限界、問題点を指摘し、その改善をすることに焦点をあてたものであった。このようにして総理府は、1983年改正法案をとりまとめたのであった(同法案は、1983年4月、国会に提出され、同年11月成立)。

この改正法案の趣旨と改正ポイントは以下のとおりであった(同年4月28日参議院文教委員会における丹羽兵助総理府総務長官の法案趣旨説明より)

改正の趣旨・・・昨今の科学の発展には目覚ましいものがあり、学術研究も多様化が進む一方で、学術研究の細分化、専門化も多く見られると。これらの学術研究の進歩発展に対応し、学術会議の目的を果たすこと。

改正ポイント・・・①学術研究の多様化、細分化等に対応するため、学術会議会員の選出方法を、学術会議に登録された一定の要件を備える科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制に改める。②学術会議会員となることができる者の資格を5年以上の研究歴を有し、その分野ですぐれた研究または業績がある科学者とするに改める。③学術

会議会員の選出方法を推薦制に改めることに伴い、学術会議に会員推薦管理会を置くこととし、会員の候補者の資格の認定その他会員の推薦に関する事務を行わせる。④学術研究の多様化、細分化等に対応するため、学術会議会員の部別、専門別定員は、政令で定めることに改める。⑤学術会議の職務遂行の充実を図るため、研究連絡委員会等に関する規定の整備を行おう。その他所要の規定の整備を図る。

この改正により第7条は以下のように改められた。

1項・・・「選挙された」を削除し、その他は従前どおり。

2項・・・会員は、第22条の規定による推薦に基づいて内閣総理大臣がこれを任命する。

注：改正当時の第22条は次のように定めていた。

「推薦人として指名された者は、政令で定めるところにより、その指名をした登録学術研究団体の関連研究連絡委員会（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあっては、その者に係る関連研究連絡委員会に限る。）である研究連絡委員会（当該研究連絡委員会とその研究の領域が密接に関連するものとして規則で定める他の研究連絡委員会があるときは、これを含む。）を関連研究連絡委員会とする登録学術研究団体から指名された推薦人（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあっては、当該研究連絡委員会をその者に係る関連研究連絡委員会として指名された推薦人に限る。）と共同して、これらの登録学術研究団体が選定した会員の候補者（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合にあっては、当該研究連絡委員会をその者に係る関連研究連絡委員会として選定された会員の候補者に限る。）で会員推薦管理会が会員となる資格を有する者であると認定したもののうちから、会員として推薦すべき者及び補欠の会員として推薦すべき者を決定し、日本学術会議を経由して、これを内閣総理大臣に推薦する。」

この規定は非常に分かりにくい、簡単に言えば①学術会議に登録した学術研究団体（学協会）が、推薦人と会員候補者を指名する、②登録学術研究団は関連分野ごとに研究連絡委員会をもうける、③研究連絡委員会ごとに推薦人が共同して、会員候補者の中から会員として推薦すべき者を決定する、④このようにして決定された者を学術会議でまとめて内閣総理大臣に推薦する、ということである。

丹羽長官の趣旨説明では、「内閣総理大臣がこれを任命する」と定められた点については何ら触れていない。その理由は、この改正は選挙制を推薦制に変えるだけものに過ぎないので任命行為は形式的なものであることは明らかであり、敢えて触れる必要はない、と考えものと善解しておけばよいだろう。

この点については、法案審議過程で、野党議員からの質問に対し政府側が答弁する中で、度々触れられることがあったが、各答弁者は一様に形式的任命に過ぎず、推薦通り任命がなされるとの答弁をしていることは後に詳しく見るとおりである。

4 小活

このように設立以来ずっと続けられてきた選挙による会員選出方式は、1983年法改正により、推薦による会員選出方法に切り替えられた。しかし、1983年法改正後も、会員の実質的選考は学術会議に委ねられることになり、辛うじて学術会議の自律性が尊重されることとなった。かくして、職務の独立性、ひいては学問の自由は守られる結果となった。

学術会議にとっては、これは幸いなことであったが、何と云っても当時の政治状況やマスメディアを含む世論の声などで、確保できたことであった。一方、政府・自民党にとっては、学術会議を、一般の政府審議会と同様に、政府の施策をオーソライズするだけの機関に変質させる、かりにそれが不可能だとしても学術会議の存在形態を変える、すなわち政府機関としての学術会議を廃止するという狙いを狙っていたのであるが、その狙いは未達成に終わってしまったということになる。政府・自民党は、それはいつか機を見てやりとげなければならぬ課題であるが、当面は、いったんこれを懐に納め、再び巡りくる機会を虎視眈々窺っていたことであろう。先走って行ってしまうと、これが今回の会員任命拒否とその後の政府・自民党の学術会議攻撃の本質を穿つものであろうと私は考えるものである。

第3章 今回の会員任命拒否は完全に真っ黒な学問の自由の侵害である

1 序論

今回の会員任命拒否は、政府が、会員人事にあからさまに介入・干渉するものであるから、外形上、学術会議の職務の独立性を侵し、学問の自由を侵害するものである。それにもかかわらず、政府は、学問の自由の侵害にはあたらないと突っ張っている。

学術会議会員任命拒否に関する菅首相弁明録

学術会議会員任命拒否に関して菅首相が述べていることを、順を追ってできるだけ客観的に整理してみた。

- ① 「日本学術会議については、省庁再編の際、そもそもその必要性を含めてその在り方について相当の議論が行われ、その結果として総合的、俯瞰的活動を求めることにした。まさに総合的、俯瞰的活動を確保する観点から、今回の人事も判断した。」総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断をした」（10月5日内閣記者会代表インタビューでの発言）
- ② 「任命された会員は公務員になる。国民に理解される存在であるべきだ」、「会員の人選は出身にとらわれずに、広い視野に立ってバランスの取れた活動を行っていただきたい。そういう意味で総合的・俯瞰的（に判断した）と申し上げている」（10月21日ジャカルタでの記者会見での発言）

- ③ 「民間や若い人、地方の大学からまんべんなく選んでほしい。現職の会員が推薦できる仕組みだと自分に近い人になってしまう。改革する必要がある」(10月26日NHK「ニュースウォッチ9」での発言)
- ④ 「民間出身者や若手が少なく、出身や大学にも偏りが見られることを踏まえ、多様性が大事だという前提に私が任命権者として判断した。」「旧帝国大学といわれる七つの国立大学に所属する会員が45%」、「それ以外の国公立大学が17%、私立大学が24%」、「産業界に属する会員や49歳以下の会員はそれぞれ3%以下にすぎない」と(10月28日、29日の衆議院本会議、10月30日の参議院本会議での答弁)
- ⑤ 「個々人の任命の理由については、人事に関することでお答えを差し控える」(10月28日衆議院本会議答弁)
- ⑥ 「憲法第15条第1項は公務員の選定は国民固有の権利と規定している」、「日本学術会議の会員についても必ず推薦の通りに任命しなければならないわけではないという点については、内閣法制局の了解を得た政府としての一貫した考えだ」(10月28日衆議院本会議答弁)
- ⑦ 「会員約200人、連携会員約2000人の先生と関係を持たなければ、全国で90万人いる(研究者の)方が会員になれない仕組みだ」「閉鎖的で既得権益のようになっている」(11月2日衆議院予算委員会・自民党議員の質問に対する答弁)
- ⑧ 「以前は学術会議が正式の推薦名簿を提出する前に、様々な意見交換の中で、内閣府の事務局などと学術会議会長との間で一定の調整が行われていた」、「推薦前の調整が働かず、結果として任命に至らなかった者が生じた」(11月5日参議院予算委員会・自民党議員に対する答弁)
- ⑨ 「(以前は)推薦前において、任命の考え方のすり合わせを行った。それをふまえて、推薦名簿が出てきて、それを受けて任命の考え方をもとに任命を行ったというプロセスだ」(11月6日参議院予算委員会での答弁)

※ このうち②の「任命された会員は公務員になる。国民に理解される存在であるべきだ」という発言は、公務員だから中立性が求められるという意味の発言のようであり、任命拒否した6名の拒否理由につながる可能性があり得た。しかし、菅首相は、その後、この発言を封印している。学術会議会員がいかに特別職国家公務員とはいえ、それは学術会議会員としての活動遂行中に帯びるアドホックな地位に過ぎず、学術会議会員が政治的中立性を要求され、政治的発言を慎まなければならないということはある得ない。そのことは日学法第7条8項「会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。」との規定を読めば明らかだろう。

政府の突っ張りの論理はわかりにくいですが、とりあえずこれまでになされた主張を「学問の自由」という基本的人権に対する侵襲という憲法的観点に基づいて整理すると、一つは、任

命拒否は日学法第7条2項により可能だという法解釈＝適法性に関する主張と、もう一つは、任命拒否は目的・手段においてやむをえない必要最小限度の権限行使あるという合憲性の主張＝適切・妥当性の主張に区分けできるようである。

政府の行為が学問の自由を侵害するかどうか問われるとき、まずその政府の行為が法律に基づく適法なものでなければならないのは当然である。それが前者の問題である。しかし、政府の行為がいかに法律に根拠があるとしても、それはやむを得ない必要最小限度のもの、つまり目的、手段において適切・妥当でなければ学問の自由を侵害し、違憲である。それが後者の問題である。一般に、学問の自由の如き精神的自由権の侵害が問題になるときは、この合憲性のテストは厳格になされなければならない。

このように政府の主張を整理して検討して行くことにする。具体的にみていこう。

(1) 適法性・・・内閣総理大臣は、憲法第15条第1項、憲法第65条及び第72条の各規定の趣旨に照らし、行政機関である学術会議に一定の監督権を行使することができる。従って日学法第17条による推薦のとおり任命する義務があるとまで言えない。これは政府の一貫した法解釈である。

(2) 適切・妥当性・・・①総合的、俯瞰的活動を求める観点、②大学にとらわれずに、若い人、地方の大学、民間からもまんべんなく会員になれるように会員構成をバランスのとれたものにする観点、③会員及び連携会員が推薦によって推薦リストを作成する仕組みになっており、閉鎖的で、既得権益化している現状を改める観点、から6名の任命を拒否したものであり、目的、手段において適切・妥当な任命権の行使だ。

上の主張うち、(1)の適法性が認められなければ(換言すれば法律上の根拠が存在しないならば)、(2)の主張の適否を検討するまでもなく、今回の会員任命拒否は学問の自由の侵害になるし、(2)の適切・妥当性が認められなければ、(1)の主張の適否を検討するまでもなく、今回の会員任命拒否は学問の自由の侵害になる。

政府にとって、(1)の適法性も、(2)の適切・妥当性もともに論証できなければ、学問の自由の侵害になる。逆に、政府の措置を批判する側からすれば(1)の適法性、もしくは(2)の適切・妥当性のどちらかの主張が成り立たないことを明らかにすればそれで学問の自由を侵害すると断じることができる。

だが、これから述べて行くように、今回の会員任命拒否は、(1)の適法性、(2)の適切・妥当性のいずれの主張も成り立たない。だから今回の会員任命拒否は、完全に真っ黒な学問の自由の侵害にあたるのである。

2 適法性の主張について

(1) 2018年11月13日内閣府学術会議事務局見解

適法性の主張の根拠とされているのは、2018年11月13日内閣府学術会議事務局作成の「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」と題する文書で示された以下の法的見解である。

「①日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第65条及び第72条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること、②憲法第15条第1項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないこと、からすれば、内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる。

(※)内閣総理大臣による会員の任命は、推薦を前提とするものであることから『形式的任命』と言われることもあるが、国の行政機関に属する国家公務員の任命であることから、司法権の独立が憲法上保障されているところでの内閣による下級裁判所の裁判官の任命や、憲法第23条に規定された学問の自由を保障するために大学の自治が認められているところでの文部大臣による大学の学長の任命とは同視することはできないと考えられる。」

ここで述べられている法的見解は、学術会議は国の行政機関であり、学術会議会員は国家公務員であるから、内閣総理大臣による会員任命は、学問の自由が保障され、大学の自治が認められる大学の学長の任命とは異なるという考え方を打ち出し、学術会議を一般の国の行政機関と、学術会議会員を一般の公務員と、それぞれ同一視して、機械的に第65条、第72条、第15条1項、を適用しようとするもので、極めて粗雑かつ奇妙な見解と言わねばならず、これまで述べてきたところから明らかなようにとうてい認められるものではない。

この文書では、このあとに続けて「他方、会員の任命について、日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされているのは、①会員候補者が優れた研究又は業績がある科学者であり、会員としてふさわしいかどうかを適切に判断しうるのは、日本学術会議であること、②日本学術会議は、法律上、科学者の代表機関として位置付けられており、独立して職務を行うこととされていること、③昭和58年の日学法改正による推薦・任命制の導入の趣旨は前述したとおりであり、これまでの沿革からすれば、科学者が自主的に会員を選出するという基本的な考え方に変更はなく、内閣総理大臣による会員の任命は、会員候補者に特別職の国家公務員たる会員としての地位を与えることを意図していたことによることからすれば、内閣総理大臣は、任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があると考えられる。」、「内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員

の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されない（日本学術会議に保障された職務の独立を侵害するものではない。）と考えられる。」と述べられている。この後段を読むと、これも問題はあるが、前段よりも任命権の範囲や行使にやや抑制的なニュアンスがある。しかし、この文書が主眼を置いているのは、この後段部分ではなく、前段の「内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる」と述べている点にあることは、この文書の実際の使われ方の経緯を見ると明らかである。

いずれにせよ、本文書は、学問の自由を無視し、学術会議の職務の独立を、学問の自由と切り離し、単に日学法によって特別に認められたものに過ぎないと、反憲法的、恣意的かつ形式的・文理解釈を試みているに過ぎず、到底、会員任命拒否の適法性の根拠となり得るものではない。

ところで、何故、内閣府学術会議事務局が、学問の自由を歯牙にもかけないこのようないかげんな法見解を仕立て上げたのだろうか。その謎は2018年9～11月ごろに、この文書をまとめ上げられていった過程をたどることによって解くことができる。この間の試行錯誤の過程を見ると以下のとおりである。

①一番日付の古い2018年9月5日付文書・・・「会議から推薦された候補者について、内閣総理大臣が会員に任命しないことが法的に許容されるか」との問いをたて、「『推薦』という語は・・・薦められた側を拘束することまで含意（がんい）するわけではない」とか「内閣総理大臣は所轄する立場から責任を負っている・・・裁量の余地がないとまでは考えられない」などと、1983年法改正時の国会での審議経過を度外視し、語句の一般的解釈によって結論を導き出そうしている。

②9月20日付文書、9月27日付文書・・・1983年法改正で公選制から推薦制に変わったことを念頭に「会員選考の要件が緩和され・・・会員選出を外部が確認する必要性はより高まっている」と、1983年法改正時の立法事実、審議経過と相反する認識を示している。

③日付なしの文書・・・「内閣総理大臣に拒否の権能はないものと解するのが相当である」としつつ「拒否の権能が全くないとまで解することはできない」と前後矛盾したことが書かれている。この文書も他の多くの文書同様、結論部分は黒塗りにされている。

④10月9日付文書では、「実質的な任命権は日本学術会議にあり、内閣総理大臣の任命権は形式的なものとなることが期待されている」としつつ、i. 「内閣総理大臣は、会議か

ら推薦された者の任命を行わないとまでは解されない」、ii.「学問の自由は憲法で保障されているところであり」、iii.「学術会議が時々の政治的便宜に左右されることなく・・・自主性を保つため」、iv.「職務に関して政府等から独立した立場を保証されている」などと書かれている。

⑤ 10月16日付文書では、上記④の文書から、iiの「学問の自由は憲法で保障されているところであり」との記述が消され、iii、ivの後ろにiの記述が移され、「内閣総理大臣が日本学術会議に対して一切の人事権を持たないと解することは憲法の趣旨に反している」と内閣総理大臣の権限をより強調する趣旨の文章に変えられている。

⑥ 10月22日付文書では、上記④iiiの「学術会議が時々の政治的便宜に左右されることなく・・・自主性を保つため」との文言が消されたが、「実質的な任命権は日本学術会議にあり、内閣総理大臣の任命権は形式的なものとなることが期待されている」との文言は残された。

⑦ 10月30日付文書では、⑥の「実質的な任命権は日本学術会議にあり、内閣総理大臣の任命権は形式的なものとなることが期待されている」が黒線で消された。

⑧ 11月13日付の最終文書では、⑥の黒線で消された部分は完全に削除され、そのかわりに「内閣総理大臣は・・・学術会議からの推薦を十分に尊重する必要がある」との文言が置かれ、実質的権限、形式的権限という区別は完全に姿を消してしまった。

以上の変遷を見れば、2018年11月13日付内閣府学術会議事務局作成文書で示されている見解は、当時、欠員補充をめぐって官邸側と学術会議側間に生じていた対立——すなわち3名の欠員補充人事について、官邸により定数を上回る数の推薦を求められて学術会議側はそれに応じて定数を上回る推薦リストを提出したが、さらに推薦順位を変更するように指示され、学術会議側が「日本学術会議の独立性の観点から困難」と判断し、これを拒否した——に関し、内閣府学術会議事務局が、官邸側の注文にあわせるように、1983年法改正時の立法事実及び国会審議の経過を無視し、憲法及び日学法をねじまげ、苦し紛れの解釈を仕立て上げて行ったものだということが読み取れる。

以上述べたようにこの文書は、内容において謬論であるだけでなく、内閣府学術会議の名称を付してはいるが、学術会議事務局の一部の者が、何ら作成権限もなしに作成した私的文書に過ぎない。すなわち、本文書は、学術会議の幹事会に諮られたこともなければ、会長をはじめ三役と協議されたこともなく、当時の会長山際寿一氏は、見たこともない文書だと述べている代物で、事務局幹部が学術会議に隠れて勝手に作成したものである。

このようなあやしげな文書を持ち出し、政府の一貫した法解釈だなどと言ってはばからない政府及び菅首相は不誠実、ご都合主義の極みである。

(2) 憲法第65条、憲法第72条、第15条1項は会員任命拒否の論拠になるか

2018年11月13日付内閣府学術会議事務局作成文書は、憲法第65条、憲法第72条、第15条1項を援用して、「内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない」と言うのであるが、これもまた奇妙な話である。1949年1月設立時から1983年法改正後の新体制までの間、ずっと選挙制によって会員が選出されてきたことは既に述べたとおりであるが、そこには内閣法理大臣が絡みこんでくる余地は全くなかった。それでもそのこと目して、憲法第65条、憲法第72条、第15条1項の趣旨に反するというような議論は一切なされたことはなかった。それなのに、2018年9月から11月にかけて、学術会議会員補欠人事に関する学術会議と官邸側の対立に対処するための検討をする中で、官邸側に立つ学術会議事務局幹部が、突如、これらの憲法の条項を持ち出してきたところに、まずもってうさん臭さが漂っていると言わざるを得ない。

察するところ、内閣府学術会議事務局は、必要に迫られて仕立て上げた「内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない」との結論に、箔をつけるために、これら憲法の条項を持ち出したに過ぎないのではなからうか。それは前に見た11月13日付文書にたどりつく過程の試行錯誤の検討文書のとっかかりである9月5日の日付のある文書でたてた問いが「「会議から推薦された候補者について、内閣総理大臣が会員に任命しないことが法的に許容されるか」であり、「許容される」との結論を予め想定した文案づくりであったことが明らかであることが見て取れるからである。

内閣府学術会議事務局が、内閣法制部の助力を得て進めたこういう手口は三百代言的法的解釈の常套手段である。

さて憲法第65条は「行政権は、内閣に属する。」と定め、憲法第72条は「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」と定めている。後者は前者を受けた具体的規定であるが、これは国の一般の行政機構対して内閣総理大臣の指揮監督権を有することを定めるものであり、一般の行政機構ではない特別の機関にはそのまま適用されるわけではない。特別の機関は、その成り立ち、沿革、目的、機能、位置づけ、憲法の他の条項との関連など千差万別であり、それに応じて内閣総理大臣の指揮監督権が及ぶ範囲もゼロから百まで千差万別なのである。学術会議は、学問の自由を定める憲法第23条、職務の独立性と会員人事の自律性を定める日学法の規定から、内閣総理大臣の指揮監督権が及ぶ範囲はゼロである。従って、

憲法第65条、第72条を持ち出しても、学術会議の会員人事について、内閣総理大臣は推薦どおり任命する義務はないなどという結論を導くのになんの足しにもならない。

それでは憲法第15条1項についてはどうだろうか。憲法第15条1項は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と定めているが、どうしてこれによって内閣総理大臣の会員任命拒否権の法的根拠になるなどという奇妙奇天烈な結論にたどりつくのだろうか。

2020年10月8日の参議院内閣委員会において、立憲民主党杉尾秀哉議員の質問に対し、内閣府大塚幸寛官房長は、以下のように述べた（同委員会議事録）。

「一方で、その憲法第15条第1項の規定に明らかにされているとおり、公務員の選定、罷免権が国民固有の権利であるという考え方からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が推薦のとおり任命しなければならないというわけではない、これは、1983年、昭和58年の法改正によりこの日本学術会議会員が任命制になったときからこのような考え方を前提にしているものでございます。」

しかし、1983年法改正時、国会では内閣総理大臣の任命の趣旨について質疑がなされ、政府側は何度も何度も答弁しているが、憲法第15条1項を根拠にして、内閣総理大臣が推薦のとおり任命しなければならないというわけではないという趣旨のことが述べられたことはただの一度もない。それどころか推薦のとおり任命されるのだという答弁に終始していたのである。これは後に詳しくみることにしよう。

大塚官房長は、無造作に、1983年法改正により会員選出は任命制になったなどと言っているが、当時の国会答弁は、選挙制から推薦制になったのだと厳密な言い回しがなされていた。このような言い回し一つとっても、彼がいかにいいかげんな答弁をしているかがわかるというものである。

古い話であるが、1969年7月24日衆議院文教委員会において、当時の高辻正巳内閣法制局長官が、文部大臣に付与された国立大学学長の任命権について、憲法第15条1項に定める国民の公務員の選定罷免権を根拠にして、狭い範囲ではあるが大学側の申し出を拒否できる場合があると答弁したことがある。推察するに、2018年9月から11月にかけて、会員の欠員補充人事問題に関連して内閣府学術会議事務局と内閣法制局が協議している際に、いずれかがこの答弁を発見し、この論理を拝借したのではなかろうか。しかし、せっかく拝借したこの論理、学術会議会員選出に転用することにはいささか無理があった。何故なら、国立大学学長の人事は当初から文部大臣の任命制だったのに対し、学術会議会員の選出はもともと選挙制であったのだから。前述のとおり、選挙制で会員選出がされていた設立当初から1983年法改正まで、憲法第15条1項に基づき会員選出に疑義があるとの

議論は一度もなされたことはない。さらにこれまた前述のとおり、1983年法改正の審議過程でもそのような議論は一度もなされていない。内閣府学術会議事務局と内閣法制局の小官僚たちが鳩首相談して知恵を絞った挙句、ようやく見つけ出した妙案も、ひっきょう、つけ刃に過ぎなかったようだ。

憲法第15条1項論のでどころ

日本国憲法制定後の1949年1月、教育公務員特例法が制定されたが、大学の人事について、第4条、第10条で次のように定められた。

(第4条)

1項「学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。」

2項「前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。」

(第10条)

「大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基づいて、任命権者が行う。」

第10条にいう任命権者は、国立大学の場合は、文部大臣である。これらの規定により、国立大学の学長は、大学側が選考し、文部大臣が任命するということになる。これは学問の自由・大学の自治の要請を具体化したもので、文部大臣の任命行為は形式的行為と解されていた。しかし、政府・文部省は、国立大学の管理運営を強化する法案を度々提出し、そのたびに学長の任命権の趣旨が議論の対象となった。

1969年、全国の大学で学園紛争の嵐が吹き荒れる中、政府・文部省は大学管理強化のために「大学の運営に関する臨時措置法案」を提出した。その審議の過程で、高辻正巳法制局長官が、文部大臣の有する国立大学学長の任命権の趣旨について以下のように答弁した。(1969年7月24日衆議院文教員会議事録)

高辻内閣法制局長官・・・申し出がありました者が、何らかの理由で主観的に政府当局の気に食わないというようなことではなくて、そういうことで任命しないというのはむしろ違法であると思いますが、そうではなくて、申し出があった者を任命することが、明ら

かに法の定める大学の目的に照らして不相当と認められる、任命権の終局的帰属者である国民、ひいては国会に対して責任を果たすゆえんではないと認められる場合には、文部大臣が、申し出のあった者を学長に任命しないことも——理論上の問題として私はお答えするわけでありましたが、理論上の問題としてできないわけではないと解されるというのが当時の考え方でございます。この考え方は、われわれの考えとして、今日変える必要があろうとは少しも思っておりません。

注：「当時」と言っているのはすぐあとで見る1963年6月4日当時という意味である。

さらに、一連の答弁で、高辻法制局長官は、これに続けて以下のように述べた。

高辻内閣法制局長官・・・憲法15条1項はあらためてここで申し上げますが、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」これが、この規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理、これをまた同時に、全然無視して考えるわけにいかないと思うわけでありまして、国立大学の学長も公務員である以上は、終局的には国民の任命権に基づいて任命されている。文部大臣自身も、また国民の任命権に基づいて任命されているわけでありまして、その文部大臣が、学長の任命にあたりまして、たとえいかなる場合であっても、何らの発言権も持ち得ないと解することは、その結果として国会に対しても責任を負い得ない。ということは、国民主権の原理に一顧も与えないことになって、正当ではないのではないかと。その意味で、この問題はやはり大学の自治と、それから国民主権とのいずれか一方に偏した見地において考究すべきではなくて、その調整的見地、つまり片方だけに偏してもむろんいけないわけでありまして、その調整的見地において考究すべきではないかと。そのような大学の自治と、国民主権の原理との調整的見地において考えてみますと、単に、申し出がありました者が、何らかの理由で主観的に政府当局の気に食わないというようなことではなくて、そういうことで任命しないというのはむろん違法であると思いますが、そうではなくて、申し出があった者を任命することが、明らかに法の定める大学の目的に照らして不相当と認められる、任命権の終局的帰属者である国民、ひいては国会に対して責任を果たすゆえんではないと認められる場合には、文部大臣が、申し出のあった者を学長に任命しないことも一理論上の問題として私はお答えするわけでありまして、理論上の問題としてできないわけではないと解されるというのが当時の考え方でございます。この考え方は、われわれの考えとして、今日変える必要があろうとは少しも思っておりません。したがって、その線に即して、昭和38年に衆議院の文教委員会で申し上げたことを、その後も御質疑に応じてお答えを申し上げておる次第でございます。

高辻内閣法制局長官の説明に従えば、国立大学学長の任命の可否の基準等は以下のように

な具合になる。

- ① 申し出があった者を任命することが、明らかに法の定める大学の目的に照らして不相当と認められる場合には拒否することも理論上はできないわけではない。
- ② 任命権は、その終局的帰属者である国民、ひいては国会に対する責任に基づくものである。その法的根拠は憲法第15条1項である。
- ③ 任命権が実質的に文部大臣にあるのではない。勝ってきまな拒否は違法である。

この高辻答弁が、憲法第15条1項により、文部大臣の国立大学の任命権を根拠づけ、「明らかに法の定める大学の目的に照らして不相当と認められる」場合に「申し出のあった者を任命しないことも一理論上の問題としてできないわけではないと解される」と述べたことが、2018年11月13日付内閣府学術会議事務局文書で述べられている憲法第15条1項論の出所であろう。

しかし、憲法第15条1項により国立大学学長の任命権基礎付ける論は、高辻内閣法制局答弁でもふれているように先輩が存在した。いわゆる安保闘争で国立大学が学生運動の拠点となったことに対して、政府・文部省は大いに反省し、改革を急ぐ必要を感じたであろうことは容易に想定される。学生と大学に対して締め付けと懐柔の策がいろいろ講じられたが、1963年、政府・文部省は、「国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案」を国会に提出した。国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案は、国立大学のうち旧七帝大と通称される七大学の学長を総長とし、認証官とする、その関係でそれらの任命権者を内閣総理大臣とする、さらにそれらの総長の給与に特別の手当てをするという、いわば大学管理強化のアメとムチのうちアメに相当する部分であったが、結局、廃案となったのであるが、その審議にあたった衆議院文教員会で、国立大学の学長の任命の意義に関して論戦が行われ、政府側は、任命権の趣旨を次のように述べていた（1963年6月4日衆議院文教委員会議事録より）。

小林行雄文部省学術局長・・・(大学管理機関の)申し出のないものについては任命をするということはないし、また申し出以外のものに文部省のほうで発令行為をするということはないし、また申し出のあったものについても、大体は大学の申し出のとおり任命するが、万一特別な事由に基づいて申し出のとおりできない場合に例外としての拒否権がある。しかし、これまで先例となるべき事例はない。

關道雄内閣法制局第四部長・・・拒否権というものがあるとすればどういうものかという
と、客観的にだれが見ても非常に不相当であるということが—その当該任命権者の政治的な見解であるとか、あるいは思想傾向であるとか、そういうものを超越した分野において非常に不相当なことがもう客観的に明確であるというようなものがあつたときにまで

任命をしなければならないかといえ、そういうことまで強制されておるわけではない。そういう意味合いにおいて拒否権があるというふうに考えている。そういう範囲を越えて拒否をするということであれば、その処分は違法なものである。

荒木萬壽夫文部大臣・・・いまおっしゃるように大学の教授をもって構成される教授会ないしは評議会というようなものが、いま法制局からお答え申し上げましたような、だれが見ても客観的に不適任と思われる者を申し出てくるはずはない、私もそう思います。・・・万に一つも誤った申し出があるはずがないのですけれども、万に一つの場合があった場合、主権者たる国民に対して国会を通じてその選定について責任を負うという道は開かれていなければ、万に一つのわずかのケースではありましても、民主憲法第十五条の運用としては法律制度に欠陥ありということが指摘されざるを得ないと思います。・・・したがって万に一つの場合だけでございますが、その場合に誤った結果が出ても、国民は国会を通じて行政府の責任を問う道が、その部分については閉ざされるわけだろうと思います。それと同時に、申し出どおりに任命したといたしましても、結果的にはいま申し上げるようなことが起こり得るかもしれない。そのことも含めて、あくまでも任命権を付与されております文部大臣が、国民に対して国会を通じて責任を負うという法制が一番整備された法制だと思えます。そのことを念頭に置いて定められたのが現行法にいうところの文部大臣の任命権である、そういうことを申し上げておるのでありまして、それ自体学問の自由、それに密着して理解されるところの大学の自治ということを国民に対して完全に責任を果たす必要があればこそ、以上の解釈に従って行動することが適切であり、合法的であるということをお願いしておるにすぎないのであります。

1963年6月4日衆議院文教委員会におけるこれら答弁によれば国立大学学長の任命の可否の基準等は以下のような具合になる。

- ① 申し出のあった者以外を任命することはない。
- ② 申し出があった者を拒否することは絶対でないわけではなく拒否権はある。その法的根拠は憲法15条1項に定める公務員選定・罷免の国民の固有の権利にある。
- ③ 拒否するのは客観的にだれが見ても非常に不相当であるということが明確な場合であり、政治的な見解であるとか、あるいは思想傾向であるとか、そういうものを理由とする拒否は違法である。

なお話はそれるが、現在の国立大学法人法のもとでの国立大学学長の大学側の選考に基づく申し出と文科大臣の任命との関係について、2003年5月、国立大学法人法案の国会審議において、当時の河村建夫文科副大臣は以下のように答弁している（2003年5月29日参議院文教委員会議事録）。

河村文科副大臣・・・通常の独立行政法人では、法人の長は大臣の裁量で任命することになっているわけですが、国立大学の学長については、大学の自主性、それから自律性尊重という立場で、学長選考会議の選考結果を大学が申し出て、それに基づいて行う、こうなっております、したがって文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束をされて、例えば所定の手続を経ていないとかの申出があった場合に、あるいは学長に誠にふさわしくない著しい非行がある、申出に明白な形式的な違反性がある、そういう違法性があるというような場合、明らかに不適切と客観的に認められる場合、これを除いては拒否することができないと、こうなっております。

河村文科副大臣の任命は申し出に法的に拘束される断言し、箇条書きにすると次の①から③に該当する場合以外は拒否できないと述べているのである。

- ① 所定の手続きを経ていない申し出があった場合
- ② 学長に誠にふさわしくない著しい非行がある場合
- ③ 申出に明白な形式的な違反性がある場合

この河村文科副大臣の答弁は、従来の政府・文部省の説明と同趣旨であるが、より具体的に整理されており、その後、国は、高知大学学長任命取消請求事件（高松高裁）で、訴訟上、これをそのまま主張書面で援用している（中富公一『国立大学法人による学長潜航と文部科学大臣の学長任命権——高知大学学長任命取消訴訟を素材として——』（岡山大学法学会雑誌第60巻第1号2010年8月）。

もっと言えば、もともと憲法第15条1項をここで持ち出そうとしたこと自体、憲法論としてはあり得ないことだった。その意味では、高辻内閣法制局長官の答弁もそれ以前の答弁も、実は噴飯ものだったのである。彼らは、憲法15条1項の根本精神を無視して、あらかじめ決めた結論を説明する道具としてこれを使ったに過ぎなかったのである。こういう説明の仕方を一般に我田引水といい、こういうふうには法を使う人を一般に法匪（法を悪用する人）という。

まず憲法第15条1項について、憲法学者の説くところに耳を傾けてみよう。

——「憲法15条1項」に言う公務員とは広く立法・行政・司法に関する国及び地方公共団体の事務を担当する者を意味する。しかし、「憲法15条1項」は、これらすべての公務員につき、その選定及び罷免を直接に国民が行う、という趣旨ではない。選定及び罷免が、直接または間接に、主権者たる国民の意思に基づくように、手続きが定められなければならない

ないとの意である（芦部信喜『憲法 新版補訂版』岩波書店）。

憲法第15条1項の趣旨は、公務員の成り立ち・沿革、種類、担当職務の性格、権限、他の憲法上の要請などによって、個別具体的な表われ方は千差万別である。国会議員や地方議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査のように選定・罷免に対する国民の意思が直接投票行為を通じて表れる場合を頂点に、国民の意思の表れ方は、直接的なものから間接的なものへと、その程度は連続的な階梯をなして下って行き、その底辺において選任、地位、職務、権限を国民の代表機関である国会が制定する法律に具体的基準をもうけることをもって足りるとする場合もある。

学術会議は、既述のごとく科学者の代表機関であるから憲法23条に定める学問の自由が保障されなければならない、その制度的保障として職務の独立、会員人事の自律性が日学法により定められている。従って会員は、たとえ特別職公務員（国家公務員法第2条3項12の2号）であっても、その選定・罷免に対する国民意思の表れ方は、最も間接的なものであることが要請され、国民代表機関である国会の定める法律により選出の基準や手続きを定めることをもって足りるとされるのである。

学術会議会員の人事について、もし憲法の規定を援用するなら、内閣の事務を定めた第73条の第4号「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。」との条項こそがふさわしいであろう。ここにいう「法律の定める基準」は、日学法に厳密に定められているのであり、それを厳格に守ることによって憲法第15条1項の趣旨が生かされることになるのである。

さらに敷衍するならば、憲法第15条1項に定める国民の公務員選定・罷免権の精神は、明治憲法第10条で「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル」と定められていたことと対比すればより深く理解できるだろう。それは明治憲法が定める天皇主権に対して国民主権原理をあらわしたものであり、国家の枢要な地位にあつて国政を左右する権限を有する公務員は、国民の選任によらなければならないことを示しているに過ぎないのである。

その明治憲法の下でも、美濃部達吉『日本行政法』第3巻（明治43年発行）で、「天皇ノ任命大権ハ固ヨリ之ヲ他ノ機関ニ委任セラルルヲ妨ゲザルヲ以テ、仮令之ヲ合議機関ニ委任セラルルコトアルモ、敢テ怪シムニ足ラズ。故ニ例ヘバ大学総長ヲ以テ教授ノ互選ニ依リテ就任スルモノト定メ、貴族院又ハ衆議院ノ書記官ヲ其ノ院ニ於テ選任スルモノト定ムルモ、敢テ管理タル性質ニ反スルモノニアラズ。」と説かれていたように、国の機関のそれぞれの性質に応じて、当該機関が自律的に官吏の人事を掌握することは、何らさしつかえないことと考えられていた。この理は公務員選定・罷免権が国民固有の権利と定められた憲法第15条1項の下でも同断である。

よって憲法第15条1項を持ち出しても、それが内閣総理大臣が会員任命を拒否できるとするよりどころになるわけではない。

3 適切・妥当性の主張について

内閣府学術会議事務局の小官僚が、官邸に忠節をつくし、学術会議に隠れて作り上げた2018年11月13日作成日付の私的文書は、その内容においても「不可」点、赤座布団であり、学術会議会員任命拒否の法的論拠の提示は無残な失敗に終わっている。

かくして、これに依拠してなされた会員任命拒否は、不適法、従って学問の自由の侵害になる。しかし、私は、そこで満足などしない。魯迅は、水に落ちた犬は叩け、と言ったではないか。

政府は、こともあろうに今回の会員任命拒否を、①総合的、俯瞰的活動を求める観点、②大学にとらわれずに、若い人、地方の大学、民間からもまんべんなく会員になれるように会員構成をバランスのとれたものにする観点、③会員及び連携会員が推薦によって推薦リストを作成する仕組みになっており、閉鎖的で、既得権益化している現状を改める観点、からやむをえず行ったもので適切・妥当であるとの主張を垂れ流している。こんなことを黙って見過ごすわけにはいかないのだ。

政府のこのような主張は、1983年法改正による学術会議改革の成否、問題点をめぐってなされた政府機関における検討とそれに基づく2004年法改正、さらにはその後の運用と検証をふまえるならば、暴論、難癖の類と言うほかはなく、今回の会員任命拒否の適切・妥当性を論じようとして、かえってその不当性を際立たせる結果になっている。

(1) 2003年総合科学技術会議提言と2004年法改正

1983年法改正により、会員選出が選挙制から推薦制となった後の、具体的推薦システムを定めた日学法第22条は、非常に複雑な条文になっていて一読するだけでは理解しにくい。17条以下の各条文をあわせて読むと、要するに①学術会議に登録した学術研究団体（学協会）が、推薦人を指名し、会員候補者を選定する、②学術会議は、登録学術研究団の関連分野ごとに研究連絡委員会をもうける、③研究連絡委員会ごとに推薦人が共同して、関連登録学術研究団体から選定された会員候補者の中から会員として推薦すべき者を決定する、④このようにして決定された者を学術会議でとりまとめて内閣総理大臣に推薦する、という趣旨である。たとえば次のような説明がわかりやすい。

「まず、学術研究団体としての登録が前提となる。一定の要件を充たして、登録を希望する学術研究団体は、それぞれの期毎に必要な書類を取り揃えて学術会議に申請する。その際に、当該団体の研究領域と関連する領域の研究連絡委員会を届け出る。地域農林経済学会

であれば、農業経済学研究連絡委員会と地域農学研究連絡委員会ということになる。学術会議は審査の上、決められた要件を満たす団体を登録する。

以上のような旧法第18条の手続きによって登録学術研究団体となった学協会は、その構成員の中から学術会議の『会員候補者』選定し（旧法第19条）、あわせて構成員から会員の『推薦人』を指名する（旧法第20条）。この『推薦人』が、研究連絡委員会を構成するほかの学協会から指名された推薦人と共同して、『会員候補者』のうちから会員として内閣総理大臣に推薦すべきものを選挙等によって決定する（第22条）。この推薦されたものが学術会議会員となる。」（池上甲一『日本学術会議の改革と農業経済学界の対応方向』農業問題研究 40巻4号2005年3月。筆者注：ここで旧法と言っているのは、1983年法改正後2004年法改正までの間の日学法のことである。）

その後、いわゆる行革の荒波が押し寄せ、中央省庁再編など国の行政機関は大きな変革を迫られた。国の特別の機関である学術会議もその荒波を受けることになり、行政改革会議で学術会議改革が検討されることになったが、それは、結局、結論先送りになり、同会議で内閣府に設置することが決められた「総合科学技術会議」（現・総合科学技術・イノベーション会議）に検討が委ねられることになった（1997年12月行政改革会議最終報告）。

注：「総合科学技術会議」は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、2001年1月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。科学技術総合会議は、科学技術に関する予算や人材などの資源配分、国家的な研究開発の評価という機能も担う、いわば科学技術の総司令塔と目され、議長は内閣総理大臣。閣僚議員6名、有識者議員7名、機関の長たる議員として学術会議会長が、それぞれ議員となる。総合科学技術会議は、本来、学術会議が政府から独立して行うべき政府の科学技術政策に対する提言・勧告を政府に従属する立場で行う政府機関であり、学術会議の身体を蝕む存在である。そこで学術会議の現状を検証し、改革を検討し、改革への具体的な提言をし、日学法改正へと導いたことを、どう評価するべきであろうか。私は、蝨の口を政府が奪い取り、足を食わせている構図を思い浮かべるのであるが・・・。

総合科学技術会議では、約2年間にわたり学術会議の在り方が審議された。その結果、2003年2月、『日本学術会議の在り方について』と題する報告書が作成された。その中で、学術会議の組織の在り方、会員選出方法について以下のように提言された。

『日本学術会議の在り方について』（2003年2月総合科学技術会議）抜粋（傍線は筆者）

（組織について）

○日本学術会議は、新しい学術研究の動向に柔軟に対処し、また、科学の観点から今日の

社会的課題の解決に向けて提言したり社会とのコミュニケーション活動を行うことが期待されていることに応えるため、総合的、俯瞰的な観点から活動することが求められている。

○したがって、日本学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならず、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織が構成され、メンバーも選出されるべきである。この観点から、現在の7部制や学協会の推薦による会員選出方法は見直す必要がある。(以下略)

○日本学術会議が、科学的水準の高い提言等の活動を行い、その権威を高め、社会に貢献していくためには、優れた研究者が科学的業績に基づいて会員に選出されることが重要であり、欧米諸国のアカデミーのc o o p t a t i o n方式(現会員による欠員補充)による選出を基本とすることが適切である。また、「連携会員」の導入等により、活動体制の充実を図る必要がある。

(会員の選出方法)

○日本学術会議がその機能を十分に発揮するためには、科学の第一線の状況をよく知る研究者を中心に、科学に関する業績を有し、かつ、科学者コミュニティの代表としての日本学術会議の使命と役割を十分理解している者を会員とすべきである。

○欧米主要国のアカデミーにおいても、会員の資格は優れた科学的業績を有すること等を中心としており、このため現会員による推薦・投票等により会員を選出している。

○日本学術会議においても、現会員による選出(いわゆるc o o p t a t i o n)を基本としつつ、新分野からの選出や多様な会員構成を可能とする方策を組み合わせるなど、適切な選出方法を検討することも考えられる。会員による選出にあたっては、候補者に関する情報を学協会からの提供を含め幅広く収集する工夫、選考基準の明確化などに留意する必要がある。また、科学に関する知識・意見の集約を幅広く行うため、産業人や若手研究者、女性研究者、地方在住者など多様な会員が業績、能力に応じて適切に選出されるようにすべきである。

「総合的・俯瞰的観点からの活動」という言葉がここで用いられているが、それはこれまでの登録学術団体を基盤とした会員推薦システムを改め、学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならない、学術会議は在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織が構成されるべきだという文脈で語られていることに注目されたい。その上で、総合科学技術会議は、会員推薦システムを、「現会員による選出(いわゆるc o o p t a t i o n)を基本としつつ、新分野からの選出や多様な会員構成を可能とする方策を組み合わせるなど、適切な選出方法」を検討することを提言したのである。

以上の提言に基づいて、2004年に再び日学法の法改正が行われ、現在の会員選出方法であるコ・オプテーション(c o o p t a t i o n)方式が定められることになった。コ・オプテーション(c o o p t a t i o n)方式とは、簡単に言えば、会員、連携会員の推薦をもとに、学術会議協力研究団体からの収集した情報を斟酌して「日本学術会議会員候補者選考委員会」によって候補者を絞り込み、推薦者名簿を決定して行く方式である。

注：従来日学法でもうけられていた登録学術研究団体制度は廃止（それに伴い研究連絡委員会制度も廃止）となり、あらたに日本学術会議会則により日本学術会議協力研究団体制度がもうけられた。同会則第36条は次のように定めている。

- 1 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。
- 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。
- 3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
- 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。
- 5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

2004年改正法の条文をあげて、これを確認しておこう。

まず従来の17条から22条は廃止され、新たに17条で次のように定められた。

「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」

その上で具体的に候補者を選考する手続きの細目を改正法附則と「日本学術会議の運営に関する内規」で次のように定めた。

(改正附則第4条)

- 1項 (会員の) 候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2項 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。
- 3項 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。
 - 一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第6号に掲げる総合科学

技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

- 4項 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 5項 専門委員は、学識経験のある者の中から日本学術会議の会長が任命する。
- 6項 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 7項 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

注：第2項にある政令とは日本学術会議会員候補者選考委員会令であり、その第1条で「30人」と定められている。

(改正附則第5条)

委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者の中から新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

(日本学術会議の運営に関する内規第6条)

- 1項 会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。
- 2項 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。
- 3項 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。
- 4項 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。
- 5項 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

以上に定める会員候補の選考、推薦の手続きを要約すると次のように整理できる。

- ① 選考基準は、「優れた研究又は業績がある科学者」であるかどうかということである。
- ② その具体的選考は、会員又は連携会員の推薦に基づき、「日本学術会議会員候補者選考委員会」が協力学術研究団体からの情報も得て行う。
- ③ このようにして選考された候補者を書面により推薦する（日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令）。

こうして2005年度から、会員が、コ・オプテーション（co-optation）方

式、すなわち会員・連携会員の推薦をもとにして選出されるようになったのであるが、それは総合的・俯瞰的観点からの活動を進めるためであり、会員構成を、科学者コミュニティの総体を代表できるようにするためであり、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織できるようにバランスをとるためであったのである。今回の会員任命拒否が適切・妥当だとして政府が主張する①総合的、俯瞰的活動を求める観点、②大学にとらわれずに、若い人、地方の大学、民間からもまんべんなく会員になれるように会員構成をバランスのとれたものにする観点、③会員及び連携会員が推薦によって推薦リストを作成する仕組みになっており、閉鎖的で、既得権益化している現状を改める観点というのは、内閣総理大臣が議長をつとめた上記総合科学技術会議の提言によりなされた改革の趣旨目的をもって、その趣旨目的に即した改革そのものを非難するという点において、荒唐無稽、支離滅裂というほかはない。

さらに、今回の会員任命拒否が適切・妥当だとする政府の主張が、いかに荒唐無稽、支離滅裂であるかは、2003年総合科学技術会議提言と2004年法改正による改革及びその後の歩みが高い評価を受けていること、さらにその改革は現在も進行中であることなど、その後の事実経過を見る時、一層、きわだってくる。

(2) 2015年「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」による検証と提言

2003年総合科学技術会議提言に基づいてなされた2004年日学法改正後の学術会議の運営、活動については、同提言中において、10年以内に学術会議の設置形態の在り方とともに検証・検討がなされることとされていた。

すなわち、上記提言には、「このような改革の進捗状況を実証的に評価するとともに、この間の社会的な状況や科学者コミュニティの状況の変化等を見極めつつ、上に述べたようにより適切な設置形態の在り方を検討していくことが適当であると考えられる。このため、今回の改革後10年以内に、新たに日本学術会議の在り方を検討するための体制を整備して上記のような評価、検討を客観的に行い、その結果を踏まえ、在り方の検討を行うこととすべきである。」との意見が附されていたのである。

この意見に基づいて、2014年、内閣府特命担当大臣（科学技術担当）の下に科学者、経済界、報道機関、広報関係機関等の様々な立場の有識者からなる「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が設置され、検証、検討がなされた。その結果、同会議は、2015年3月、『日本学術会議の今後の展望について』なる提言書を作成、公表した。

注：「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」のメンバー

座長／尾池和夫（京都造形芸術大学学長）、座長代理／羽入佐和子（お茶の水女子大学学長）、委員／安西祐一郎（独立

行政法人日本学術振興会理事長)、隠岐さや香(広島大学大学院総合科学研究科准教授、帯野久美子(株式会社インター
アクトジャパン代表取締役社長、駒井章治(奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科准教授)、須藤亮
(株式会社東芝常任顧問)、田中里沙(株式会社宣伝会議取締役副社長兼編集室長)、畠中誠二郎(中央大学総合政策学
部教授)、原山優子(総合科学技術・イノベーション会議議員(常勤))、柳澤秀夫(日本放送協会解説主幹)、吉倉廣(国
立感染症研究所名誉所員)

2015年3月『日本学術会議の今後の展望について』(「日本学術会議の新たな展望を考
える有識者会議」) 抜粋(傍線は筆者)

(活動面における評価)

平成17年改革においては、「第1はじめに」で述べたような科学者コミュニティに求め
られる役割の変化を踏まえ、日本学術会議が科学の新分野の成立や分野の融合に柔軟に対
応し、かつ、緊急課題や新たな課題に機動的に対処できるような組織とすることを意図し、
部の大括り化、幹事会の設置、連携会員の創設といった改革が行われた。

改革後、日本学術会議においては、提言等の表出をはじめとする多くの意思決定を幹事会
において機動的に行うほか、迅速な助言・提言活動を行う仕組みを整備し、活用してきてい
る。また、組織運営や学問分野毎の審議のために置かれる常置の委員会等に加え、社会の情
勢等に応じた重要課題を審議する臨時の委員会等を多く組織し、テーマに応じた分野横断
的な会員・連携会員等の参画を得て、従来以上に精力的に審議活動を行ってきている。

これらは、提言等の表出の数の増加、会員等の活動への参画の増加、臨時の委員会の設置
数に表れているほか、たとえば、東日本大震災時における緊急提言の発出をはじめとする迅
速な対応、研究不正事案の発生を踏まえた時宜を得た見解の提示、といった具体的な成果と
しても表れている。こうしたことから、日本学術会議の活動面に関しては、平成17年改革
による成果が着実に上がってきていると言える。

引き続き、改革により導入された外部評価制度を一層効果的に活用し、さらなる改善を図
りつつ、日本学術会議に求められる役割を発揮していくことが期待される。

(組織面における評価)

平成17年改革における組織面の大きな変化は、会員の選出方法が学協会を基礎とする
推薦制から日本学術会議が会員候補者を推薦するいわゆるコ・オペレーション方式に改め
られたことであった。

これについては、学術分野の枠に囚われない多様な観点からの選出に繋がることが期待
される一方で、学協会との関係への影響が懸念されたが、平成17年改革の一連の動きやそ
の後の活動に関わった歴代日本学術会議会長、学協会からの意見聴取においては、むしろ変
化を前向きに捉えている旨の意見が多く聞かれたところである。平成17年改革後、現行制

度の趣旨が最大限に活かされるよう様々な取組を重ね、会員等の属性のバランス等一部にはその成果が表れているところであるが、引き続き、日本学術会議の位置付け、役割に照らして相応しい人材が選出されるよう、弛まぬ努力が望まれる。

(中略)

平成17年改革により定められた新制度は3期余りの活動を経てようやく定着してきたところであり、引き続き、改革の趣旨を尊重しつつ、制度の運用面での工夫を重ねていくことが期待される。

ご覧のように、2003年総合科学技術会議提言に基づいてなされた2004年日学法改正後、2005年、新たにスタートを切った後の学術会議の組織、運営、活動について、その成果が高く評価されている。箇条書きにまとめてみよう。

- ・ 提言等の表出をはじめとする多くの意思決定を幹事会において機動的に行うほか、迅速な助言・提言活動を行う仕組みを整備し、活用してきている。
- ・ 組織運営や学問分野毎の審議のために置かれる常置の委員会等に加え、社会の情勢等に応じた重要課題を審議する臨時の委員会等を多く組織し、テーマに応じた分野横断的な会員・連携会員等の参画を得て、従来以上に精力的に審議活動を行っている。
- ・ これらは、提言等の表出の数の増加、会員等の活動への参画の増加、臨時の委員会の設置数に表れている。
- ・ たとえば東日本大震災時における緊急提言の発出をはじめとする迅速な対応、研究不正事案の発生を踏まえた時宜を得た見解の提示、といった具体的な成果としても表れている。
- ・ こうしたことから、日本学術会議の活動面に関しては、平成17年改革による成果が着実に上がってきている。
- ・ 平成17年改革後、現行制度の趣旨が最大限に活かされるよう様々な取組を重ね、会員等の属性のバランス等一部にはその成果が表れている。
- ・ 平成17年改革により定められた新制度は3期余りの活動を経てようやく定着してきたところである。

勿論、手放しの賛美ではなく、学術会議に対し、改革の趣旨をふまえたさらなる改善努力を求めていることも見落としてはならないだろう。しかし、それはあくまでも学術会議に対する注文であって、政府に介入を求める趣旨ではないことは言うまでもない。

学術会議自身も、更なる改革努力を続けなければならないことには自覚的で、第23期(2014年10月～2017年9月)会長・大西隆氏も、以下のように述べているところである。

「日本学術会議は三つ目の会員選考制度としてコ・オプテーションにたどり着いたのであるが、この制度も手放しで万能なものとはいえないことである。現役会員が次期会員・連携会員を選考すれば、同質的な集団が再生産されていくという傾向が生ずるのは否めない。科学の研究分野については、かなりの範囲をカバーしているとはいえ、現役会員に少ない、女性の科学者、大都市以外で活動する科学者、大学以外の研究機関等で活躍する科学者、新しく開拓されつつある分野の科学者、さらに若手の科学者等が選ばれにくいと指摘されている。したがって、コ・オプテーションが健全に機能するには、現役会員が自分たちと同質的属性を持つ科学者だけに目を向けるのではなく、広い視野で科学の将来を考えて、我が国の科学者を代表する組織を構成するのにふさわしい科学者を選考していくことが欠かせない。そのためには、学協会からの情報提供制度を十分に活用して、会員・連携会員からの推薦だけではない、より広い範囲の候補者の中から選考することも重要である。」(学術会議の準機関誌ともいべき雑誌『学術の動向』2014/3に掲載された大西隆『日本学術会議と情報発信—歴史的な展開と緊急時におけるあり方』)。

学術会議の改革は、2003年総合科学技術会議提言で示された方向に沿って、着実に進められ、具体的な成果が表れてきている。そのことを示すほんの一例であるが、会員構成の数字の推移で見てみよう。2020年10月29日、会長をはじめ学術会議幹事会メンバーが記者会見を行った際に配布した資料によると、2005年と2020年を比較して、以下のように変化していることがわかる。

- ・ 東大&京大に所属する者の比率は、35.2%から24.5%に低下
- ・ 関東地方以外の地方の研究機関に所属する者の比率は36.7%から49.0%に上昇
- ・ 女性の比率は20.0%から37.7%に上昇
- ・ 産業界出身者の比率は2.4%から3.4%に上昇

4 小活

総合的・俯瞰的観点からの活動、会員・連携会員による推薦を基礎とするコ・オプテーション (co-optation) 方式による選考、科学者コミュニティの総体を代表し、個別の学協会の利害から自立した科学者の組織、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて構成される組織をめざす。2003年総合科学技術会議の提言と2004年法改正でこのように方向づけられた諸改革が着実に成果をあげていることは、政府が設置した「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」からも肯定的評価がなされている。具体的な成果は数字としてもあがってきている。学術会議は、それに安住することなくさらに改革を進めようとしている。しかるに、それらを一切合切無視して、ほんのかたちだけのものとし

て規定されたいわば抜かすの刃である内閣総理大臣の任命権をふりかざし、いきなり斬りつけ、傷を負あわせた形の今回の会員任命拒否を、適切・妥当だなどと主張することが、どれほど鉄面皮なことか、お分かりいただけたであろうか。くどいかもしれないが今回の会員任命拒否が適切・妥当だという政府の主張が、いかに荒唐無稽、支離滅裂であるかは、2003年総合科学技術会議提言と2004年法改正による改革の歩み、さらにその改革は現在も進行中であることなど、その後の事実経過を見る時、一層、きわだってくるのである。

かくして今回の会員任命拒否は、学術会議の会員人事の自律性、職務の独立性に介入し、これを侵すもの、憲法23条所定の学問の自由を完全に侵害するものである。

学問の自由・大学の自治——東大ポポロ事件

学問の自由、大学の自治が論じられるとき、東大ポポロ事件を想起する人が多いだろう。実際、どの憲法の教科書にも、学問の自由、大学の自治に関わる裁判例として東大ポポロ事件が挙げられている。

東大ポポロ事件とは1952年2月、東大本郷キャンパス内で、大学公認の劇団ポポロが、松川事件をテーマにした演劇を上演中、会場にもぐりこんで情報収集活動をしていた警視庁本富士署警備係の私服警察官らを学生らが一時的に退出の自由を奪い、詰問等をした際、学生が、警察官らに対し暴行を加えたとして「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反として起訴された事件である。

学生らが、警察官から取り上げ、一時保管した警察手帳には、警察官が継続的に学内に立ち入り、各学部学生大会、各学部自治委員会その他の学生らの自主的活動の模様を観察して得た情報、教授の動静や学生の身元調査など広範な事項にわたって記録がなされていた。

1 東京地裁第一審判決（1954年5月11日言い渡し・無罪）

※ 第一審東京地方裁判所判決が認定した具体的事実は以下のとおりであった。

・警視庁本富士警察署警備係員A、B、Cは、『東京大学学生新聞』の記事等により、東大法文経25番教室で大学公認の東大劇団ポポロ主催の演劇発表会が開催されることを知り、警備情報収集のため大学構内に立ち入り、入場券を買求めて学生等300人くらいの観客に混じって会の模様を監視していた。

・第1幕が終わった際、Aが学生の視線を感じ、退出しようとして教室の後方まで来たとき、当時経済学部学生であった被告人に腕を掴まれて捕えられようとしたので、これを振りきって逃げ去ろうとして揉み合った。

・「私服がもぐり込んでいる」との被告人の叫び声に駆け寄って来た数名の学生によってAは捕えられ、20名くらい学生に取り囲まれた。観客は総立ちとなり、場内は騒然となった。

・学生らは昂奮し、後方にいる者は捕えられたAがよく見えないので、「前に出せ」等と怒鳴った。それに応じて数名の学生がAを捕えたまま、同教室の舞台前に連行し、同所に立たせて写真を撮ったうえ、警察手帳の呈示を要求した。Aが「持っていない」と答え、押問答となっていたところへ教室後方よりやって来た被告人がAのオーバーの襟に手をかけて引いたりして手帳の呈示を求めた。その間の騒動でAのオーバーのボタンがもぎれたりした。

・Aがやむなく警察手帳を差し出したところ、被告人はこれを見て他の学生に渡し、学生等は次々に手渡して回覧した後、返還した。学生等はなおもAの周囲に群がり、学内潜入の非を鳴らしていた。

・そのうち、Aが捕えられたのを見て教室外に逃走したB、Cも大学構内で学生らに捕えられて、教室舞台前まで順次連行されて来た。学生らは3名を並べて再び写真を撮り、警察手帳の呈示を要求、これに対しBは「持っていない」などと争っていた。

・舞台では第2幕が始まることになったので、学生らは3名を舞台前より教室後部入口前の「踊り場」に連行した。その途中、Cは学生より姓名を問われ、警察手帳の呈示を求められたが、これに応じなかった。

・「踊り場」に連行された3名は壁際に立たされ、学生等はその前に集まり、口々に「どうして這入って来た」「誰の命令か」「何をさぐりに来た」などと問い訊した。3名はもはやその場を逃げ去る術もなく、押し黙っていたところ、学生の間から「警察手帳をとれ」という声があり、Bは背広ポケット内より奪い取られ、Cもワイシャツの左内ポケット内から警察手帳を奪い取られた。その際、手帳の黒紐が引きちぎられた。

・学生らは3名に対し、学内侵入の非を詫び、再びかかる行為をしないように始末書を書くことを要求してひかず、3名と相対峙しているところに、大学厚生部長が急報によりかけつけてその場を一応おさめ、学生には翌日警察手帳を返還することを約束させ、警察官側には始末書に署名させた。こうして、3名は、学生等の包囲より解放され退出。奪われた警察手帳は後日学生側より大学当局の手を経て警察側に返還された。

・当夜、警察官を捕えて、25番教室後方より前方舞台前まで連行し、さらにそこから踊り場まで連行する間に、足で蹴ったり、手で殴ったりする等の暴力的行為が学生らのうち、若干名の者によって散発的に行われた形跡があるが、被告人がこれらの暴力的行為をしたことは認められない。被告人の行為として証拠上認定し得ることは、Aが教室内より逃げ去ろうとするに際し、同巡査の腕をつかみ、他の学生らとともに逮捕したこと並びに同巡査が舞台前に連行されて、学生等に、取り囲まれた際、同巡査が警察手帳の呈示を拒むので、そのオーバーの襟に手をかけて引き強く手帳の呈示を求めたこと以外には認められない。

※ 一審東京地裁判決は、当日の警官の学内立入りの背景、性格について以下のように認定している。

- ・本富士警察署警備係員は、遅くとも昭和25年7月末頃以降、東京大学の構内において、警備情報収集のための警察活動を続けて来た。
- ・その警察活動たるや、私服の警備係員数名が殆んど連日の如く大学構内に立入って、張込み、尾行、密行、盗聴等の方法によって学内の情勢を視察し、学生、教職員の思想動向や背後関係の調査を為し、学内諸団体並びに団体役員の動向、学内集合の模様、状況等について常時広汎、刻明な査察と監視を続けて来たものである。
- ・本件当日の劇団ポポロの演劇発表会に入場したのも長期間に亘り恒常的に行われて来た学内内偵活動の一部を為すものであり、その一環として行われたものである。

※ そのうえで、一審東京地裁判決は、以下のように大学の自治の尊重を説いている。

- ・大学は元来、学問の研究及び教育の場である。
- ・学問の自由は、思想、言論、集会等の自由と共に、憲法上保障されている。これらの自由が保障されるのは、それらが外部からの干渉を排除して自由であることによるのみ、真理の探求が可能となり、学問に委せられた諸種の課題の正しい解明の道が開かれる。
- ・他からの干渉は、主として警察権力ないし政治勢力の介入ないし抑圧という形で行われる。警察権力ないし政治勢力の思考するところや意図するところは正しいこともあるだろう。しかし、そのことの故に直ちに警察権力ないし政治勢力が学問の自由に干渉してよいということにはならず、大学並びに学問の自律は尊重されねばならない。
- ・学問以外の外部権力から開放された学問の自由を確保することによるのみ、学問的真理への道が塞息されることを免れる。
- ・学問の自由は、思想、言論、集会等の自由と共に、単なる個人的な価値であるに止らず、社会的、国家的にも最大の尊重を払わねばならぬ貴重な価値である。
- ・学問の研究並びに教育の場としての大学は、警察権力ないし政治勢力の干渉、抑圧を受けてはならないという意味において自由でなければならないし、学生、教員の学問的活動一般は自由でなければならない。
- ・この自由が他からの干渉を受けないためには、これを確保するための制度的ないし情況的保障がなければならない。それは大学の自治である。
- ・大学の自治は、学問、思想、言論等の自由を実効的に確保するために過去幾多の試練に耐え、わが国においては、制度的とすら言ってよい慣行として確立している。
- ・大学はそれ自体、一つの自治の団体であって、学長、教員の選任について十分に自治の精神が活かされ、大学の組織においても学長の大学管理権を頂点として自治の実体に沿うような構成されている。
- ・学生も教育の必要上、学校当局によって自治組織を持つことを認められ、一定の規則に従って自治運動を為すことが許されている。

・長期に亘る教育の過程の中で、学生に時として行き過ぎや偏向があっても、大学はなおかつ、学生の自治と学習の自律を尊重し、あくまでも教育的視野に立って学生を指導することを本旨とするものである。

・大学自治の具体的内容として、警察権力が公安の維持を名として、無制限に大学内において警備の活動を為す場合、大学側はこれを拒否する正当な権利を有する。

・警察権力の警備活動の絶えざる監視下にある学問活動及び教育活動は、到底その十全の機能を発揮することができない。監視は無形の圧迫に通ずるものであつて、かかる雰囲気の内においては、学問の自由が確保される基本的条件が失われる危険性が極めて大であると言わねばならない。

・学内の秩序がみだされるおそれのある場合でも、それが学生、教員の学問活動及び教育活動の核心に関連を有するものである限り、大学内の秩序の維持は、緊急止むを得ない場合を除いて、第一次的には大学学長の責任において、その管理の下に処理され、その自律的措置に任せられなければならない。

・警察官の大学構内における警備活動は、それが大学自治の核心に関連を有するものである限り、無制約的なものではなく、大学自治の原則よりして、権限行使の手續上、一定の規制を受けるものと解すべきである。

・大学の研究、講義、演習、その他学生の自治活動等すべて、学問、教育並びに学習の場としての大学の本来的職責に本質的関連を有する事柄については、第一次的には大学の自治と責任において問題が処理さるべきであつて、警備活動の名による警察権力の介入、干渉は許されない。

※ 一審東京地裁判決は以上のように大学の自治を整理した上で、本件について以下のよう
に判断した。その内容は、実に格調高いものがある。

・東京大学においては、学生らはつとに警官の学内潜入による内偵行為の事実を察知し、かかる行為の排除を学校当局に訴えていたのであるが、学校当局としては未だ明確な証拠も掴めず、正式に警察当局に抗議する段階に立至っていなかつた。

・たまたま本件において、劇団ポポロの演劇発表会の席上警官の違法な学内立入りの事実を目のあたりに見せつけられて、被告人は前期の如き行動をとるに至つたものである。

・このような行動は、それ自体としては一見、逮捕、監禁、暴行等の可罰的違法類型に該当するかの如くに見える。しかし、被告人の行動は、憲法第23条を中心にして形成される憲法的秩序という重大な国家的、国民的法益の侵害に対し、徒らにこれを黙過することなく、将来再び違法な警察活動が学内において繰返されないように、これを実効的に防止する手段の一つとして行ったものである。

・官憲の違法行為を目前に見て徒らに坐視し、これに対する適切な反抗と抗議の手段を尽さないことは、自ら自由を廃棄することにもなる。自由は、これに対する侵害に対して絶えず

一定の防衛の態勢をとって護って行かなくては侵され易いものである。

・被告人が、官憲の職務行為の違法性を明かにして自由の権利を護ろうと考え、法定の手続による救済を求めるに先立ち、まず自らの手で違法行為を摘発し、憲法上の原理を蹂躪するが如き不法な行動を問責したものである。

・その場合、行動に粗暴の度が加わったとしても、その行動が前記認定の如き範囲内に止るものである限り、一方において憲法的秩序保全という国家的、国民的利益を考え、他方においては、警察官の個人的法益の価値を考え、この両者の利益、価値を比較秤量して、前者が後者よりもはるかに大であるときは法令上正当な行為として許容されねばならない。

・よって無罪である。

※ 被告人の行動は、まさに大学の自治を守るための「権利のための闘争」あり、憲法12条所定の「この憲法が国民に補償する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」との責務の実践だと評価したのである。

2 東京高裁控訴審判決（1956年5月16日判決言い渡し・無罪）

※ 東大ポポロ事件の一审東京地裁の無罪判決は、控訴審東京高裁においても維持された。

一審判決を不満とする検察官は、控訴趣意書において以下のように、警察官A、B、Cらの情報収集活動を正当であると主張した。

・当日の演劇会は、一般人に公開され、松川事件の報告やその資金カンパが重要な行事として前々から予定され実行されており、学内公認団体によって学校当局の許可の下に教室を使って行われたものであったが、実態は当局への届出の趣旨と違い、広く学外にも呼びかけ、政治的実践行為を目的とした一般的な政治集会に過ぎない。

・東大構内に、当時、全学連や都学連の事務所があり、大学当局の公認していないものであったにも拘らず、学校の施設を使用していたこと、当時、東大再建細胞という名前の秘密団体名のビラが学内にまかれていたこと、その他政令第325号（占領目的阻害行為処罰令）違反の疑のあるビラが学内にしばしばまかれていたこと、その他当時の一般情勢として政治目的を持った学生運動が盛んとなっていたこと、レッドパージ反対の学内デモが行われ、学校当局の要請で本富士警察署員の出動が行われるなど不穏な情勢にあったこと、本件の数日前に渋谷駅前広場で東大教養学部の学生を中心として再軍備反対・徴兵制度反対署名運動がなされ、その時渋谷署に検挙される者が出たこと、本件当日も無届で東大生が渋谷駅前で反植民地闘争デーの前夜祭をし、先日の検挙に対する抗議デモを行っていること、本件のあった年の5月1日のメーデーに際し宮城前の広場で騒擾事件が発生し、その中に全学連を中心とした多数の学生が参加していたこと、これら一連の動きは表面に現われた氷山

の一角であり、これらの動きの基礎をなすものが、当時、東大内にあったことなどから本富士署員としても警備活動をおろそかにすることが出来なかつた。

・警察官A、B、Cらは、正規に一般人と共に入場券を買って入場したものであり、会場内では会の進行につき自ら妨害を加えたこともなく、正当な職務行為を遂行したまでであつてなんら違法な点は認められない。

※ この検察官の主張に対し、東京高裁は次のように判断した。

・学生が政治的社会的諸現象に関心を抱き、それらを命題とし又はそれらに取材して演劇などの具体的方法によって広義の研学的行動をなしさらにその際附随的にその演材に因む実社会的事実の報告やこれに関連する資金蒐集運動をなすが如きことあつても、それが学校当局公認の場所と方法とによる以上やはり学内活動の一部たるを失わない。

・大学は学問の研究および教育に関する国内最高部の機関として比較的早くよりその構内殊に教室や研究所内における教職員や学生の行動については特別の自由が認められ、いわゆる大学自治の原則が成立しつつあつたが、現行憲法において、23条に学問の自由は、思想、集会、言論等とならんでこれを保障する旨の明文規定が設けられ大学自治の観念は一層明確に公認された。

・大学は学長の校務管掌権限を中心として、その大学内における研究・学問および教育上の諸問題につき教職員および学生の真理探究又は人間育成の目標に向い一定の規則に従つて自治的活動をなすことが認められ、同時に外部との関係においては政治的又は警察的権力は治安維持等の名のもとに無制限に大学構内における諸事態に対して発動することは許されない。

・たとい警察的活動の対象となるが如き外観の事実ある場合にも、それが大学構内殊に教室や研究室内におけるものなる場合には、事情のゆるす限り先ず大学当局自らの監護と指導とに委ねて解決を図り、大学当局が、自ら処理するに堪えず又は極めて不相当として要請した場合にはじめて警察当局が大学当局指定の学内の場所に出動できる。このことは、わが国における大学自治の実態として公知の事実である。

・警察当局よりみて大学（学生をも含む広義のもの）側に若干警察活動の対象と考えられる事態があるとしても、その予防または除去のため直ちに警察活動をおよぼすが如きは警察権の限界を越えるものといわねばならない。

・自治を認められた大学の教室内において学内団体が大学当局の許可の下に演劇開催中、警察官が警備活動の対象と認定し、会場内に立ち入る場合には、現行憲法下におけるわが国の全法律秩序に照らして、少なくともその旨を大学当局に告知すべきことであり、そのような告知をしないで立ち入ることは大学の自治を乱すものであつて、現行憲法下におけるわが国の全法律秩序に違反する。

※ 東京高裁判決もまた、大学当局の許可もなく、警察官が、警備公安活動による学内監視、情報収集活動をすることを大学の自治を侵害し、現行憲法下におけるわが国の全法律秩序に違反し、違法だと極めて明快なる判断したのであった。

3 最高裁大法廷判決（（1963年5月22日言い渡し・破毀差戻し）

※ 一審判決を是とし、胸のすくような判断を下した東京高裁判決に対し、検事上告がなされた。上告人東京高等検察庁検事長花井忠の上告趣意は多岐にわたる長文のものであるが、最も重要なポイントは、憲法23条の学問の自由保障に関する規定の解釈、適用の誤りとして、東京高裁判決の以下の判示事部分をやり玉にあげている。

学生が政治的社会的諸現象に関心を抱き、それらを命題とし又はそれらに取材して演劇等の具体的方法によって広義の研学的行動をなしさらにその際附随的にその演材に因む実社会的事実の報告やこれに関連する資金蒐集運動をなすが如きことであっても、それが学校当局公認の場所と方法とによる以上、本件演劇会も学内活動の一部たるを失わない。

自治を認められた大学の教室内において学内団体が大学当局の許可の下に演劇開催中、警察官が警備活動の対象と認定し、会場内に立ち入る場合には、現行憲法下におけるわが国の全法律秩序に照らして、少なくともその旨を大学当局に告知すべきことであり、そのような告知をしないで立ち入ることは大学の自治を乱すものであつて、現行憲法下におけるわが国の全法律秩序に違反する。

※ 上告趣意のこの点に関する主張をごく手短かに要約すれば、学問の自由の享有主体は教授・研究者であり、大学の自治は教授・研究者の学問の研究及び発表の自由を保障する趣旨のものであるから、学生の活動、とりわけ政治的活動にまで及ぶものではない。警察官が警備活動の一環として大学の自治の対象とはならない本件演劇会の観察をするべく会場に立ち入ることは適法であるということに尽きる。

世に悪名高い東大ポロ事件最高裁大法廷判決は、6名の補足意見、1名の意見が附されているが、結論は全員一致で、第一審判決および原判決破毀、東京地裁への差戻しを命ずるものであった。その法廷意見は以下のとおり。

・憲法23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであり、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。

・教育ないし教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するけれども、必ずしもこれに含

まれるものではないが、大学については、憲法の上記趣旨と、これに沿って学校教育法52条が「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」することを目的とするとしていることとに基づいて、大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由は、これを保障されると解する。

・以上の自由は、すべて公共の福祉による制限を免れるものではないが、大学における自由は、右のような大学の本質に基づいて、一般の場合よりもある程度で広く認められる。

・大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度で認められ、これらについてある程度で大学に自主的な秩序維持の権能が認められている。

・このように、大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。

・憲法23条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。

・大学における学生の集会も、右の範囲において自由と自治を認められるものであつて、大学の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集会であるとかいうことのみによって、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないといわなければならない。また、その集会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。

・本件の東大劇団ポポロ演劇発表会は、一般の公衆が自由に入場券を買って入場することを許されたものと判断され、特定の学生のみ集会とはいえず、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきで、真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであるから、大学の学問の自由と自治は、これを享有しない。したがって、本件の集会に警察官が立ち入ったことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない。

※ 最高裁判決は、学生を大学の自治の担い手としては認めず、教授・研究者中心主義を明確にしている。この点、東京高裁判決が、「大学は学問の研究および教育に関する国内最

高部の機関として比較的早くよりその構内殊に教室や研究所内における教職員や学生の行動については特別の自由が認められ、いわゆる大学自治の原則が成立」してきた歴史を述べ、学生も大学の自治の担い手と認めたのと対照的である。

この点について、東大闘争において学生・院生代表と大学当局の間で取り交わされた1969年1月10日付「東大確認書」では、「大学当局は、大学の自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであることを認め、学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利を持って大学の自治を形成していることを確認する。」旨の取決めがなされた。最高裁判決のこの考え方は、その後の大学の実践により克服されたというべきだろう。

また控訴審判決が明快に示した見解、すなわち大学の自治は、学問の自由に対する国家権力の介入を阻止するための制度的保障であり、①大学は学長（又は総長）の校務管掌権限を中心として、その大学内における研学および教育上の有形無形の諸点につき教職員および学生の真理探究又は人間育成の目標に向い一定の規則に従って自治的活動をなすことが認められるべきこと、②政治的又は警察的権力が治安維持等の名のもとに無制限に大学構内における諸事態に対して発動することは許されず、たとい客観的には警察的活動の対象となるが如き外観の事実ある場合にも、それが大学構内殊に教室や研究室内におけるものなる場合には、事情のゆるす限り先ず大学当局自らの監護と指導とに委ねて解決を図るべきことがその核心をなしている点について、最高裁判決では、これをあいまいかつ断片的にしか認めてはいるが、全体として大学の自治を矮小化するものであり、不当と言わねばならない。

※ この最高裁判決言い渡し当時の最高裁長官で、裁判長をつとめたのは横田喜三郎氏であった。彼の横顔を略記すると以下の如くである。

横田喜三郎氏の略歴

- 1886年8月6日生まれ
- 1922年 3月 東京大学法学部法律学科卒業
- 1930年 3月 東京大学法学部教授（国際法）
- 1948年12月 東京大学法学部長に就任
- 1960年10月 第3代最高裁判所長官に就任。

横田氏は、国際法の権威であり、戦前、社会主義に関心を寄せ、軍部に睨まれたこともあった。戦後もリベラルな立場を堅持した。専門分野以外でも、たとえば1949年に出版された著作『天皇制』などにおいて、「天皇制は封建的な遺制で、民主化が始まった日本とは相容れない。いずれ廃止すべきである」と天皇制廃止論を提唱している。

横田氏は、日本国憲法に関しても、小説「路傍の石」の作者・山本有三とともに、GHQ草案にもとづく政府草案を、口語体書き改め、今の格調高い文章のもとを作成したほか、憲法公布後の1946年12月、帝国議会内に組織された「憲法普及会」評議員に就任し、憲法普及活動に従事した。その憲法普及会による東京地区の第1回公務員憲法研修会では、「戦争放棄論」を講義し、憲法9条は自衛のための戦争、武力による威嚇及び武力行使を放棄したことを熱心に説いたのであった。

横田氏は、1950年に出版した著書「日本の講和問題」(勁草書房)において、「形式的に見れば、外国の軍隊や基地をおくことは、憲法に違反しないといえるかもしれない。しかし、実質的に見れば、つまり精神からいえば、すくなくとも適当ではないといわなくてはならない。軍隊も戦力も、いっさい廃止した精神は、あきらかに、戦争の手段となるものをまったく存在させないということにある。たとえ外国の軍隊や戦力であっても、戦争の手段となるようなものを存在させることは右の精神に反するといわなくてはならない。」と主張した。このあたりまで横田氏はリベラルな考え方を保持していたといえる。

ところが、その後、横田氏は、微妙に説を変じ始め、砂川事件最高裁判決が出ると、著書や論文で、これを積極的に支持する見解を書きまくった。その甲斐あってか、1960年10月、第三代最高裁長官に就任することとなった。リベラルな学者としての横田氏は徐々に脱皮をし、国家を背負って立つ最高裁長官に変貌を遂げたのである。

前長官・田中耕太郎氏の退官に際し、横田氏が「貴殿の勇氣と信念は今日の世界が直面する基本的問題に立ち向かう自由な国民の精神の源泉になってきた」と持ち上げると、田中氏も「後任の横田喜三郎に(米国が)私が最高裁にいたときと同様の援助を与えてくれるように」とエールを返したとのことである。

一方、東大ポポロ事件で主役を演じる形になった東大経済学部学生千田謙蔵氏は、上記の一審及び控訴審で無罪の言い渡しを受けたが、最高裁の破毀差戻し判決後、一審・東京地裁で1965年6月26日、有罪判決を受け、控訴審、上告審もこれが維持された(上告審・最高裁判決は1973年3月22日)。千田氏は、1953年3月、大学卒業後、横田市議を経て、1971年、社会党から横田市長選挙に出馬、当選をはたし、以後5期20年にわたって同市長をつとめ、2008年、「憲法九条を守る秋田県市町村長の会」を結成するなど、東大ポポロ事件当時のおもかげを残し、彷彿させるものがある。

戦後の変革期に横田氏のように体制にすりよる生き方をした人もあれば、千田氏のように志操堅固に生きた人もいる。どちらを可とするかは各自の自由であるが、私は後者に軍配をあげる。

第4章 今回の会員任命拒否は思想・良心の自由、表現の自由を侵害する

1 「人事の秘密」は不都合を隠蔽する時の常套句

菅義偉首相も、加藤雅信官房長官も、今回の会員任命拒否の理由について、個別の人事に関することについては答えられない、との決まり文句で押し通してきた。いわゆる「人事の秘密」をふりかざした居直りである。

しかし、「人事の秘密」は、あらゆる場合に妥当するわけではない。たとえば適材適所に人を配置し、昇進・昇格・昇給をさせる場合に、そのことにいちいち理由を示す必要はないし、むしろ不都合でさえあることが多い。しかし、たとえば国家公務員を免職する場合や民間企業従業員を解雇する場合はどうだろうか。その場合には、「人事の秘密」が通用しないことは、国家公務員法や労働契約法、労働基準法の諸規定を見れば明らかである。

国家公務員の分限免職・懲戒免職に関しては、以下のように定められている。

(国公法第78条)・・・分限免職

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(国公法第82条1項)・・・懲戒免職

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

民間企業の従業員の解雇については次のように定められている。

(労働契約法16条)

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

(労働基準法21条)

労働者が、第20条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

国家公務員は上記の条文からも明らかであるが、降任処分でも、また懲戒免職以外のより軽い懲戒処分でも理由が法定されている。一方、民間企業では、解雇以外の不利益処分については法律上明記されていないが、従業員は当然説明を求めることができ、仮に説明を拒否しても従業員が裁判で当該不利益処分を争えば、使用者は、当然理由を明示することが迫られる。

このように不利益人事については「人事の秘密」は妥当しない。

人事に関すること以外に目を転じてみよう。行政処分についてはどうだろうか。一般に、行政庁が不利益処分をする場合には理由を付さなければならないのだ。そのことが、行政手続法によって以下のように定められている。

(行政手続法第14条)

- 1項・・・行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2項・・・行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3項・・・不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

もともと行政手続法第4条1項で、同法は国の機関に対する処分には適用されないと規定されているから、本件の如き国の機関を相手とする不利益処分には上記の規定は無関係なように思われるかもしれない。しかし、不利益処分について理由を明示しなければならないことは法の一般原則であり、行政手続法第14条1項はこの一般法原則を確認したに過ぎず、たとえ行政機関内部の処分であっても理由が示されなければならない。

さらに言えば、刑事手続きにおいて、人を逮捕、勾留し、住居や所持品を捜索・押収するには、その理由を明示した令状が示されなければならないことは憲法33条ないし35条

に規定するとおりである。また刑事罰を科するには理由が示されなければならない(刑事訴訟法第44条1項)。

このように見てくると、理由なしに人や組織に不利益を課することができないことは社会生活のあらゆる場面に妥当すると言ってよい。

ところで学会会議は、210名の会員により組織され(日学法第7条1項)、会の運営・活動がなされることになっており、会員が定員に満たない場合には、会の運営・活動の上で支障が生じることになる。また210名の会員によって組織し、運営することは法定要件であるから、それに満たない場合には、違法な状態となり速やかに解消されなければならない。それにもかかわらず違法状態を生じさせる措置をとることは違法状態の押し付けとなる。従って、内閣総理大臣が推薦どおりに任命しないこと、すなわち任命拒否し、定員に満たざる状態を作り出すことは、学会会議にとって不作為による不利益処分にあたる。

それと同時に、任命拒否された6名は、日学法第17条に定める「優れた研究又は業績がある科学者」なる選考基準を充たしていなかったかのごとき社会的評価を受け、その名誉が侵害されるばかりではなく、さまざまな憶測、中傷・攻撃を受けるなど実害をこうむることになる。

たとえばこんなことがあった。2020年10月11日付毎日新聞朝刊は以下のようなことを報じている(筆者要約)。

——2020年10月5日、ツイッターに匿名アカウントから以下の投稿がなされた。

<6人の学者について標準学術評価ツール;スコープスで調べてみた驚愕(きょうがく)の事実。計測可能だったのはKYさんだけしかも、H-i-n-d-e-x 2、あとの人みんなゼロ。国際的にはとても学者とは言えない数値。総理はこれを調べてこれらの人はじいたのでは?彼らは科学者ではないしもともと国際学者とは言えない>

すると上念司という経済評論家が、同月7日のインターネット番組「虎ノ門ニュース」で、ほぼ同内容の発言をし、その動画が60万回以上再生され、さらにその動画を引用したツイートも1800件以上リツイートされた。

人文社会系研究の計量評価に関する論文がある後藤真・国立歴史民俗博物館准教授は、スコープスは、英語の論文だけのデータに基づく評価がなされるので、日本語での論文発表がほとんどの日本の人文社会系の研究者を、これに基づいて評価するのは誤りだと指摘している。——

こういう人物は、嘘でもなんでもおかまいなしに情報を拡散する。その結果、インターネット上に名前がさらされ、名誉棄損の実害を被り、また今後も被り続けるのは任命拒否された6名の人達である。よって、今回の任命拒否はそれぞれの個人の利益を侵害する処分とみなすことができる。

以上述べたところから、政府・内閣総理大臣菅義偉には任命拒否の理由を明示する義務があることは明らかである。にもかかわらず、「人事の秘密」などと空念仏を唱え続けているのは、理由を明示することが不都合だからである。「人事の秘密」は不都合を隠蔽する常套句である。

では、どういう不都合があるのだろうか。

2 思想・良心の自由、表現の自由の侵害

これまでになされた報道や国会答弁などから明らかになっていることをつらつら見るに、どうやら今回の6名任命拒否には、官僚トップの杉田和博官房副長官兼内閣人事局長が深く関わっていることは間違いないようである。

2020年11月5日、参議院予算委員会の質疑で、任命拒否決裁過程について、菅首相は、蓮舫議員の質問に答えて次のように答弁している。

「学術会議から総理大臣宛てに105名の推薦名簿が提出されたのが8月31日です。私は、当時、まだ官房長官でありまして、その内容、105人の名簿は見えておりません。

そして、9月16日に総理大臣に就任をいたしました。総理大臣就任後、官房長官、杉田副長官に改めて私の懸念点を伝えました。そして、9月24日に内閣府が99名を任命する旨の決裁起案、それを受けて9月28日に私が最終的な決裁をするわけでありましてけれども、総理就任後に、ですから9月16日以降でありますけれども、官房長官、杉田副長官に改めて懸念を伝え、杉田副長官から相談があり、99名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えました。それが、ですから9月の24日前だと思いません。」

上記の「杉田副長官から相談があり、99名を任命する旨を私自身が判断」の部分について、蓮舫議員「相談は、99人で6人はずしたという相談ですね。で、それでいいと判断したんですね。」、菅首相「そのとおりです。」とのやりとりが加わっている。

菅氏の事実経過の説明は、自民党の政治家特有の事実ボカシがあり、なんとも隔靴搔痒の

感がある。同日の同じ蓮舫議員の質疑の中で、加藤官房長官は、6人の除外が決まる過程を記録する文書が存在することを明かした。この文書が開示されれば、「今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れもある」として開示することを拒否したので、菅氏の答弁からボカシをかいくぐって事実を整理すると以下のようなことになる。

まず8月31日に105名の推薦名簿が出されたが、当時官房長官であった菅氏は見えていない。その後、菅氏は、9月16日、総理大臣就任後、加藤氏、杉田氏に懸念を伝えた。この懸念の内容は明確にはされていない。9月24日より前に杉田氏から6名はずして99名とするとの相談があり、承認し、9月28日に決裁した。

要するに、6名の任命を拒否して、99名を任命とするとの案は、杉田氏がつくったということである。菅氏が、その6名の氏名、経歴をどこまで認識していたのかは、はっきりせず、他の個所の答弁や記者会見などでの話を参照してもあやふやなところがある。

しかし、杉田氏は、明確に個人情報把握した上で判断したことであろう。2020年10月14日付朝日新聞朝刊は、杉田氏は、「任命できない候補者がいる」との趣旨を事前に首相に説明し、首相がこれを了解した、とも報じている。これは、上記整理した事実中の「9月24日より前に杉田氏から6名はずして99名とするとの相談があり」というニュートラルな部分の実相を明らかにしているように思われる。

さて警備公安警察出身の杉田氏が、「任命できない候補者」と認定したのは、いかなる事情によるものであろうか。これまでのところ推薦手続きに瑕疵があったとか、当該候補者に品行不良その他過去非違行為があったとか、そんなことをうかがわせる要素は全くない。或いは当該候補者は学術会議の会員にはふさわしい研究業績をあげていないのだろうか。いやいやそれは学術会議・科学者コミュニティの判断、評価に委ねられていることだ。そうすると、任命拒否された6名の以下の来歴をもって推認するほかはない。

- ・宇野重規東京大社会科学研究所教授（政治思想史）

2013年12月に成立した特定秘密保護法に対し、「民主主義の基盤そのものを危うくしかねない」と批判。「安全保障関連法に反対する学者の会」の呼び掛け人にも名を連ねていた。2007年に「トクヴィル 平等と不平等の理論家」でサントリー学芸賞受賞。

- ・岡田正則早稲田大大学院法務研究科教授（行政法）

「安全保障関連法案の廃止を求める早稲田大学有志の会」の呼び掛け人の1人。沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設問題を巡って18年、他の学者らとともに政府の対応に抗議する声明を発表。

- ・小沢隆一東京慈恵会医科大教授（憲法学）

2015年7月、衆院特別委員会の中央公聴会で、野党推薦の公述人として出席。安保関

連法案について「歯止めのない集団的自衛権の行使につながりかねない」と違憲性を指摘し、廃案を求めた。

・加藤陽子東京大大学院人文社会系研究科教授（日本近現代史）

憲法学者らでつくる「立憲デモクラシーの会」の呼び掛け人の1人。改憲や特定秘密保護法などに反対してきた。2010年に「それでも、日本人は『戦争』を選んだ」で小林秀雄賞を受賞。政府の公文書管理委員会の委員も務めた。

・松宮孝明立命館大大学院法務研究科教授（刑事法）

2017年6月、「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法案について、参院法務委員会の参考人質疑で、「戦後最悪の治安立法となる」と批判。

・芦名定道京都大教授（キリスト教学）

「安全保障関連法に反対する学者の会」や、安保法制に反対する「自由と平和のための京大有志の会」の賛同者。

この人たちに共通することは、いずれも過去、政府に反対する過去の言動があったことである。この事実こそ、現在、合理的に推認できる任命拒否の唯一の理由だということになる。そうであれば、それは思想・良心による不利益扱い、政治的発言による不利益扱いであり、思想・良心の自由、表現の自由を侵害するものとなる。任命拒否の理由を明らかにすることの不都合はこの点にあるのだ。

念のために述べておくと、一般に公務員だからといって自由思想・良心の自由・・・内心の自由が一切制限されてはならないことはもちろんのこと、私的活動領域においては政治的行為を含め、表現の自由は完全に保障されなければならない。ましてや学術会議会員に関しては、日学法第7条8項に「会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。」とあることからわかるように、特別職公務員たる学術会議会員としての活動はアドホックなものであり、これらの制限は一切許されない。

第5章 今回の会員任命拒否は三権分立を侵すものだ

1 序論

これから論じようとするのは、1983年法改正により規定される至った日学法第7条2項の「内閣総理大臣が任命する」との規定の解釈である。条文は以下のとおりである。

「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」

なお1983年法改正による日学法第7条2項の定めは、前にも述べたが2004年に

改正されて上記のようになった。しかし、改正前も改正後も「会員は・・・推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」という構造は不変である。

2 任命は形式的なもの、推薦通り任命される

1983年法改正により、選挙制は廃止され、上記のように推薦制となったのであるが、それに伴い、学術会議の推薦に基づいて、「内閣総理大臣が任命する」との定めとなった。そこで「内閣総理大臣の任命」という文言の意味が、国会における改正法案審議においてくりかえし、厳しく問われるところとなった。「内閣総理大臣の任命」という文言の意味如何によって、学術会議の会員人事の自律性、職務の独立性が失われ、学問の自由を侵害することになることが危惧されたからである。当時、学術会議はその歯止めをかけるべく政府・総理府とギリギリの折衝を重ねていたが、会内部からは執行部批判の声が高まり、科学者コミュニティに属する個々の科学者・研究者、市民及び野党も、学術会議の会員選出の自律性が失われることを危惧し、選挙制を廃止し、推薦制にすることに疑念と反対の声をあげた。

そうした中、1983年5月12日参議院文教委員会で、日本社会党の粕谷照美議員が、同法改正案に対し次のような疑問を提起した上で、質疑を行った。

——これは大変問題があると、こういう中での審議になっているわけでありまして。科学者の中でも非常にたくさん議論がありまして、ここ連日、私は科学者の方々の応対に追われるというような、反対意見、または改革要綱に賛成だけれども若干の自分の意見もあるなどというような御意見の方々がおいでになるわけでありまして。そういう意味で、今度の法律案は科学者の自主性や学術会議の独立性を尊重して作成をされて出されてきたかということになりますと、大変な問題があるというふうに考えないわけにはまいりません。——

粕谷議員は、政府委員や説明員から以下のような明確な答弁がひきだしている。

○政府委員（手塚康夫君） 前回の高木先生の御質問に対するお答えでも申し上げましたように、私どもは、実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えておりません。確かに誤解を受けるのは、推薦制という言葉とそれから総理大臣の任命という言葉は結びついているものですから、中身をなかなか御理解できない方は、何か多数推薦されたうちから総理大臣がいい人を選ぶのじゃないか、そういう印象を与えているのじゃないかという感じが最近私もしてまいったのですが、仕組みをよく見ていただければわかりますように、研連から出していただくのはちょうど210名ぴったりに出していただくということにしているわけでございます。それでそれを私の方に上げてまいりましたら、それを形式的に任命行為を行う。この点は、従来の場合には選挙によっていたために任命というのが必

要がなかったのですが、こういう形の場合には形式的にはやむを得ません。そういうことで任命制を置いておりますが、これが実質的なものだというふうには私ども理解しておりません。

○説明員（高岡完治君）・・・この条文の読み方といたしまして、推薦に基づいて、ぎりぎりした法解釈論として申し上げれば、その文言を解釈すれば、その中身が二百人であれ、あるいは一人であれ、形式的な任命行為になると、こういうことでございます。

○説明員（高岡完治君）繰り返しになりますけれども、法律案審査の段階におきまして、内閣法制局の担当参事官と十分その点は私ども詰めたところでございます。

○説明員（高岡完治君）これはむしろ先生御指摘のように、そういうところにあるのではございませんで、今回の改正法案は推薦に変える、こういうことでございますので、選挙制から推薦制に変えるというところにこの改正法案の眼目があるわけでございます。内閣総理大臣の発令行為と申しますのは、それに随伴する付随的な行為と、このように私どもは解釈をしておるところでございます。

注：手塚康夫は内閣総理大臣官房総務審議官、高岡完治は内閣総理大臣官房参事官

粕谷議員に引き続き、さらに「内閣総理大臣の任命」の趣旨を問いただす質疑が行われ、政府委員や説明員など所轄庁である総理府の幹部官僚レベルにとどまらず、中曽根康弘首相や担当大臣である丹羽兵助総理府総務長官からもあいついで重要な答弁がなされた。

（1983年5月12日参議院文教委員会における中曽根康弘首相答弁）

○「・・・学術会議法の改正につきまして、従来の選挙制度がいわゆる推薦制に変わりましたが、これはいままでの経緯にかんがみまして推薦制というふうになったのであるだろうと思います。しかし、法律に書かれてありますように、独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません。学問の自由ということは憲法でも保障しておるところでございます、特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もあるわけでございます、そういう点については今後政府も特に留意してまいりつもりでございます。」

○「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」

(1983年11月24日参議院文教委員会・丹羽兵助総理府総務長官答弁)

○ 「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく、こういうことでございます」

内閣総理大臣は、推薦通りにそのまま任命する、任命拒否しない、選挙制ではないので形式上やむをえず任命する形をとったに過ぎない、法律案審査段階で内閣法制局の担当参事官とも詰めた等々。政府側の答弁は徹底しており、内閣総理大臣が任命権を行使して、学術会議の会員選出人事に介入することを認めるような解釈の余地は全くない。

3 任命は推薦制に随伴する付随的行為であり、認証的行為である

1983年5月12日参議院文教委員会では、内閣総理大臣の任命の法的性質について、説明員である高岡完治内閣総理大臣官房参事官が以下のように巧みな説明をしている。

○ 「今回の改正法案のこの制度の改正は、内閣総理大臣の任命制をとることが目的では毛頭ございません。選挙制を推薦制に変えるというのが今回の改正法案の骨子でございます。先ほども御説明申し上げましたように、推薦制をとるがために国家公務員としての位置づけをされております日本学会員が、その法的地位を獲得するためには何らかの入口をあげ、中に引き入れるという行為が法律的には必要になってくるわけございまして、そういう随伴する行為として内閣総理大臣の任命というものを考えたわけでございます。したがって、申し上げるまでもなくそれは形式的任命ということでございまして、これは先ほども総理からお答えになりましたとおりでございます。

今回の改正の趣旨は、任命制をとるということではなく、選挙制から推薦制へ変えるということであり、推薦された者に国家公務員の法的地位を獲得させるために、入口をあげ、中に引き入れる行為として任命が必要となったに過ぎない。内閣総理大臣の発令は推薦制に随伴する付随的な行為である。実にわかりやすい説明ではないか。

会員は特別職の国家公務員であるが、国家公務員の世界に入るには入り口が必要である。内閣総理大臣の任命は、比喩的に言えば、推薦された者が、国家公務員の入りに入る自動ドアだということを言っているのである。

内閣総理大臣の任命は、かつて選挙制だった当時、選挙の結果当選した者に対し、会員選挙管理委員会が当選証書を交付した行為に匹敵するものであり、任命＝認証的行為と言ってもよい。これもって会員選出に実質的に介入することを認めるような解釈をする余地は全くない。

4 小活——法解釈の変更と三権分立

一般に、法解釈の変更とは、もともと法律制定時から法文自体にいくつかの解釈を許容する余地があって、その許容範囲内でA説からB説に転じること、あるいは法律制定時には法文の意味は一義的明白に特定されていたが社会の変化に伴い人々の意識や行動態様に変化し、そのままでは規範性を維持できなくなり、変化にあわせて新しい意味を持たせるようにすること、などがそれにあたる。

法律の公権的解釈は、裁判を通じて判例によって示されたり、ときに国会審議等で政府見解として示されたりするが、上記のような趣旨で法解釈の変更がなされることは国家実行として許容される。

しかし、それを逸脱する解釈の変更は許されない。そのような逸脱は、法律の破毀・改ざん、立法権への干渉であり、日本国憲法に定める統治構造の根幹である三権分立を侵害するもので、憲法違反である。

以上述べたところにより、会員任命拒否が可能であるとの解釈と実行は、法解釈の変更ではなく、法律の破毀・改ざん、立法権への干渉であり、日本国憲法に定める統治構造の根幹である三権分立を侵害するもので、憲法違反である。

第6章 今回の会員任命拒否の先にあるもの・・・憲法9条改憲との関係

1 序論

自民党の甘利明・元経済再生担当相は自身のブログに掲載した『国会レポート第410号』（2020年8月6日）の中で、こんなことを書いている。

——日本学術会議は防衛省予算を使った研究開発には参加を禁じていますが、中国の「外国人研究者ヘッドハンティングプラン」である「千人計画」には積極的に協力しています。他国の研究者を高額な年俸(報道によれば生活費と併せ年収8000万円!)で招聘し、研究者の経験知識を含めた研究成果を全て吐き出させるプランでその外国人研究者の本国のラボまでそっくり再現させているようです。そして研究者には千人計画への参加を厳秘にする事を条件付けています。中国はかつての、研究の「軍民共同」から現在の「軍民融合」へと関係を深化させています。つまり民間学者の研究は人民解放軍の軍事研究と一体であると云う宣言です。軍事研究には与しないという学術会議の方針は日本限定なんでしょうか。そもそも民生を豊かにしたインターネットが軍事研究からの出自に象徴されるように、機微技術は現在では民生と軍事の線引きは不可能です。更に言えば、各国の学術会議は時の政府にシンクタンクとして都度適切なアドバイスをしています。評価されたドイツのメルケル

首相の会見もドイツアカデミーの適切な助言によるものと言われています。学術会議には日本の英知としての役割が期待されます。政権の為ではなく国家の為にです。——（傍線は筆者）

もっとも次に紹介する批判を受けた後、上記の傍線を付した部分の「積極的に協力しています」とある部分を「間接的に協力しているように映ります」と訂正したようである。

アメリカのオンラインメディア・BuzzFeed（バズフィード）とヤフージャパンが運営する BuzzFeed Japan（バズフィードジャパン）は、新興のオンラインメディアで、政府の広報や特定の問題を選択してファクトチェックを行っており、その堅実な分析・論評は定評がある。その BuzzFeed Japan（バズフィードジャパン）が配信した BuzzFeed News（10/9（金）11:33）は、SNS上で、学術会議が「日本の防衛研究は認めないが、軍事転用への懸念などがアメリカで示されている中国政府による『千人計画』に協力している」という根拠のはっきりしない話が拡散されている問題を取り上げ、追跡してファクトチェックを行っている。要約すると以下の如くである。

——ツイッター上で《日本学術会議。「防衛研究は認めないが、中国の軍事研究には参加する」という結構な反日組織になっており、今回の官邸側の動きは十分理解できる。「中国との戦争はもう始まっている」と痛感させられた。「戦争の結果は戦争する前に決まっている」ので、こういう地道な改善は重要。》というツイートが10000以上「いいね」され、リツイートも5000以上されて拡散されている。関連情報として「日本学術会議は中国の千人計画に関わっている」というツイートも拡散されている。

「千人計画」とは、中国政府が各国の優秀な研究者を招致するために進めている事業で、高額の研究資金や給料など、その待遇は破格で、技術流出、盗用、さらには軍事転用への懸念も少なくないとして、アメリカではこれに参加する研究者をスパイ視し、FBIが捜査に乗り出し、摘発されてもいる。

学術会議が「中国の軍事研究」や「千人計画」に携わっているという言説は、ネット上にとどまらず、一般メディアにまで広がっている。

学術会議は、かつて「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」とする声明を1950年と67年に出している。さらに2017年には防衛装備庁が創設した研究助成制度に対し、「軍事的安全保障研究協力に関する声明」を出して協力拒否を表明している。しかし、「中国の軍事研究」や「千人計画」に関わっているという事実は認められなかった。

では、このフェイクニュースはどこから出回ったのだろうか。それを追跡したら、自民党の甘利明・元経済再生担当相がその出どころではないかと考えられた。

甘利氏は自らのブログ（8月6日）で《日本学術会議は防衛省予算を使った研究開発には参加を禁じていますが、中国の「外国人研究者ヘッドハンティングプラン」である「千人計

画」には積極的に協力しています。(中略)中国はかつての、研究の「軍民共同」から現在の「軍民融合」へと関係を深化させています。つまり民間学者の研究は人民解放軍の軍事研究と一体であると言う宣言です。軍事研究には与しないという学術会議の方針は一国二制度なんですか。》と書いている。

また読売新聞の「千人計画」に関する連載記事中で、5月6日、《学術会議は軍事研究につながるものは一切させないとしながら、民間技術を軍事技術に転用していく政策を明確に打ち出している中国と一緒に研究するのは学問の自由だと主張し、政府は干渉するなど言っている。日本の技術が中国の軍事技術に使われようとしても防ぐ手立てがないのが現状だ》と述べている。

しかし、甘利氏は、こういう情報のソース、根拠は何も示していない。甘利議員の事務所に、学術会議側が否定しているとして情報の根拠についての取材を10月6日にFAXで申し込んだが、9日午前までに回答は得ていない。――

甘利氏や読売新聞は、学術会議が軍事研究に反対する姿勢をとっていることを強く批判している。それはそれで自由であるが、中国の軍事研究や外国人研究者囲い込みの「千人計画」に加担しているというフェイクニュースを拡散させ、学術会議に対し、偽計を用いて圧力をかけるやり方は決して許されるものではない。

こんな中、自民党は、2020年11月7日、内閣部会に「日本学術会議のあり方を検討するプロジェクトチーム」を設置した。毎日新聞のインタビューに答えて、自民党政調会長・下村博文衆議院議員が、その理由、趣旨、目的について語っているが、その中で、次のように語っていることが注目される(毎日新聞デジタル版 2020/11/10 11:30)。

――学術会議は過去3回、最近では2017年に「軍事研究には協力しない」と明言している(※実際の「軍事的安全保障研究に関する声明」は、軍事目的と見なされる可能性がある研究について、その適切性を技術・倫理面から審査する機関の設置を大学などの各研究機関に求める内容)。第二次世界大戦の反省に立って、軍事研究を一切しないとしてスタートした学術会議の歴史的経緯からするとよく理解できるが、2017年の声明は、日本の防衛を考えた時に本当にそれでいいのか。民生の研究が結果的に軍事に利用されることもあるし、軍事から始まった技術が民生で利用されることもある。中国は「軍民融合」という言い方を徹底しているが、線引きは難しい。軍事産業に手を貸すことに拒否反応があることはよく分かるが、少しでも「軍事に利用されるかもしれない」ということで全部止めてしまえば、日本の防衛は誰が守るのか。結果的に日本は他国から高い防衛装備品を買わざるを得なくなる。防衛省の(予算で助成される)研究は無条件でダメ、一切やらないというのは極端ではないか。そこまでこだわるのであれば、行政機関から外れてやるべきではないか。――

1967年の軍事研究に反対する声明直後の時期に、文部省が、1968年度科学研究費補助金（50億円）の配分を審査する審査委員を、前年度までの学術会議に選考を委ねる方式をやめ、学術会議とは無関係に任命することを決め、文部省と学術会議の対立が始まった。その後政府・自民党からは、とりわけ会員選挙制に焦点をあてた学術会議改革の声が高まり、それに対して学術会議は神経質な対応を余儀なくされた。1980年代はじめから、政府・自民党の学術会議への攻撃、揺さぶりは強くなり、学術会議の意見、要望をはねつける形で、総理府において改革案を取りまとめ、1983年法改正に至った。このときの経緯をふり返り、参酌してみると、今回の会員任命拒否もまた「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日）によってたび明らかにされた学術会議の軍事研究に対する厳しい姿勢を攻撃し、変容を迫ろうとするものと見てもあながち間違いとは言えないだろう。

その意味で、今回の会員任命拒否は、憲法9条改憲策動のコインの裏面という意味を持つと私は理解している。

2 軍事研究に厳しい姿勢は学術会議のDNA

第1章で述べたように、1948年7月制定された日学法に基づき、学術会議が設立された。その第1回総会は1949年1月20日から3日間にわたり行われたが、その総会3日目の1月22日、「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」が採択された。その全文は以下のとおりである。

「われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよるこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下にわが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。

そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたりそのになう責務はまことに重大である。

されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由、及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して、学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。

ここに本会議の発足に当ってわれわれの決意を表明する次第である。」

この決意表明は、原案どおり採択されたのであるが、実に1時間半もの議論がなされ、手書き議事録(国会の速記者を招いて作成された速記録)には、56頁も費やされて、侃々諤々の議論の様が記されている。研究者コミュニティは、異論百出、議論の世界だが、これを見れば学会が設立当初から如何に議論することに重きを置き、民主的運営に努めたかがよくわかる。これは学会の良き伝統となって今日に引き継がれている。

大きな議論になったのは、原案中「これまでわが国の科学者がとりきたった態度」とある部分を、「これまで特に戦時中わが国の科学者がとりきたった態度」に改めるとの修正案をめぐってであった。「これまで特に戦時中わが国の科学者がとりきたった態度」とは、戦時中、科学者がおしなべて戦争に協力する研究をしてしまったことをさしている。原案では、生ぬるい、このことを明確にするべきだというのが修正案だった。以下のように実にストレートで率直なやりとりがなされている。

医学分野の代表の修正案反対意見

「すでに国家が戦争になってしまったならば戦争に協力し、科学者が国家のために尽くすということは、一面から言うと当然のことです。それはどこの国でもやっております。

(略)もし反省するということになれば、戦争の勃発ということに対して防ぐことができなかったということを反省するべきであります。しかしながらその点は当面の科学者が実際に無能だったとは考えられないのであります。」

医学系分野の代表の意見に対する反論

「戦争が始まったがゆえにわれわれ学問をする者はこれに追従しなければならぬ、こういう思想自体が問題になって来ると思います。むしろ学会は、そういった学者の態度自体を、今後徹底的に批判しようと言うことが問題ではないか、その意味において学問の自由、独立といったものも生きてくると思う。」

採決の結果、原案が採択された。そのことについて原案の起案に加わった我妻栄副会長(民法学の大家・東大教授)は、「特に戦争という名称を強くしないで、過去の態度を強く反省するという含蓄のある言葉がよいだろう。殊に反省という言葉の中には単に戦争という場合だけではなくて、各部の学者が極端なセクショナリズムであったというような点、いろいろ反省すべき点があろう。従って、それらすべてにわたって反省するという含蓄のある言葉の方が声明としてはよいのではないかとということで、結局こういう文字になったのであります。」と説明している。この説明からすれば、原案、したがって成案にいう「これまでわが国の科学者がとりきたった態度」には、戦時中の科学者が戦争協力に走ったことも含

まれているということであり、修正案が否決されたといっても、この決意表明が、軍事研究に対する厳しい姿勢をとるものであることには変わりはない。

また医学分野の代表の修正反対意見も「戦争の勃発ということに対して防ぐことができなかつたということを反省するべき」と述べているので、広い意味では戦争に対する反省を含むものと言ってよいだろう。

そういう意味では、この決意表明は、学術会議総会全員一致で、軍事研究への厳しい姿勢を示したものである。

決意表明の主語は「われわれ」つまり科学者コミュニティの総体である。日学法前文に「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」と定められている学術会議設立の精神を、「われわれ」は真正面から受けとめ、「科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下にわが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓う」と主体的にとらえなおしたのが、この決意表明である。こうして軍事研究に対する学術会議の厳しい姿勢は、設立とともに学術会議のDNAとして埋め込まれた。もしそれを失うとすれば学術会議はその存在性を失うことになると言ってよい。

注：以上の記述は、『日本学術会議創立70周年記念展示 日本学術会議の設立と組織の変遷 ——地下書庫アーカイブズの世界—』及び『5文字の加筆めぐり激論 科学者の戦争責任と向き合う 日本学術会議は反日か(2)』（全国新聞ネット 2020/11/05 10:30）などを参照した。

3 「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）」（1950年4月28日）

日学法前文と1949年1月22日の第1回総会で採択された「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」等、軍事研究に対する学術会議の厳しい姿勢は学術会議のDNAであると言っても、学術会議は、異論が輩出する議論の府、何十万人にも及ぶさまざまな意見を持つ科学者全てを代表する機関である。一枚岩にまとまるわけがない。だから軍事研究の問題一つとってもさまざまな意見が噴出する。それでも、このDNAがあるからこそ、厳しい対立を孕む議論も、民主的な討議を尽くし、最後は折り合いをつけてまとめ上げることができるというものだ。

1950年4月28日、第6回総会で、学術会議は、はじめて軍事研究に反対する声明（「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）」）を採択した。

この頃の社会・政治情勢をふりかえってみると、冷戦体制がいよいよ発火点に達し、朝鮮戦争が勃発する直前という時期で、わが国は、アメリカによって共産主義に対する防壁に組み込まれ行くまさに戦後反動の真ただ中であつた。吉田茂政権はこの流れに掉さし、単独講和と米軍の恒久的駐留受け入れ路線をひた走る中、全面講和・中立を求める国民運動が大きな盛り上がりを見せ始めていた。日本社会党が全面講和・中立堅持・軍事基地反対の平和三原則を打ち出したのは1949年12月のことだつた。

平和運動も大きなうねりを示していた。1949年9月、ソ連が原爆保有声明を発表し、これに対抗して1950年1月、トルーマン・アメリカ合衆国大統領の水爆製造命令を出すなど、米ソを中心とした核軍備競争が拡大し、国際緊張が否応なく高まる中、同年4月16日から19日の間、ジョリオ＝キュリー委員長の下、「平和擁護世界大会委員会」がストックホルムで開催され、下記のアピール（ストックホルム・アピール）が採択された。わが国でも、4月1日から6月30日までの3カ月の間、ストックホルム・アピールに賛同する署名運動が取り組まれ、全国で630万筆余りの署名が集約された。

注：ストックホルム・アピールは以下のとおり。

- ①われわれは、人民にとっての恐怖と大量殺害の兵器である、原子兵器の絶対禁止を要求する。
- ②われわれは、この禁止措置の履行を確保するための、厳格な国際管理の確立を要求する。
- ③われわれは、どのような国に対してであれ、最初に原子兵器を使用する政府は、人道に対する罪を犯すものであり、戦争犯罪者として取り扱われるべきであるとする。
- ④われわれは、世界中のすべての善意の人々に対し、このアピールに署名するよう求める。

学術会議も、こうした核軍備競争の開始と国際緊張の高まり、これに対抗する世界規模の平和運動の盛り上がりを見守り、黙っているわけにはいかなかった。採択された「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）」の全文は以下のとおりである。

「日本学術会議は、1948年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきつた態度について強く反省するとともに、科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。」

この声明は、当時の社会・政治情勢において、国民の多数から賛同を得られるごくごく常識的なものだったといつてよい。それもその筈、そうなつたのは、できる限りそうした常識的なものにならうという努力がなされていたからである。

原案には第一文と第二文の間に、以下の一文があった。

「しかるに内外の推移を見るに、ヨーロッパでは、今年を戦争と平和の決戦の年であると規定して警告を発しているように、日本の科学者も再び戦争の危機を感知せざるを得ない情勢に立ち至っている」

これに対して、「ヨーロッパが戦争と平和の決戦の年だと誰がどこで規定しているのか」、「ジャーナリストは挑発的に戦争が今にもあるように言うが、戦争が逼迫している根拠は何か」などと、先走った主張を抑えようとする批判がなされた。そのため、提案者においてこの一文を自ら削除することとし、全体の合意をとりつけたのであった。

学術会議を攻撃するトレンドに乗って、一部の評論家、マスコミが、学術会議は左翼が主導する偏向団体であるかのような非難をする際に、度々、やり玉にあげられる軍事研究に反対する最初の声明は、このようなごくごく常識的なもので、会内合意を最大限尊重して採択されたものであることを是非知ってもらいたいものである。科学者コミュにティは異論噴出の世界だ。左翼が主導する偏向団体などにはそもそもなり得ないものなのだ。政治的デマゴグに翻弄されてはならない。

注：この記述は、井野瀬久美恵『軍事研究と日本のアカデミズム 学術会議は何を「反省してきたのか」』（『世界』2017年2月号）も参照した。井野瀬氏は甲南大学文学部教授・学術会議元副会長。

4 「軍事目的のための科学研究を行わない声明」（1967年10月20日）

1967年5月5日付朝日新聞朝刊で、1966年9月に京都で開催された「国際半導体学会」（日本物理学会主催・日本学術会議が後援）へのアメリカからの参加者の渡航費、滞在費として8000ドルを援助していたこと、物理学会の執行部もほとんどすべての会員も、学術会議も知らないまま会議の実行委員会が契約していたこと、会議の決算報告にも記載されていなかったこと、が報じられた。

当時、アメリカは、ベトナム侵略戦争を拡大し、南ベトナムに50万人にも及ぼんとする地上軍を派遣、空と陸から殺し尽くし、焼き尽くす凄惨な作戦を展開するとともに、北ベトナムに対する北爆を展開中であつた。超大国アメリカに対し、敢然と戦うベトナム人民に対する支援は全世界に広がり、アメリカ国内でも、わが国でも、大規模なベトナム反戦運動が展開された。

そんな時期に、米陸軍極東研究開発局からの科学研究に現場に資金援助がなされたことが判明したのであるから、これが大きな社会・政治問題となったのは当然のことだった。

早速、翌5月6日、衆議院予算委員会で、野党議員がこれを取り上げ、米陸軍からの資金援助の実態を明らかにするよう文部省に求め、5月19日に調査結果が出されている。それによると、1959年から北大、東大、慶応大など25大学、航空宇宙技術研究所など9研究機関、その他（学会など）3、合計37の大学・研究機関等から、90件に及ぶ研究テーマが立てられ、これらに対し、米陸軍極東研究開発局から合計40万ドルの資金援助がなされているという驚くべき事態が明らかとなった。

学術会議は、1950年4月28日の総会で、「われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使」として、「再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。」との決意表明を採択し、これを科学者コミュニティの総意として宣言していたにもかかわらず、米軍関係だけでもこんなにも多数、科学者の中でこれに違背する事態が進行していたこと、学術会議自体も米軍当局より援助がなされていることをチェックしないまま、「国際半導体学会」を後援していたという事実衝撃を受け、この年、1967年10月に開催された総会において「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を採択し、「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」ことを改めて確認することとなった（10月20日）。その全文は以下のとおりである。

「われわれ科学者は、真理の探究をもって自分の使命とし、その成果が人類の福祉増進のために役立つことを強く願望している。しかし、科学者自身の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当たって、絶えずこのことに戒心することが要請される。

今やわれわれを取りまく情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米陸軍極東研究開発局より半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新たにしなければならない情勢に直面している。既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて日本学術会議発足以来の精神を振りかえって、真理探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。」

理性的なものは現実的なもの、現実的なものは理性的なもの。ヘーゲルは『法の哲学』序

文で、こういうテーゼを立て、肝腎のことは、時間的な過ぎ去りゆくものの外見のうちに実態を、しかも内在的な実体を、そして永遠なもの、しかも現在の永遠のものを、認識することだと述べた。この声明が出された経緯を見ると、学術会議のかのDNAなる内在的な実体が、歴史的現実の進行の中に姿を表したものと見てとることができる。

この声明が出されたのは必然であったと言ってよく、広く社会から受け入れられた。

注：この記述は、矢倉久泰『軍事研究と平和憲法② 米軍が研究資金を提供』（日刊ベリタ 2018年09月10日11時55分掲載）も参照した。

5 「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日）

第二次安倍政権は発足翌年2013年12月に『国家安全保障戦略』を策定した。

これは、従来の『国防の基本方針』（1957年5月閣議決定）にかわる「国家安全保障に関する基本方針」である。『国防の基本方針』は、「国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する」との根本精神のもとに「外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する」ことを謳っていた。これに対し『国家安全保障戦略』は、「国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するに当たっては、我が国の国益と国家安全保障の目標を明確にし、絶えず変化する安全保障環境に当てはめ、あらゆる手段を尽くしていく必要がある」とわが国の国益を重視し、その安全保障の目標を①我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること、②日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実質的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること、③不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること、と定めた。

『国防の基本方針』と比較すると、『国家安全保障戦略』は、国際協調にかえて国益重視、米国との軍事同盟の強化、軍事突出の路線、という方向を鮮明にしているがわかる。

こうした方向に沿って、これまでに武器輸出三原則にかわる防衛装備移転三原則閣議決定策定（2014年4月）による武器及び武器技術の輸出原則解禁、集団的自衛権容認閣議決定（2014年7月）及び日米防衛協力のための指針（2015年4月）と安保法制制定（同年9月）による自衛隊の国防及び外征ともにこなす普通の軍隊化が進められ、そして今、その一歩先、敵基地攻撃能力保有を次期防衛大綱に織り込まれようとしていることは、周知のとおりである。

その『国家安全保障戦略』の中に、地味ではあるが、次のような文章が書き込まれている。

「我が国の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が我が国に強く求める価値ある資源でもある。このため、デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある。

技術力強化のための施策の推進に当たっては、安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく。」

デュアル・ユース技術とは、聞きなれない言葉であるが、国民生活の利便・福利のための民生技術であると同時に、軍事目的にも使える技術という意味である。実際には、科学者を民生技術の研究開発という名目で、軍事研究に引きずり込む際に用いられる常套句であり、安全保障、国防の視点から産学官（官とは防衛省・自衛隊）の共同をはかるよう努めることを宣言しているのである。

これを受けて、内閣府に設置されたわが国の科学技術に関する司令塔である「総合科学技術・イノベーション会議」（前にも触れたが、議長として内閣総理大臣。議員として、閣僚6名、有識者議員7名、機関の長たる議員として学術会議会長により構成される。有識者議員は、御用学者や経済人ばかりである。上山隆大元政策研究大学院大学教授・副学長が、ただ一人の常勤議員である。）がとりまとめ、2016年1月に閣議決定された『第5期科学技術基本計画』（1期5年での中期計画で、2016年～2021年までカバーされる。）に、「国家安全保障上の諸課題への対応」として以下のように明記されている。

「我が国の安全保障を巡る環境が一層厳しさを増している中で、国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。

その際、海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む、我が国の安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う。

なお、これらの研究開発の推進と共に、安全保障の視点から、関係府省連携の下、科学技術について、動向の把握に努めていくことが重要である。」

こうして科学者を軍事研究に動員する体制が、着々と進められている。もとより科学者の多数は、軍事研究に手を染めたくないと思っているだろう。しかし、2004年、行政改革の一環として国立大学・公立大学と国立の研究機関の独立法人化が進められ、大学・研究機

関の一般運営費交付金の締め付けと研究費の競争的資金への組み換えによって、経常研究費が削減され、競争原理が導入されたことにより、産学協同が当たり前になってしまった学問・研究の現場に、こうした掛け声とともに潤沢な軍事研究の資金の撒き餌がなされれば、科学者は知らず知らずのうちにそれに慣らされてしまう状況が進行することになる。

防衛省・防衛装備庁は、2015年から「安全保障技術研究推進制度」を運用開始し、初年度の予算規模は3億円であったが、2017年度からはこれを一気に110億円に拡大し、大学、公的研究機関、民間企業などの科学技術研究に資金投下して、武器技術開発への回路を開きつつある。このまま進めば、将来的には、アメリカのような軍産学複合体制を構築されてしまうことだろう。

それだけではない。アメリカ国防総省の国防高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency 略称 DARPA・ダーパ）による研究資金が大学や公的研究機関に流れ込み、軍事研究に手を染める科学者も少なからずいることが明らかになっている。

2017年3月、学術会議幹事会は、こうした事態を危惧して「軍事的安全保障研究に関する声明」を採択した。その全文は以下の通りである。

「日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使

用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。」

この声明の最も重要な部分は、「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」というところにある。それは、一部の人が言うように一律に軍事研究を禁止するものではない。そのように言うのは、不当なレッテルはり、誇大宣伝に過ぎない。学術会議の、存在理念であるかのDNAは決してイデオロギー的な硬直化した観念に基づくものではなく、現代的課題にあわせて柔軟かつ現実的に対応可能なものであり、この声明もそういうものである。

軍事研究に対してどう科学者はどう対応すべきか。ただ学術会議として、反対を唱えて、あとは個々の科学者の良心にのみ頼る時代は過ぎ去ろうとしている。それは、科学者コミュニティ総体のサポートにより、個々の科学者が軍事研究の罠に陥り、やがて研究結果の秘匿が義務付けられ、研究内容への介入がなされ、研究結果が殺傷の道具として使用されるなど、泥沼にはまりこみ、科学者としての誇りを失う事態を未然に防止するために、技術的・倫理的審査制度をもうけ、ガイドライン等を設定するというこの「軍事的安全保障研究に関する声明」は、研究者コミュニティの共助の一手段であると言ってよい。

6 小活

学術会議に埋め込まれたDNA、軍事研究に対する厳しい姿勢は、時代と社会情勢にあわせて現実化し、それは時の政府の防衛政策、安全保障政策に基づく軍備強化と軍事技術開発の要請に相反する結果をもたらしてきた。それが政府及び政府与党からの学術会議に対する攻撃を招いてきた。しかし、その攻撃にもかかわらず学術会議は、今日に至るも難攻不落、今日まで健全に生き延びてきたし、かのDNAは不変である。安倍政権の集団的自衛権容認と軍事突出の嵐の中でも2017年3月には「軍事的安全保障技術の研究について」なる声

明を発出した。それだけに、憲法9条改憲を急ぎ、軍事大国、日米軍事同盟の一層の強化・拡大の道をひたす進みゆく、政権と政権与党にとっては、そのようなおせっかいをやく学術会議は目の上のタンコブ的存在なのだろう。

この点において、学術会議の会員任命拒否という尋常ならざる政権の挙動は、9条護憲と9条改憲のせめぎあいの一局面を示すものであると言ってよい。

「ただの戦争放棄」と「特別の戦争放棄」——加藤典洋『9条入門』を読んで

文芸評論家・加藤典洋氏の遺作となった『9条入門』（創元社「戦後発見」双書⑧）を読んだ。私とは、見解を異にする部分が多いが、専門外の文献を読み込み、憲法9条に対するご自身の考えを、できる限り論理的に示されたことには、敬意を表したいと思う。

1 加藤氏は、「特別の戦争放棄」と「ただの戦争放棄」とに区分けし、その区分けを前提に各方面に論理を展開しているが、私には、どうもやや無理筋ではないかと思われてならない。

加藤氏によれば、「特別の戦争放棄」とは自衛であろうがなんであろうが全ての戦争を放棄することである。では加藤氏は、「ただの戦争放棄」としてどんなものを考えているのであろうか。

加藤氏は、「ただの戦争放棄」とはパリ不戦条約、あるいはそれを継承した（と加藤氏がいう）国連憲章第51条などに見られる自衛のための戦争や武力行使を留保するタイプ、もしくは自衛のための戦争や武力行使まで放棄するなら相互主義を条件とするタイプであると言っている。

そこでまずパリ不戦条約について検討することとする。これは、1928年、アメリカの国務長官ケロッグ、フランスの外務大臣ブリアンの提唱で、締結された国際条約であるが、これは本文として以下の2箇条を定めるに過ぎない至ってシンプルな条約である。

第1条・・・「締約国は国家間の紛争の解決のために戦争に訴えることを非とし、かつ締約国相互の関係において、国家政策の手段としての戦争を放棄することを、各々の人民の名で厳粛に宣言する。

第2条・・・「締約国は、締約国相互の間に起こる全ての争議または紛争は、その性質又は原因の如何を問わず、平和的手段以外の方法で処理または解決を求めないことを約束する。」

第1条で、「国家間の紛争の解決のため」とか「国家政策の手段として」とかの語句があることをとらえて、パリ不戦条約は、自衛戦争を放棄・禁止するものではないと国際法学者の多くは説明し、広く一般にそのように理解されている。しかし、それに続く第2条を読めば、そのような理解が誤りであることに気づくはずである。第2条には、全ての争議または紛争を、性質、原因の如何を問わず、平和的手段以外の方法で処理または解決を求めないと書かれている。

パリ不戦条約は、本来的には、全ての戦争を違法化することを目的としていたのであり、決して「ただの戦争放棄」の取り決めではなかった（田岡良一「国際法上の自衛権」勁草書房157頁以下参照）。ところが、各締約国は、この条約批准に際し、それぞれ一方的に、「自衛権の行使を留保する」との趣旨を明示した交換公文を差し入れ、「自衛権の行使を放棄しない」との条件で批准をしたに過ぎないとの立場を表明し、その後の諸国の国家実践、即ち、自衛のという名分さえ立つならば戦争や武力行使ができるという勝手な解釈のもと、第二次世界大戦を引き起こされたのであった。パリ不戦条約自体が「ただの戦争放棄」を取り決めだったから、そうなのではない。

それでは、国連憲章第51条はどうだろうか。同条成立過程はとても複雑で錯綜しているが、できるだけ簡略に説明しよう。第二次世界大戦初期の1941年8月、ルーズベルトとチャーチルは大西洋憲章を合意したが、そこで語られた「武力行使廃止、軍縮、一般的安全保障体制樹立」の理想は、大戦末期の1944年10月、米、英、ソ、中4カ国の間で合意され、公表されたダンバートン・オークス提案に具体化された。それは連合国が主体となって永久平和を志向する国際機構（以下単に「国連」という。）を組織し、加盟諸国家に対し武力不行使の原則を承認させることにより、国際紛争を国連の安全保障理事会の下で、一元的にかつ国連軍の「強力」を背景に解決するという集団安全保障措置の制度・仕組みを呈示していた。

しかし、1945年6月に召集された国連憲章の制定のためのサンフランシスコ会議において、次第に対立を深める米ソの思惑とこれに起因する小国の不安が交錯する中で、集団的安全保障とはあいられない国連憲章第51条が採択されてしまったのである。

国連憲章第51条は、加盟諸国に自衛のための武力行使を認めるというものであり、加盟国個々の武力行使禁止原則を定める第2条4項と矛盾し、国連による集団的安全保障構想の失敗を象徴する条項である。この条項は、個別的自衛権だけではなく集団的自衛権をも明記しており、「ただの」であろうがなんのであろうが「戦争放棄」条項には値しない。

次に、加藤氏のいう相互主義であるが、加藤氏は相互主義を条件とするタイプとしてどんなものを考えているかといえ、イタリアやドイツの例のように国際法の枠組みの中

で戦争や武力行使という国家主権の行使を制限する行き方だと述べている。ごちゃごちゃ説明するより、実際に各国の憲法の条文を見てみよう。

・イタリアの場合

イタリア憲法第11条・・・「イタリアは、他人民の自由に対する攻撃の手段としての戦争及び国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する。国家間の平和と正義を保障する体制に必要ならば、他の国々と同等の条件の下で、主権の制限に同意する。この目的を持つ国際組織を促進し支援する。」

・ドイツの場合

ボン基本法第24条1項・・・「連邦は、法律によって主権的権利を国際機関に委譲することができる。」

同条2項・・・「連邦は、平和を維持するために、相互集団安全保障制度に加入することができる。その場合、連邦は、ヨーロッパおよび世界諸国民間に平和的で永続的な秩序をもたらす、かつ確保するような主権的権利の制限に同意する。」

同条3項・・・「国際紛争を規律するために、連邦は、一般的、包括的、義務的、国際仲裁裁判に関する協定に加入する。」

第26条1項・・・「諸国民の平和的共存を疎外するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為、とくに侵略戦争の遂行を準備する行為は、違憲である。これらの行為は処罰される。」

これらを読むと、イタリアやドイツでは、自衛のための戦争及び武力行使を留保していること、それは国際的な集団的安全保障の枠組みの中で、国際機関に移譲したり、制限したりすることができる定めになっていることがわかる。しかし、私には、どうしてこれをもって相互保証を条件とする「戦争放棄」条項だと言う必要があるのかさっぱりわからない。国際条約で、集団安全保障体制に加わるなら、その定めに従うことは当然のこと、それによる以外に戦争や武力行使に訴えることは許されないのは当然のことである。憲法で、そのことを定めていようがまいが、国家はそのような条約を締結することができます。それを定めたからと言って、なにか特別な意味が付け加えられるわけではない。

要するに、イタリアもドイツも、イタリア憲法やボン基本法の下では、自衛のための戦争や武力行使ができるというに過ぎず、わざわざ「ただの戦争放棄」条項を定めているなどというまぎらわしい言い方をすべきではない。

「戦争放棄」条項とは、自衛のものを含めて一切の戦争や武力行使を放棄することを定めた条項である。自衛のための戦争や武力行使のみを認めるのは、ごくごく普通のこと、現在の世界のどの国もそういう建前をとっており、普通の国の世界標準である。それをわ

ざわざ「戦争放棄」条項を持つ国とは言わない。だから、私に言わせれば、加藤氏の本書における論理展開の出発点が誤りであるというほかはない。

2 元GHQ民政局次長ケーディスは「ただの戦争放棄条項」にしようとしたのか

加藤氏の、「ただの戦争放棄」、「特別の戦争放棄」の区分けというそもそもの出発点が誤りというほかはないが、その一適用場面として加藤氏の説くところを検討したいと思う。

1946年2月3日に、マッカーサーは、GHQ民政局ホイットニーに新憲法制定のためのガイドラインを提示し、民政局において草案作成作業をし、日本政府に草案を交付することを支持した。そのガイドラインを、マッカーサー三原則と呼びならわしているが、そのマッカーサー3原則の第2原則は以下のとおりであった。

①国家の主権としての戦争は廃止される。日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に信頼する。

②日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない。

これは、加藤氏のいう「特別の戦争放棄」にあたることは明らかである。しかし、ケーディス次長が率いるGHQ民政局のチームが起草し、マッカーサーの承認を得て、同月13日に日本政府に交付されたGHQ草案では、これは次のように改められていた。

①国民の一主権としての戦争はこれを廃止する。他の国民との紛争解決の手段としての武力の威嚇又は使用は永久にこれを廃棄する。

②陸軍、海軍、空軍又はその他の戦力は保有去ることは許されない。交戦権は授与されない。

加藤氏は、マッカーサー三原則では、自衛のための戦争や武力行使も放棄される「特別の戦争放棄」条項であるが、GHQ草案では、そうではないと、注意をとどめている。そして、そのように改められた事情として、ケーディスの「どんな国も自分の国を守る権利がある」、「自分の国が攻撃されているのに防衛できないというのは非現実的だ」と考えたとの説明（1992年11月に行われた『日本国憲法を生んだ密室の九日間』・創元社の著者、鈴木昭典氏のインタビューに対する説明）をとりあげている。そして加藤氏はこのケーディス発言を真に受けて、ケーディスは、故意に、全ての戦争、全ての武力行使を否

定する「特別の戦争放棄」条項から自衛のための戦争や武力行使を認める「ただの戦争放棄」条項に変えたのだと断じている。

加藤氏は、さらに敷衍して以下のように述べる。

GHQ草案の当該条項は、ほんとうは「ただの戦争放棄」条項であった。また1946年4月17日に発表され、枢密院の審議を経て第90帝国議会に提出された憲法改正案の当該条項も、以下のとおりであり、それは「ただの戦争放棄」条項であった。

①国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

②陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。

それなのに当時の日本政府は、それを「特別の戦争放棄」条項だと強調し続け、「特別の戦争放棄」条項であることを前提として審議が進められた。制定後は、国民も9条を「特別の戦争放棄条項」として、敗戦後のわが国がめざすべき理想として熱烈に支持することになった。

政府当局者や保守派議員は、天皇の安泰を確保しようという現実的な動機が強く働いたのだろう。国民は、現人神と信じ、精神のよりどころであった天皇像が、マッカーサーと並んで撮られた写真の天皇、人間宣言をした天皇、敗戦後もその地位にしがみつき何らの責任もとろうとしない天皇を見て瓦解し、彼が何の変哲もない卑小な人間であることを知った喪失感を埋め合わせるもの、心の中で失われた国体の空虚を満たすものとして9条の理想を熱烈歓迎したのだろう。一方、マッカーサーは、日本の非軍事化を保障することにより天皇を守るための方便として、また輝かしい理想主義的平和憲法を日本に成立させたことを引っ提げて、次期大統領選に臨むべく、敢えてこうした状況を利用したのだろう。

このように加藤氏は分析している。果たしてそれは成功しているだろうか。

GHQ草案は、第1項を自衛のための戦争や武力行使をも放棄すると解し得るかどうかは争いがある。確かにそれらは放棄していないと解する余地はある。しかし、紛争解決の手段という文言には自衛措置を講じなければならない事態も含み、第1項で自衛のための戦争や武力行使をも放棄すると解する余地もある。私が後者の立場であることはパリ不戦条約の解釈で述べたところからおわかりだろう。しかし、その点は結論を留保するとしても第2項により一切の戦争、武力行使が不可能となるので、結局は自衛のための戦

争や武力行使をも放棄することになると理解できる。また憲法改正案についても然りである。だから後に芦田修正問題で侃々諤々の議論後起きたのだし、戦後9条論争が長きにわたり続いたのである。上記のケーディスの説明は、矛盾している。

9条についての日米双方の政府解釈が変わり、国際情勢がすっかり変わってしまった後のケーディスの説明を、加藤氏が額面通りに受け入れてしまったのは甘かったと言ふべきだろう。

前にも述べたが、自衛のための戦争や武力行使を留保する「ただの戦争放棄」なんて、どこの国も掲げており、ただなのであろうがなんであらうがそんなものを憲法に定めても「戦争放棄」条項とは呼ばない。

加藤氏の文芸評論家としてのたくましい想像力と分析力に感心しつつも、私はそれには同意しない。

3 加藤典洋氏は9条幣原起源説をどう考えたか

憲法9条幣原起源説は、最近、歴史学者の笠原十九司氏が、『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明』（大月書店）で、1920年代から1930年代初頭までの幣原外交を詳細に検討し、その再評価をするとともに、敗戦直後からの経過も丹念に追うことにより、9条は幣原の発案になるものとの説得力ある論を展開している。

同書は2020年4月に刊行されたが、その少し前2018年8月には、近現代国際政治史の研究者大越哲仁氏も『マッカーサーと幣原総理 憲法九条の発案者はどちらか』（大学教育出版）を著わしたが、その中で、笠原氏とは異なる角度、論点を提示し、「9条幣原起源説」を強く推している。

さらにそれより遡ること約2年、雑誌『世界』2016年5月号に、教育学の重鎮堀尾輝久氏が『憲法九条と幣原喜重郎』という論文を発表している。その中で、堀尾氏は、1957年、内閣に設置された憲法調査会・高柳信三会長が、9条制定経緯を解明する目的で、マッカーサーに出した質問とそれに対する回答を綴った往復書簡の原本を発見し、「9条幣原起源説」を論証している。

「9条幣原起源説」を憲法学者で最初に唱えたのは北大教授であった深瀬忠一氏ではないかと思われるが、概念法学的傾向の強い憲法学者の中では、これに賛同し、サポートする人は殆どいなかった。最近の活況を見ると、深瀬氏もさぞかし草葉の陰から喜んでおられることだろう。

『昭和天皇実録』第10巻中の「昭和21年1月25日」の項に、昭和天皇は幣原から「昨日联合国最高司令官ダグラス・マッカーサーと会見し、天皇制維持の必要、及び戦争放棄等につき懇談を行った」旨の奏上を受けたと記されている。残念ながら懇談の具体的内容には触れられていない。宮内庁はそのときの奏上内容を記載したメモを保管してい

る筈だから是非公開して欲しいものだ。それが公開されれば、1946年1月24日の幣原・マッカーサー会談で具体的どのようなことが話し合われたのかということをめぐる戦後史の一つの謎は解明されることだろう。残念ながら、現時点では、マッカーサーの証言などや幣原からの伝聞に基づいて、合理的に推認するほかはない。

マッカーサーの証言は、1951年5月5日・上院軍事・外交合同委員会の公聴会でなされたものが最初のものである。

——日本人は、彼ら自身の意志によって、戦争を非合法とする規定を憲法に書き込んだ。(幣原はこう言った)「私は長い間この問題を解決する唯一の方法は戦争をなくすことであるし、信じもしていた、私はこの問題を軍人たるあなたに提議することには大いに躊躇した。・・・しかし私は現在我々が起草しつつある憲法のうちにかかる規定をもうけることに努力したい」

(私は感激して思わず立ち上がり、握手しながらこう述べた)「それこそ能うかぎり最大の建設的措置の一つであると思う」——

マッカーサーのこの証言は、その後長きにわたって繰り返されるが、いいまわしはともかくが、基本部分はブレていない。

幣原からの伝聞は、葉室メモと称されるものと平野三郎録取書がある。それらには、9条は永久的な規定とすること、天皇は名目的存在、シンボルとなることを意味する規定をもうけることとあいまって天皇を存続させることに諸外国の賛成も得られるという一石二鳥の名案として幣原が提起したこと、そして当時の政治状況から敢えてマッカーサーに進言し、命令として出してもらったこと、などが語られている。

かつて日本外交の責任者として幣原外交を推進した幣原の外交姿勢、平和主義、右翼・軍部からの迫害、敗戦直後からの言動など幣原の実績・経歴等や敗戦直後から1946年2月ころまでの政治状況を検討した結果、私も、「9条幣原起源説」は、採用できると判断している。

さて加藤氏も、本書で、「9条幣原起源説」に切り込んでいる。加藤氏は、日本国憲法は、GHQが、言い換えればマッカーサーが、ポツダム宣言から逸脱し、連合国はもちろんアメリカ本国をも出し抜いて、日本に押し付けたものだという大状況を前提とし、そこから個々のエピソードを演繹するという論法をとっている。マッカーサー三原則の第二原則である戦争放棄の項は「特別の戦争放棄」条項であった、GHQ草案では「ただの戦争放棄」条項に改められたという、私からすればやや混乱した主張もあるが、それはお愛

矯として、要するに9条はマッカーサー発案になるものという見解である。

たださすがは加藤氏、上記に私が挙げた諸資料等から1946年1月24日、幣原・マッカーサー会談において、「戦争放棄の話題が幣原の口から出たとしても不思議ではありません」と述べている。そこで自説のマッカーサー発案になるものという見解とどう折り合いをつけるか……。加藤氏は次のように言う。

（幣原が口にしたのは、世界中がそうなればという意味、言い換えれば相互主義の条件付きの）「ただの戦争放棄」関わる話だった。……「幣原は、『ただの戦争放棄』について話したのですが、マッカーサーにかかると、そこに脚色が加えられ、「徹底した未曾有の戦争放棄」の憲法への書き込み、と言う提案になる。その時点で、意味が大きく変わってしまうのです。」

みごとではあるが、これは手品である。種も仕掛けもあるのだ。種と仕掛け、それは例の「ただの戦争放棄」条項と「特別の戦争放棄」条項の観念的・思弁的な区分けである。

しかし、そのような区分けは、加藤氏の想像力のたくましさを証明するに過ぎず、法的論理として成り立たない。手品は、所詮は手品に過ぎないようだ。「ただの戦争放棄」なるものが、現代のどの諸国家においてもごくごくあたりまえの建前であり、そうしたことを憲法に掲げても「戦争放棄」条項とは言わないことは既に述べたとおりである。加藤氏は、幣原が口にした「戦争放棄の話題」とはそういう類の毒にも薬にもならない類の話だと言って、幣原を貶めているのである。

4 護憲的改憲論？を批判する

加藤氏の本を読んでいて、途中で何度も感じたことは、日中戦争とアジア・太平洋戦争で、2000万人を優に超す犠牲者がもたらされたこと、わが国にも310万人ともいわれる膨大な犠牲者がもたらされたこと、それらの犠牲者の何倍にも及ぶ死の恐怖を味わい、肉親の死に心を切り裂かれ、飢餓線上の生を生かされた人々がいたこと、こうしたことが自存自衛の戦争だとして正当化されていたこと、などについて、加藤氏はどう考えているのだろうかということだった。

日本国民は勿論、政治リーダーでも心ある人たちは、敗戦直後からこうしたことを考え、反省し、そして平和を希求する思いをつのらせ、それが行動変容をもたらし、9条への滔々たる底流となったのではないだろうか。幣原・マッカーサー会談における幣原の「戦争放棄」の提案とそれを受けたマッカーサー3原則の戦争放棄条項は、その底流を顕在化させる一滴にすぎなかったのではないか。

9条は、マッカーサーの策略により押し付けられたものだ、日本国民は現人神ヒロヒトに幻滅し、心の中で失われた国体の空虚を満たすものとして実像とは異なる9条の理想

を信じ込み、熱烈に支持したのだ、政治リーダーは天皇の安泰のために9条の実像とは異なる理想を叫びたてたのだ、等々。加藤氏は、心で事態をつかもうとせず、頭の中で、こうしたことどもをこしらえあげたに過ぎないように私には思われる。

加藤氏は、国際政治学者の伊勢崎賢治さんの次のような9条改憲案を高く評価している。「本来の9条の復元型」に近いものである、と。

- ①国際連合憲章を基調とする集団安全保障（グローバル・コモンズ）を誠実に希求する。
- ②前項の行動において想定される国際紛争を解決にあたっては、その手段として、一切の武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄する。
- ③自衛の権利は、国際連合憲章（51条）の規定に限定し、個別的自衛権のみを行使し、集団的自衛権は行使しない。
- ④前項の個別的自衛権を行使するため、陸海空の自衛戦力を保持し、民主主義体制下で行動する軍事組織にあるべき厳格な特別法によってこれを統制する。個別的自衛権の行使は、日本の施政下の領域に限定する。

戦後の焼け野原の中、戦争の惨禍が日常生活を覆い、国民は勿論、政治リーダーでも心ある人たちが真に平和を希求していた当時、しかも未だ国際協調体制が瓦解しておらず国連による世界平和の実現がめざされていた時期に、確定された9条が、全ての戦争を放棄する絶対的平和条項であったことは間違いないところだろう。ところが、上記の改憲案こそ「本来の9条の復元型」だなどと言って憚らない加藤氏は、想像力がたくましくなり過ぎて、事実を見る目を失ってしまっていたように私には思われる。

事実を見る目だけではなく、政治状況を見る目も失われてしまっていたのではないか。この改憲案、「個別的自衛権」を「自衛権」とすれば9条加憲を唱える安倍改憲案とどこが違うであろうか。さらに政府や自公両党は、安倍流集団的自衛権の行使である存立危機事態における武力行使を、「個別的自衛権」と説明していたのではないか。そうなるこの改憲案のままでも安倍改憲案となり得ることになるのではないか。

伊勢崎氏がこの改憲案を発表したのは2015年であった。その当時の伊勢崎氏はまだ9条護憲派の立場とも共通項があった。しかし、今や、このような改憲案を容認しない9条護憲派に対して、最近、ツイッターで、こんな悪罵を投げかけていた（2021年3月10日アクセス）。

- ・サヨクがアホだから無関心層がウヨクにいつてまうやんボケ
- ・ほんと9条護憲を排除するだけでいいのです。日本のリベラルがまともになるには。

- ・憲法9条は平和を唱えるだけの自動交戦装置です
- ・憲法9条がある限り日本はアメリカのための（自分の意思をもてない）軍事部品でしかありません。もういいかげんに分かりますよ。
- ・憲法が押し付けられたかどうかなんてドーでもよくて9条をかばうことはアメリカをかばうことだってもうそろそろ気がつくよ 九条の会の関係者のみなさん
- ・9条を掲げた反核運動は、被爆者の皆さんを政治利用する行為です。

伊勢崎氏の護憲的改憲論は、当初は善意であったかもしれないが、今やこうした地点にまで行き着いてしまっている。伊勢崎氏は、つい最近、雑誌上の対談（『日本人がまだまだ知らない…自衛隊「深刻すぎる大問題」の正体』現代ビジネス電子版2021・02・05）で、「10年以上にわたって、防衛省の統合幕僚学校の高級課程というところで、陸海空の幹部候補生を教えています。ほとんどが自民党政権時の政策批判なので、保守の政治家から伊勢崎を下ろせという動きもあるようですが、それでも使い続けてくれているのは、本当に光栄に思っています。」と語っている。確かに、リベラルのポーズを保持しつつ、リベラル、9条護憲派を攻撃する伊勢崎氏は、安倍流改憲勢力にとって都合のよい存在なのかもしれない。

伊勢崎氏は、今のまま自衛隊が他国軍とともに国際平和協力活動等に派遣され、武力紛争に巻き込まれた場合に国際人道法に基づく国内刑罰法令がなく、ジェノサイドやヘイトクライムなど軍の組織犯罪を処罰できず、現場の自衛官に全て罪がなすりつけられてしまう、これを防ぐには上記のような改憲が必要だということを述べている。それならまずは国際平和協力活動等への派遣は、9条の下では許されないということを使うべきだろう。仮にそうでなくても9条改憲問題とは切り離して、当面の対応策として特別法をもうけることにより解決を図ることもできる。護憲的改憲など必要はないのだ。いや必要がないどころか安倍流改憲への呼び水にしかならない。

加藤氏に戻るが、結局、加藤氏も9条の意義、価値を貶めているに過ぎず、この手の護憲的改憲論と同じ穴の貉である。故人を批判するのは、気が重いですが、加藤氏の本は結構読まれているようであるから、9条護憲と9条改憲がせめぎ合う今、どうしても批判せざるを得ないと思った次第である。

終章 まとめにかえて

自民党は、2020年10月14日、政務調査会内閣第二部会に「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討PT」を立ち上げ、12月9日、『日本学術会議の改革に向けた提言』（以下「提言」という。）をとりまとめ、公表した。

提言は以下のように述べている。

「日本学術会議は、独立した新たな組織として再出発すべきである。組織形態としては、独立行政法人、特殊法人、公益法人等が考えられる。

また、わが国のNational Academyとして引き続き国際学術会議（ISC）等に加盟して国際活動を行うためには、欧米アカデミーと同じく政府機関から組織として独立させた上で、更なる活動の強化が求められる。（中略）

これにより、現在、政府の内部組織として存在しているにもかかわらず、政府から独立した存在であろうとすることで生じている矛盾が解消する。」

提言は、「独立した新たな組織として再出発すべきである」というのであるが、その理由として、①欧米アカデミーと足並みをそろえるということ、②政府から独立した存在であろうとすることで現在生じている矛盾が解消するという、の二点をあげている。

①で述べられているところは、あまりにも短絡的、軽率、性急な意見であり、その直後に政府に提出された学術会議の中間報告中の「アカデミーの姿は、その国でどのように学問が生まれ、発展してきたかという歴史と不可分であり、それに応じて、近世以降ヨーロッパで先行的になされたアカデミー設立の契機も、王侯貴族の保護、市民的創意、国家方針など様々です。現在でも国家機関として位置づけられるものから、法的には市民団体的な形態まで大きな幅があります。日本の場合には、西洋の学術の輸入を契機に政府主導で学術体制が構築され、第二次世界大戦後の歴史的条件のもとで国の機関としての設置が選択されました。そして、日本の学術体制はそれを前提とした制度化が進められており、こうしたわが国独自の歴史的・社会的・制度的条件への配慮が不可欠です。」との指摘（2020年12月16日付『日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（中間報告）』に、到底太刀打ちできるものではない。

②述べられているところは、政府から独立して職務を行うことが保障された学術会議に、その独立性を侵害するトラブルを作り出し、言うところの盾を作り出しているのが当の自民党政権なのであるから、笑えぬジョークの類であり、お話にならない。

学術会議の組織形態については、先にも取り上げた、2014年内閣府特命担当大臣（科学技術担当）の下で政府に設置された「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」がまとめた『日本学術会議の今後の展望について』（2015年3月）において、検討済みである。そこでは以下のような取りまとめがなされていた。

(有識者会議における主な指摘)

「有識者会議においては、組織形態について、本有識者会議で議論すべきとの指摘があり議論したところ、独立性を担保するという観点が重要であるが、現状として制度上独立性は十分確保されており、現在の内閣府の「特別の機関」でよいのではないかと、との指摘があった。独立性に関しては、財政的な独立性、政治からの独立性といった観点も重要ではないかと、との指摘があった。」

(有識者会議としての意見)

「日本学術会議は、政府から独立性を保ちつつ、その見解が、政府や社会から一定の重みをもって受け取られるような位置付け、権限をもった組織であることが望ましい。また、日本学術会議の性格が、本質的には事業実施機関ではなく審議機関であることを踏まえると、安定的な運営を行うためには、国の予算措置により財政基盤が確保されることが必要と考えられる。

これらの点を考慮すると、国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい。」

わずか6年前に、多数の有識者に委嘱して政府に置かれた「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が、8カ月間にわたる検討の結果、現在の組織形態は、「日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものである」として、現在の組織形態維持の結論が出されているにもかかわらず、自民党は、わずか2カ月のまにあわせの議論で、学術会議を国の特別の機関からはずすことを提案するとは恐れ入るばかりである。

今、有識者会議で出された学術会議の組織形態維持の結論を変えなければならない事情はどこにも見当たらない。にもかかわらず自民党がこのような提言をしたのは、一つには会員任命問題での国民の批判をかわすべく学術会議の改革問題へと争点をシフトさせるためというマヌーバーの側面があるだろう。しかし、むしろこれは1983年法改正前に、自民党が、学術会議を共産党に牛耳られた偏向組織であり、国の機関としては廃止すべきだとさかんに学術会議を攻撃していたことの蒸し返しであり、当時の未完に終わってしまった狙い——学術会議の存在形態を変える、すなわち政府機関としての学術会議を廃止する、仮にそれが不可能だとしても学術会議を、一般の政府審議会と同様に、政府の施策をオーソライズするだけの機関に変質させる、との狙い——を、ようやく今チャンスがめぐりめぐってきたとばかりに公然と前面に押し出してきたと見るのがより本質に迫ると言えるのではないだろうか。

2021年1月28日、学術会議は、6人の任命を求める幹事会声明を発表した。

「今回の任命見送りについて、たびたび求めてきたにもかかわらず任命権者から本会議への正式の回答や説明は一切行われておりません。このまま定数210名にたいし6名の欠員という法の定めを満たさぬ状態が長く継続することは、本会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければなりません。その是正をはかることができるのは、任命権者たる内閣総理大臣をおいてありません。

本年4月には第25期二度目となる第182回総会が開かれます。この総会は、政府とも協議を重ねながら検討を進めてきた本会議のより良いあり方について意思決定すべききわめて重要な役割を担った総会であり、これが法の定めを満たさぬままに開催されることは避けられねばなりません。本会議が適正な選考手続きを経て推薦したもののいまだ任命されていない6名を、すみやかに任命されることを強く求めます。」

しかし、加藤勝信官房長官は「手続きは終了している」と述べ、完全に無視し去ろうとしている。政府部内で、今回の暴挙に客観的で公正ない意見を述べるものは一人もいないようである。

菅首相は、かつて官房長官時代に、唐の第二代皇帝・太宗と彼を補佐した骨のある家臣との問答をまとめた『貞観政要』を愛読書としてあげていたそうである。そこには「そちたちの態度はひたすらわたしの気持ちに逆らうまいとしているかのように思われる。指示したことをはいはいと受け入れるばかりで、いっこうに諫言してくれる者が見当たらず。まことに嘆かわしいことだ。たんに私が下した詔勅に署名をし、下部に文書を流してやるだけのことなら、どんな人間にもできる。わざわざ人材を選びすぐってそれらの地位にすえておく必要はない。」との太宗の嘆きの言葉が書かれている。この言葉を読んだはずの菅氏は、今、首相にまで上り詰めたのであるが、学術会議会員任命拒否をめぐるこの狂騒曲の中、閣員や官僚たちの提灯もちぶりに、果たしていかばかりの感慨を抱いていることだろう。

学術会議の会員任命拒否問題は、2020年9月の第25期への会員改選期に偶発的に起こったことではなく、2016年(23期)における欠員補充の推薦で官邸側から欠員数を上回る員数の推薦名簿の提出を求められ、順位を付した推薦名簿を提出したが下位者と順序を逆転するように求められ、拒否して欠員のままとなったこと、2017年第24期への会員改選時に、官邸側の求めがあったので事前に員数を上回る推薦名簿案を作成して官邸側との折衝し、105名も絞り込んだ推薦名簿を作成、提出したこと、さらには2018年(24期)における欠員補充の推薦でも官邸側の求めで欠員数を上回る員数をあげ優先順位をつけた推薦名簿を提出したが、順位変更を求められ、拒否して欠員のままとなったことが報じられているところであり、安倍前政権以来の一貫した学術会議会員人事への介入姿

勢が公然化したに過ぎない。

ところで、私は、今回の会員任命拒否問題について、世論の状況を見ると、いささか不安を覚えざるを得ない。朝日新聞が、2020年10月17、18日に行った全国世論調査(電話)によると以下の結果であったと報じられている。

- ◆ 「日本学術会議」についてうかがいます。会員を選ぶにあたって、菅首相は学術会議が推薦した学者の一部を任命しませんでした。このことは妥当だと思いますか。
妥当だ31% 妥当ではない36%
- ◆ 日本学術会議が推薦した学者の一部を任命しなかった理由について、菅首相のこれまでの説明は十分だと思いますか。
十分だ15% 十分ではない63%

この結果は、国民の間に、この問題について正しい理解が十分に行き渡っていないことを示唆しているように思われる。

正しい理解が行き渡っていない理由としては以下の事情が考えられる。

- ① 1983年の日本学術会議法改正の経緯が正しく知られておらず、内閣総理大臣の任命権の意味について正確に理解されていないこと
- ② テレビ番組やSNSで盛んに繰り返される学術会議に関するアバウトで適当な議論、あるいはフェイクニュースをもとにした非難や攻撃が浸透していること
- ③ 任命拒否を批判する人たちの一部、特に研究者コミュニティに属する人からの上から目線の発言に対する生理的な反発
- ④ そもそも学術会議とはどういうものか、国民生活とどういがかかわりがあるのかについて、国民に理解が行き渡っていないこと。

これらを解消するために、研究者コミュニティに属する人たちは一人一人が辻説法に立つくらいの覚悟で、学術会議の歴史、組織のなりたちと仕組み、活動内容、成果と課題、学術会議の活動に関連する憲法と法律、科学者の抱負と展望を粘り強く国民に説いて行くしかないだろう。あわせてマスメディアを味方につけるために問題の本質を説明し、マスメディアの報道ぶりを変える努力を続けなければならない。と同時に私たち国民も知る努力を怠らず、知り得た範囲で、それぞれの仕方で、意見表明をして行くべきだろう。

11月19日付朝日新聞朝刊のオピニオン欄に、『任命拒否 歴史家の役割』と題する日本近現代史研究者・古川隆久日大教授のインタビュー記事が載っていた。古川氏は、今回の

学術会議会員の任命拒否問題に対し、撤回を求めるネット署名運動を呼び掛けた中心物である。彼は、こんなことを言っている。

「政府が政策を決める際、専門家を集めた審議会をつくり、答申を得るというやり方がよく行われています。委員は往々にして、政府の方針に強く反対しない人たちが選ばれ、異論はあまり出ません。しかし学術会議は、政府から独立して選ばれた、広範囲にわたる多様な専門家集団です。まさに俯瞰（ふかん）的、総合的な観点から政府や社会に提言していく。政府お手盛りの審議会にはできない、セカンドオピニオンを示すのです。政府の意を忖度（そんたく）するようになってしまえば、存在意義がありません。その結果、政府が間違いを犯せば、損をするのはわれわれです。」

学術会議は派手で目立つ活動をしているわけではない。しかし、学術会議が本来企図された目的のとおり自由闊達に活動するならば、わが国の進路を科学という羅針盤によって正しく方向付けをすることができる。それは国民生活の安全と利便、安定と向上、さらには国の平和的・文化的発展への道である。逆に政府の介入に屈し、学術会議が政府機関ではなくなり毒にも薬にもならない微々たる団体になるか、政府に追随するばかりの御用機関に変質させられてしまえば、科学が国の進路の羅針盤とはなりえず、わが国は波のまにまに漂流することになってしまう。それは国民生活に窮迫と混迷をもたらし、国を衰退させる道であり、文化国家と平和国家の基礎たるべき科学の死であり、亡国への道だ。今まさに、科学者コミュニティと国民の力量が問われている。（了）